

第2期 古河市

子ども・子育て

支援事業計画



笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが 健やかに育つまち「古河」

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、市の幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた需給計画です。

第2期古河市子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画の基本理念を継続しつつ、検証を行ったうえで、新たな5年間の計画として策定しました。

ごあいさつ

すべての子どもの健やかな成長を支えるための「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月にスタートしました。

新制度の特徴は、従来の「医療」「年金」「介護」から成り立っていた社会保障に「子ども・子育て」が加えられ、未来を担う子ども達を社会全体で支えていくという、新たな未来の幕開けとなりました。

古河市においても、新制度のもと子ども・子育て支援施策を一層拡充し推進していくため、5 年間の基本計画となる「古河市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、“笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが健やかに育つまち「古河」”を基本理念に掲げ、地域社会全体で総合的に子ども・子育て支援を推進してきたところです。

全国的に少子化が進行する一方で、女性の就業率は上昇傾向にあり、国は女性の就業率が 80%に到達しても対応ができる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することを掲げています。

そして、子どもたちから子育て世代、現役世代、そして高齢者まで、全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度への転換に向け、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

また、近年は児童虐待関連の通告児童数や摘発件数が過去最大になるなど、痛ましい事件が顕在化してきており、児童虐待の予防・早期発見のため、市の児童福祉・医療・教育部門や児童相談所、警察など関係機関がより一層連携し、保護が必要な児童に関する情報を的確に共有することが必要となってきました。



新制度施行後、市では核家族化による育児不安への対応など、子育て環境の変化に対し様々な施策を行うと共に、新たな民間の保育園や小規模保育所等を設置するほか、幼稚園においても認定こども園への移行や既存の保育園等の定員数を拡充するなどの保育の受け皿を確保するための取り組みを行ってきました。

しかし、共働き世帯の増加や保育士不足により施設が定員数まで受け入れが出来ない等の理由により、0，1，2歳児の待機児童の解消に至っていない状況です。

このような現状を踏まえ、市では令和2年度から令和6年度までの5年間の幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画となる「第2期古河市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画により、将来的な少子化の影響も考慮しつつ、特に0，1，2歳児の保育の受け皿を確保し待機児童の解消を進めます。さらに、妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援に加え、社会問題となっている児童虐待への対応を強化し、働きやすい地域社会づくりにより、まちの活力を高め、市民の皆様が安心して産み育てられる、魅力あふれる都市づくりを目指します。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査等により貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、ご審議いただきました古河市子ども・子育て会議の委員の皆様に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

古河市長

針谷 力



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 子ども・子育て支援新制度について	4
(1) 子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援新制度の概要	4
(2) 制度の全体像	5
(3) 子ども・子育て支援給付	6
(4) 地域子ども・子育て支援事業	6
3 計画の期間	7
4 計画の位置付け	7
5 計画の策定方法	9
第2章 古河市の現状	11
1 古河市の人口・世帯の状況	13
(1) 人口の状況	13
(2) 人口動態の状況	14
(3) 就業の状況	15
2 子育て家庭の意識と実態	16
(1) 子育ての環境	16
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	19
(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況	20
(4) 事業の認知度・利用経験・利用意向	21
(5) 子どもの病気の際の対応	22
(6) 子どもの不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一預かり等の利用	22
(7) 放課後の過ごし方	23
(8) 子どもの生活や家庭のこと	25
(9) 児童虐待への過剰な行為・対応	25
(10) 子育ての環境や支援	26
3 子ども・子育て支援事業計画(第1期)の検証	27
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	35
2 基本的視点	35
3 基本目標・施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
1 教育・保育提供区域	39
(1) 教育・保育提供区域とは	39

(2)教育・保育提供区域に求められること.....	40
(3)市の教育・保育提供区域の検討	41
2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など	43
(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】	43
(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】	43
(3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】	44
3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など	46
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	54
5 地域における子育て支援の充実	55
(1)地域における子育て家庭への支援	55
(2)仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進	61
(3)子どもや親の健康づくり	63
6 専門的な支援の充実	68
(1)障がい児支援の充実	68
(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	71
(3)児童虐待防止対策の充実	72
第5章 計画の推進	77
1 計画の推進体制	79
2 計画の進捗管理	79
第6章 資料編	81

1 計画策定の趣旨

国では、近年の急速な少子化や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進してきました。さらに、平成 24 年 8 月には、「子ども・子育て支援関連 3 法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育、地域での子ども・子育て支援の総合的な取組が推進されています。

古河市では、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子ども達が健やかに成長できる社会の実現や子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

市内には、子育て支援センターなどをはじめとする子育てに関する資源や機能が整備されてきています。平成 27 年度からの 5 年間では、待機児童解消に向け、教育・保育施設や放課後児童クラブの整備を進め、教育・保育施設の定員数は 4,783 人（226 人増）、放課後児童クラブの利用定員数は 1,628 人（267 人増）と拡大しました。待機児童数は減少傾向にありますが、保育ニーズなどの高まりにより解消には至っておらず、教育・保育の質の向上や安心安全な子育て環境の整備など継続して取り組むべき課題は山積みです。また、子どもを産み育てることへの不安や孤立感を持つ保護者の増加、児童虐待など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援の必要性が高まっています。

この「第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画」は、第 1 期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第 1 期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

2 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいいます。

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための仕組みとして作られました。

●「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されました。

●認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられ、認定こども園の財政措置は「施設型給付」に一本化されました。

●地域の子育て支援の充実

地域の実情に応じた「地域子ども・子育て支援事業」の充実が図られることになり、古河市では、本計画書の子ども・子育て支援事業計画で掲載の通り実施していきます。

●市町村が実施主体

市町村が地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施することになりました。

●社会全体による費用負担

消費税率の引き上げにより確保される財源が幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実にあてられることになりました。

●子ども・子育て会議の設置

国は有識者や子育て当事者、子育て支援事業従事者等が子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与する子ども・子育て会議を設置しています。市町村の地方版子ども・子育て会議も努力義務とされており、古河市では「古河市子ども・子育て会議」を設置しています。

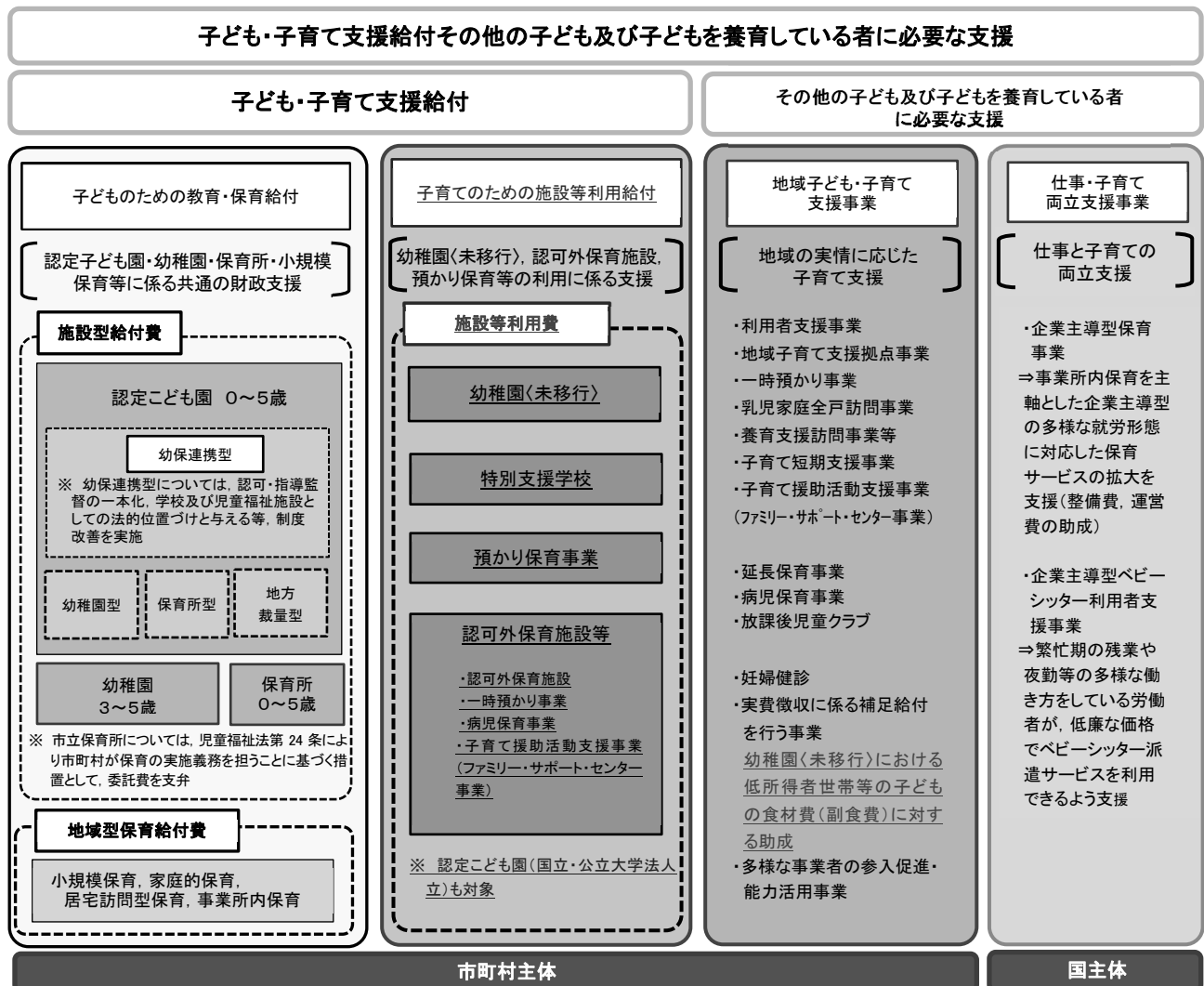
(2) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像



(3)子ども・子育て支援給付

①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。(法定代理受領制度)

◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、古河市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

(4)地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は、古河市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。古河市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健康診査 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ) |
| ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、
要保護児童等の支援に資する事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを
促進するための事業 |
| ⑦子育て援助活動支援事業
ファミリー・サポート・センター事業 | |

3 計画の期間

この計画は、令和 2（2020）年度を初年度とし、令和 6（2024）年度までの 5 年間で計画期間とします。

年度 計画名	R2	R3	R4	R5	R6
総合計画	第2次古河市総合計画(第Ⅱ期基本計画)				(見直し)
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画				
地域福祉計画	(第3期)				
健康づくり基本計画	(第3次)				
障害者基本計画	(第3期計画)			(見直し)	
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)			(見直し)
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)			(見直し)
虐待DV対策基本計画	(第2期)			(見直し)	
古河市教育振興基本計画	前期計画		(見直し)		
古河市公立保育所運営ビジョン	古河市公立保育所運営ビジョン(平成 30 年度～令和 9 年度)				

4 計画の位置付け

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- ② この計画は、「第 2 次古河市総合計画」（基本構想：2016 年度～2035 年度、第Ⅱ期基本計画：2020 年度～2023 年度）に基づく部門計画として位置付けられるとともに、関連計画と整合性を図り、策定するものです。

※ 本計画と「SDGs」の取り組みについて

・「SDGs」とは

「持続可能な開発目標」として平成 27（2015）年 9 月国連で採択され、令和 12（2030）年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための先進国を含む世界共通の目標（17 ゴール、169 ターゲットで構成）を指します。

社会・経済・環境の 3 側面と 5 つの P（People, Prosperity, Planet, Peace, Partnership）を重視しており、キーワードは「誰一人取り残さない」としている。これから政府や企業、大学・研究機関、市民社会などあらゆる取り組みが期待されています。

・本計画での取り組み

古河市として 17 ゴール（目標）について、第 2 次総合計画第Ⅱ期基本計画で取り組むのに伴い、本計画においても施策展開と整合する下記の SDGs の 3 ゴール（目標）について取り組むこととし、本計画の施策を目標達成のターゲットとして位置づけるものとしています。



5 計画の策定方法

- ① この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・小学生の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

■調査概要■

調査方法	郵送配布－郵送回収法			
調査期間	平成 31 年1月 10 日(木)～ 平成 31 年1月 28 日(月)			
回収状況	調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
	就学前児童	1,000 件	437 件	43.7%
	小学生	1,000 件	426 件	42.6%

- ② この計画は、市民、関係団体等からなる「古河市子ども・子育て会議」で委員へのアンケートや検討を重ね、策定しました。

委員からの主な意見

●良い点

- ・待機児童の多い0～2歳を受け入れる施設が設置される予定ということで、古河市の子育て支援は充実したものになりつつある。
- ・子ども・子育て会議の中での説明や、現場の方々の話を聞く限りでは、特に大きな問題は無いと感じている。
- ・最近では保育時間内に、英会話や運動教室などを受けられるようになった。古河市や園が行うものとしては今のままで十分だと思う。

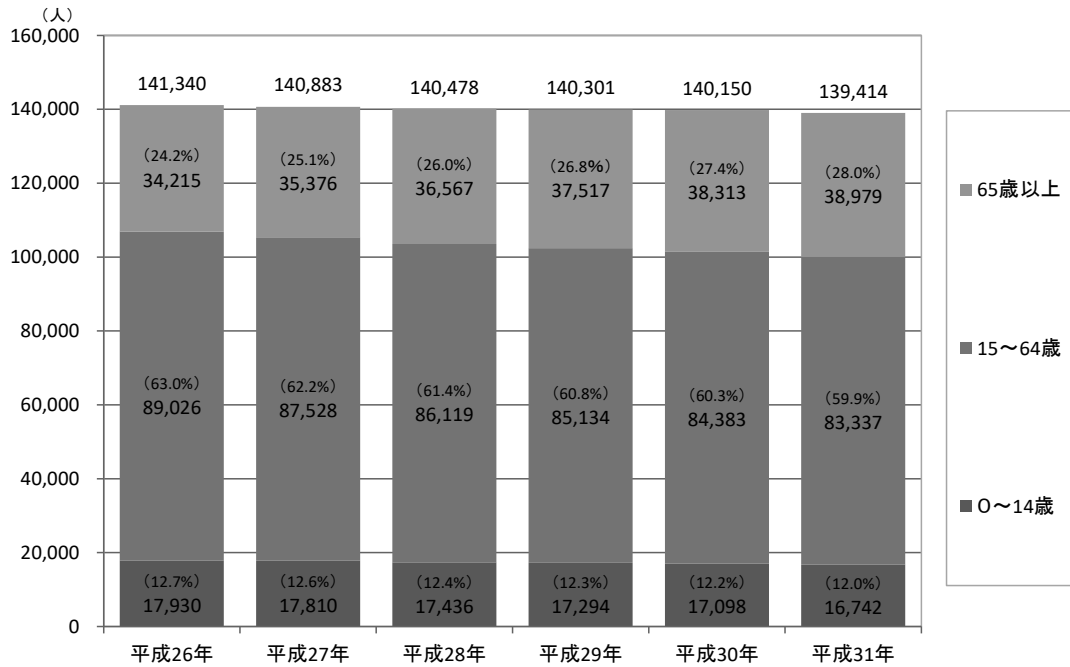
●要望・改善を望む点

- ・特色のある教育・保育施設が多く存在すべき。
- ・量を増やすのは慎重に進めてほしい。
- ・待機児童は多いため、地域型保育事業の認可増が必要ではないか。
- ・保育士の確保が進まない現状があるため、保育士の確保を進めてほしい。
- ・保育者が日常の保育の中で、子供の成長につながる対応ができるような保育者育成を望む。
- ・保育士等の処遇改善に努めながら、職員のスキルアップを図ってほしい。
- ・地域で子育てを支える必要性や重要性を啓発し、地域全体で取り組む為の施策をしてほしい。
- ・色々な状況の家庭にも情報が行き渡るようにしてほしい。
- ・ひどい児童虐待が後を絶たず、父親の虐待と母親のDVも連鎖している。そのような母親と子どもを守る取組をもっとしてほしい。

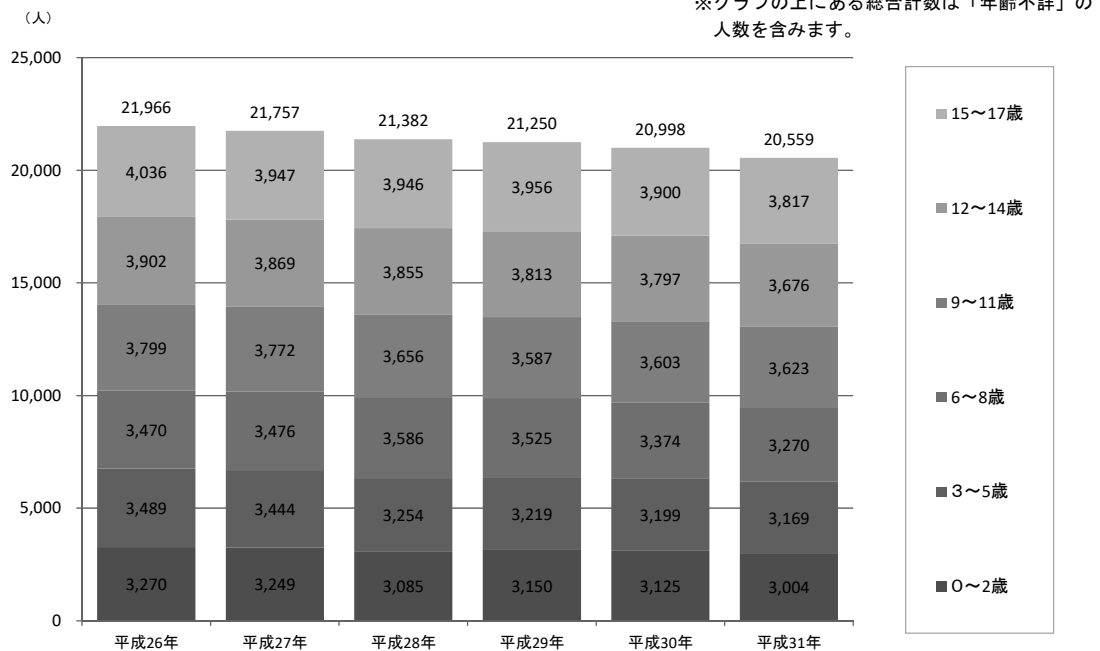
1 古河市の人口・世帯の状況

(1)人口の状況

①人口の推移



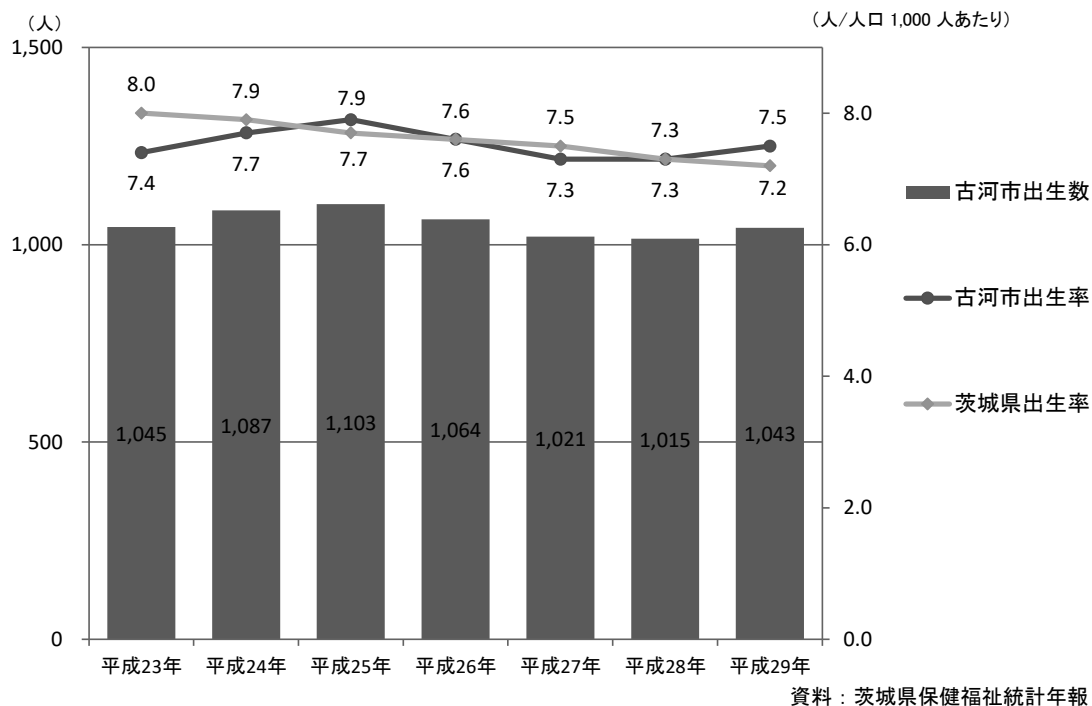
②児童数の推移



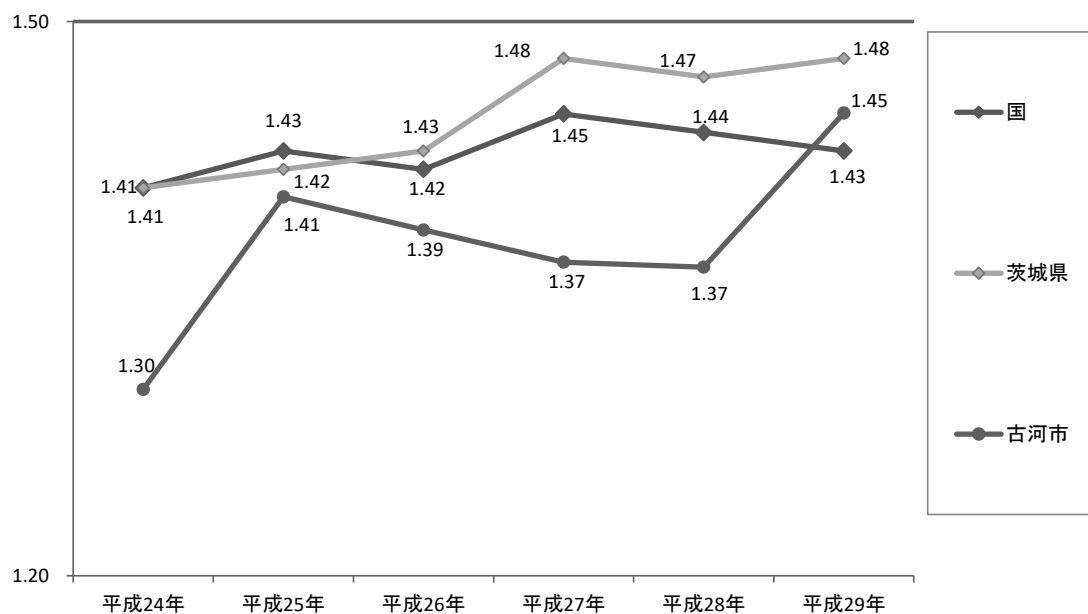
資料：茨城県常住人口（各年4月1日）

(2)人口動態の状況

①出生数・出生率の推移(古河市・茨城県)



②合計特殊出生率の推移(古河市・全国・茨城県)



(3) 就業の状況

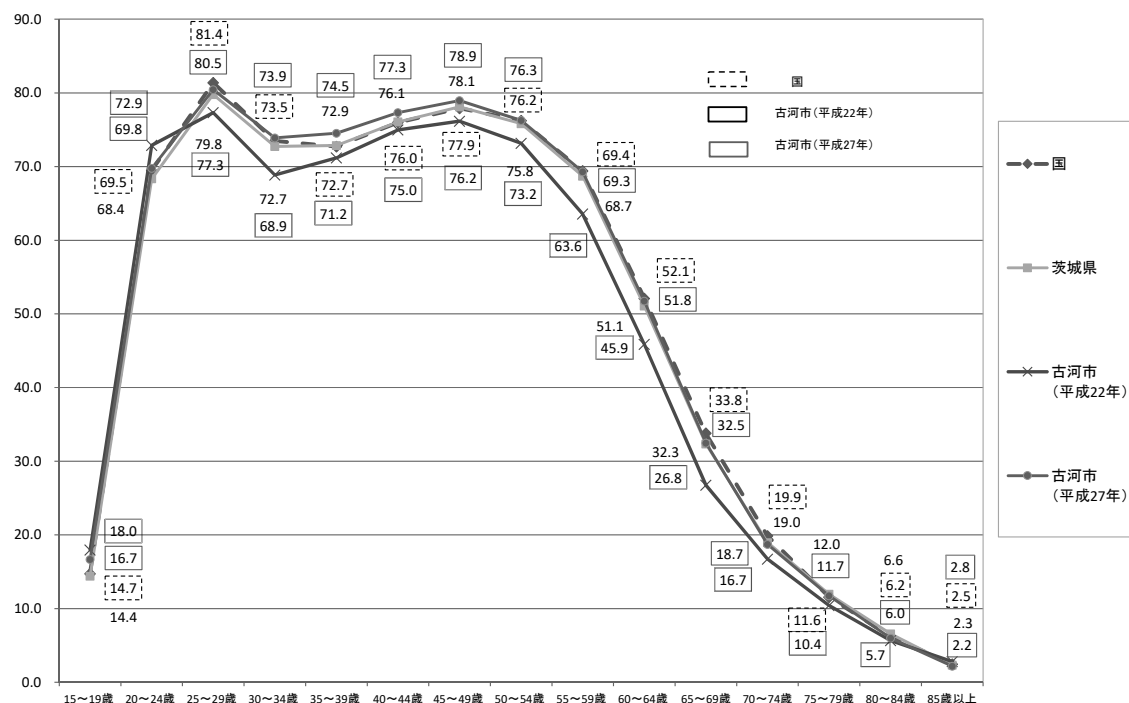
① 就業率の状況

単位：人、％

平成27年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
国	52,879,791	33,077,703	62.6	56,874,386	25,841,333	45.4
茨城県	1,247,243	809,664	64.9	1,271,747	591,020	46.5
古河市	61,171	40,231	65.8	61,857	29,707	48.0

資料：国勢調査（平成27年）

② 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成27年）

2 子育て家庭の意識と実態

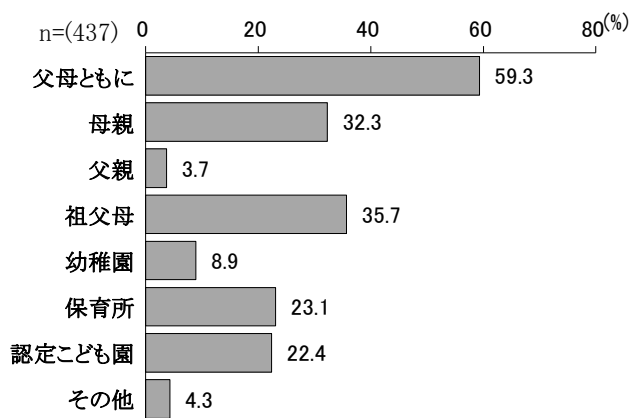
未就学児童、小学生がいる家庭を対象に行ったニーズ調査等の結果から、古河市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状や課題がみられます。

(1) 子育ての環境

① 子育て(幼児教育を含む)に日常的に関わっている人

「父母ともに」が59.3%と最も多く、次いで「祖父母」(35.7%)、「母親」(32.3%)が3割台となっています。

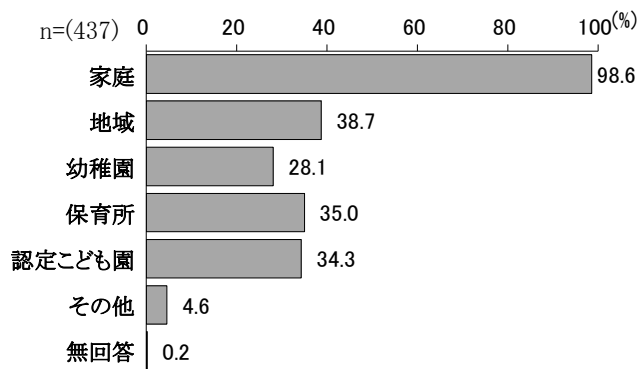
子育てに日常的に関わっている人〔複数回答〕(就学前)



② 子育て(幼児教育を含む)に影響すると思う環境

「家庭」が98.6%と特に多くなっていますが、「地域」「保育所」「認定こども園」をあげる家庭も3割台となっています。

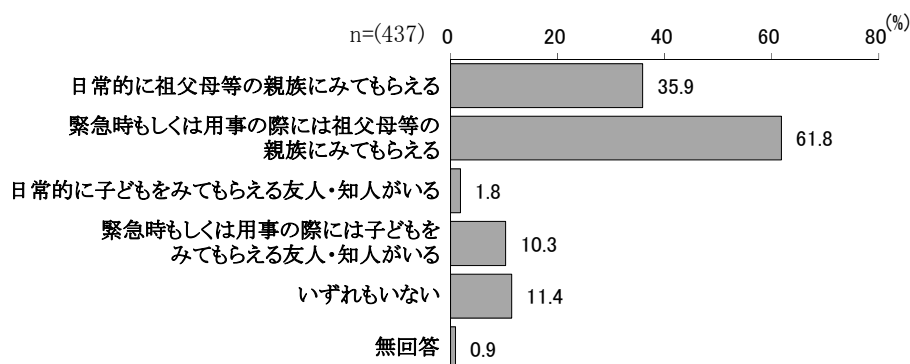
子育てに影響すると思う環境〔複数回答〕(就学前)



③日頃、子どもをみてもらえる親族・友人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は61.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が35.9%と続いています。また、「いずれもない」という家庭も11.4%となっています。

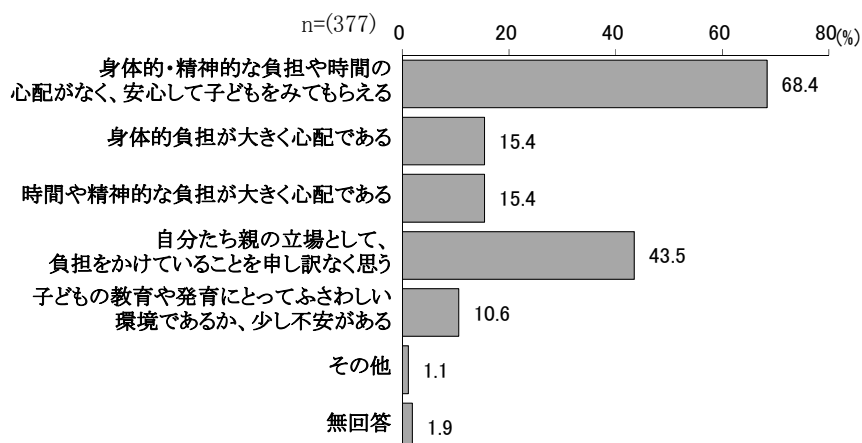
日頃、子どもをみてもらえる親族・友人の有無〔複数回答〕(就学前)



④祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についての意識

「身体的・精神的な負担や時間の心配がなく、安心して子どもをみてもらえる」が68.4%と最も多く、「自分たち親の立場として、負担をかけていることを申し訳なく思う」が43.5%となっています。

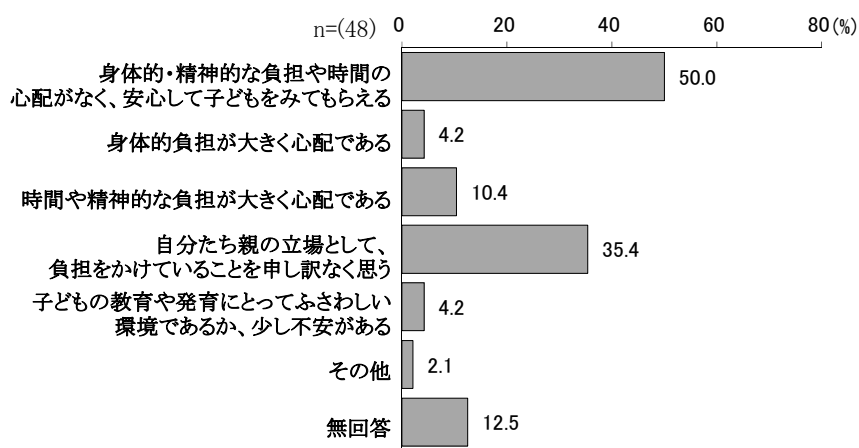
祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についての意識〔複数回答〕(就学前)



⑤友人・知人に子どもをみてもらっている状況についての意識

「身体的・精神的な負担や時間の心配がなく、安心して子どもをみてもらえる」が50.0%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることを申し訳なく思う」が35.4%となっています。

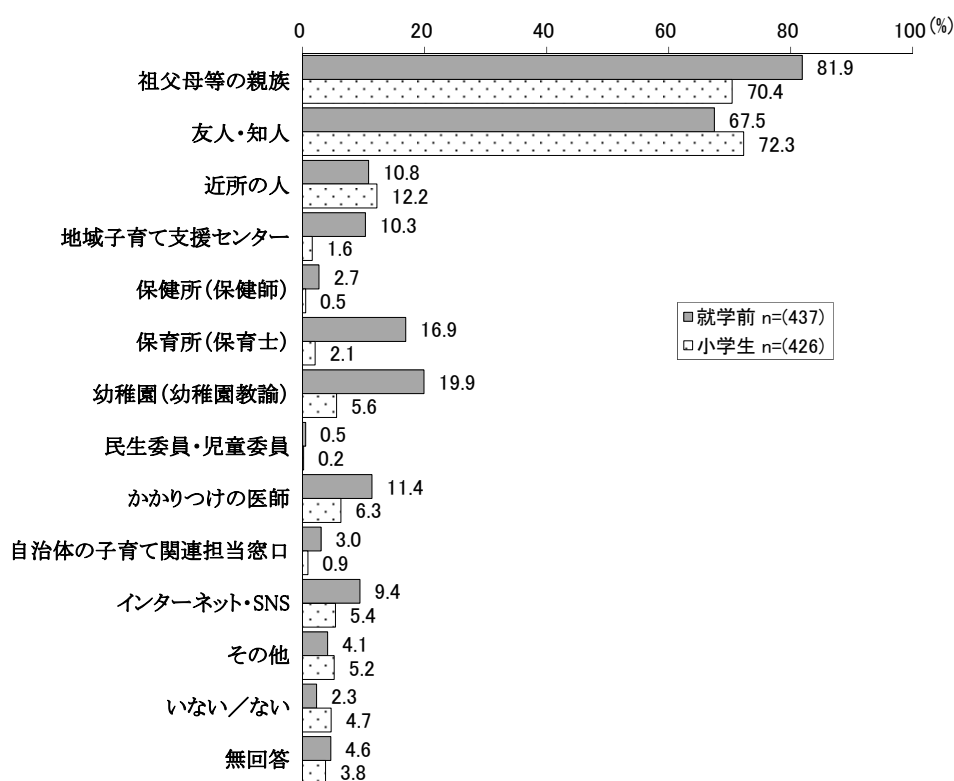
友人・知人に子どもをみてもらっている状況についての意識(就学前)



⑥子育て(幼児教育を含む)をする上で、気軽に相談できる先

就学前、小学生ともに「祖父母等の親族」が7割以上と最も多く、これに「友人や知人」が6割以上で次いでいます。また、就学前では「幼稚園(幼稚園教諭)」「保育所(保育士)」といった専門職(機関)をあげる家庭も一定数みられます。

子育て(幼児教育／教育を含む)をする上で、気軽に相談できる先〔複数回答〕

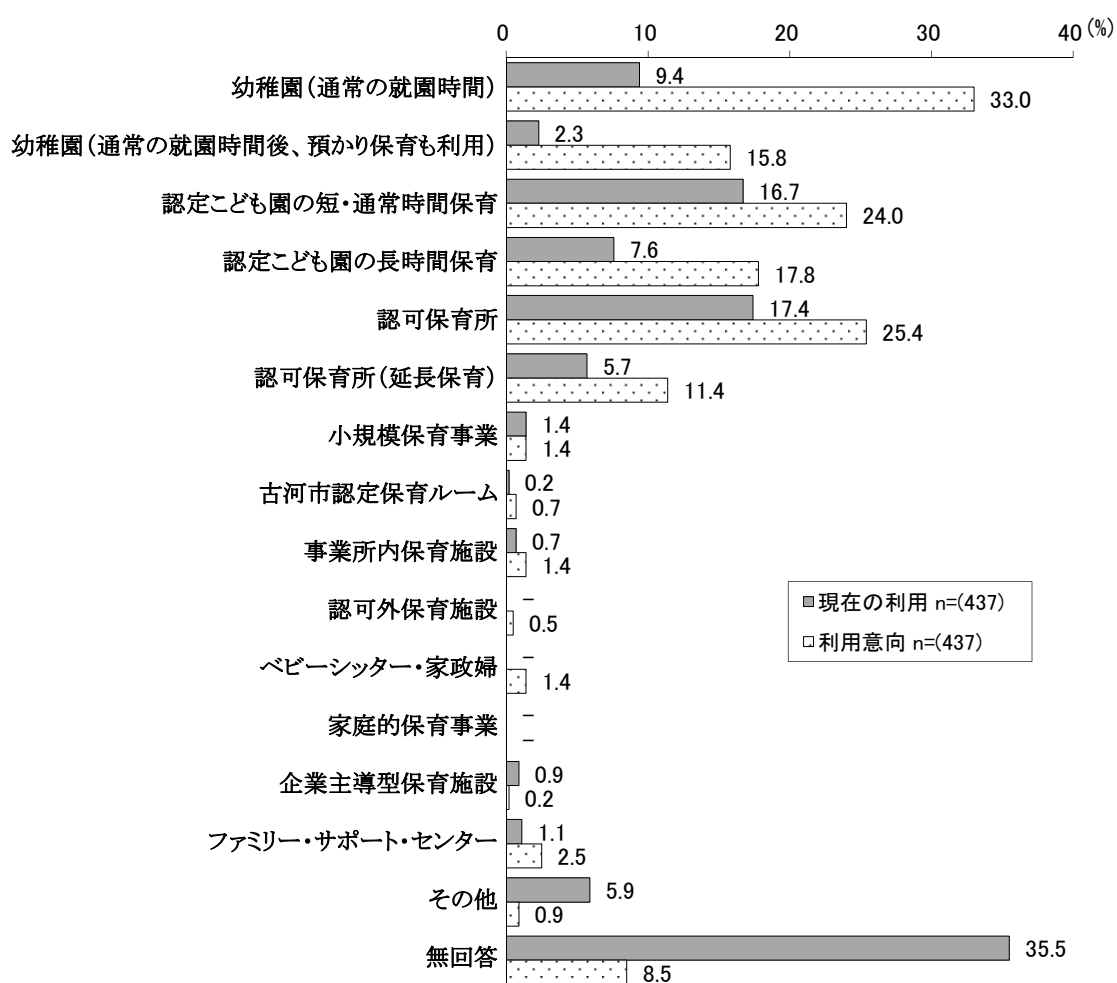


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在利用しているサービスは「認可保育所」が17.4%で最も多く、次いで「認定こども園の短・通常時間保育」が16.7%、「幼稚園（通常の就園時間）」が9.4%となっています。

利用意向（現在の利用の有無に関わらず）は「幼稚園（通常の就園時間）」が33.0%と最も多く、次いで「認可保育所」(25.4%)、「認定こども園の短・通常時間保育」(24.0%)が2割台となっています。

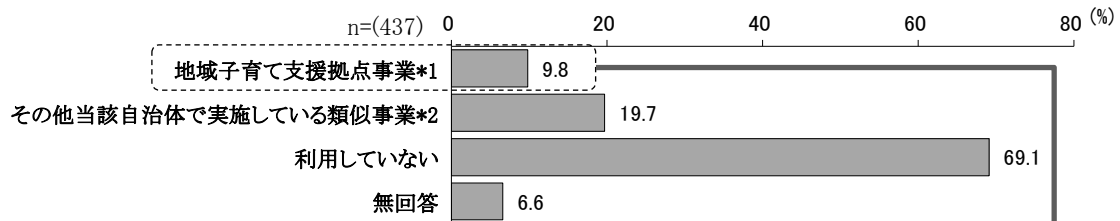
平日に利用している定期的な教育・保育事業、今後の利用意向〔複数回答〕(就学前)



(3)地域子育て支援拠点事業の利用状況

「地域子育て支援拠点事業*1」の利用は9.8%、「その他当該自治体で実施している類似事業*2」の利用は19.7%、「利用していない」は69.1%となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前)

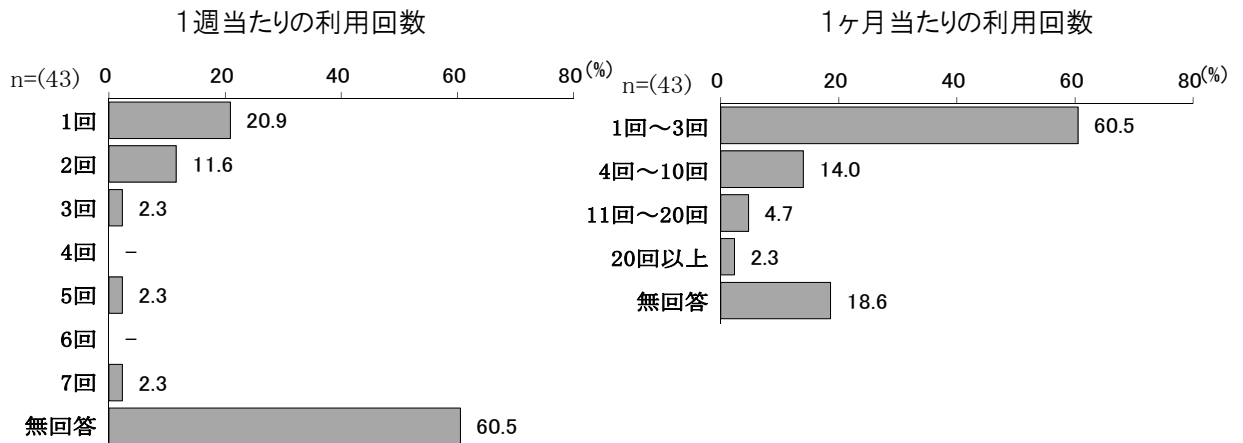


*1 親子が集まって過ごしたり、相談をする場

*2 具体名: ネーブルパーク内「ヤンチャ森」

「地域子育て支援拠点事業」の1週当たりの利用回数は「1回」が20.9%となっています。1ヶ月当たりの利用回数は「1回～3回」が60.5%と特に多くなっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前)



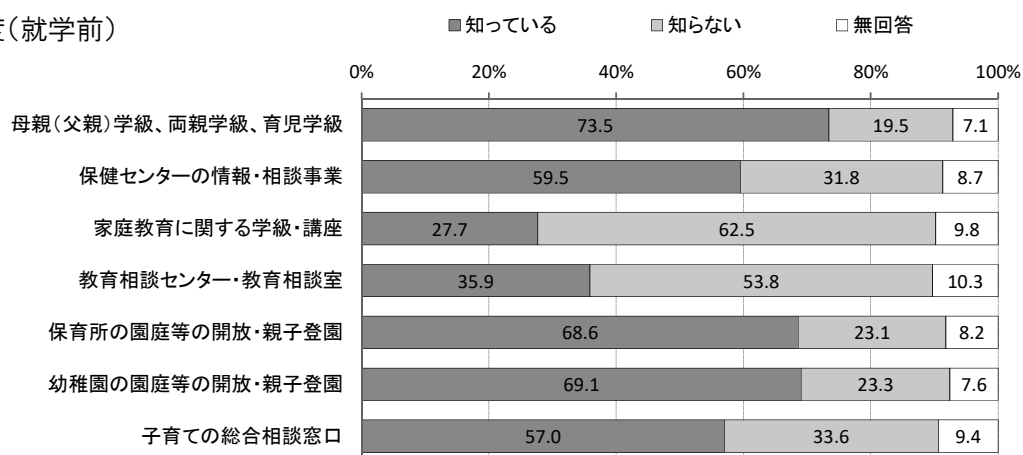
(4)事業の認知度・利用経験・利用意向

認知度の高い事業は「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(73.5%)、「幼稚園の園庭等の開放・親子登園」(69.1%)、「保育所の園庭等の開放・親子登園」(68.6%)が6割以上となっています。

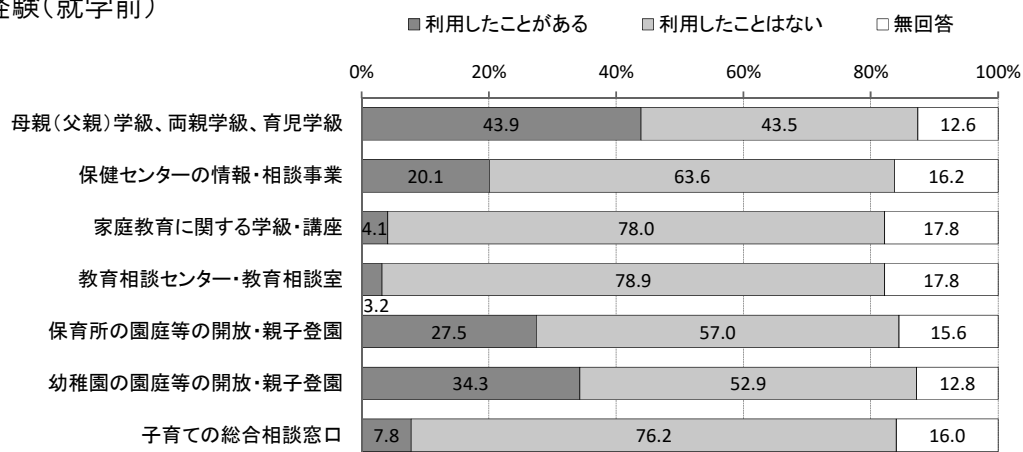
利用経験のある事業は「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(43.9%)、「幼稚園の園庭等の開放・親子登園」(34.3%)が多くなっています。

利用意向は「幼稚園の園庭等の開放・親子登園」が47.1%と最も多くっており、その他の事業も3割前後から4割近くとなっています。

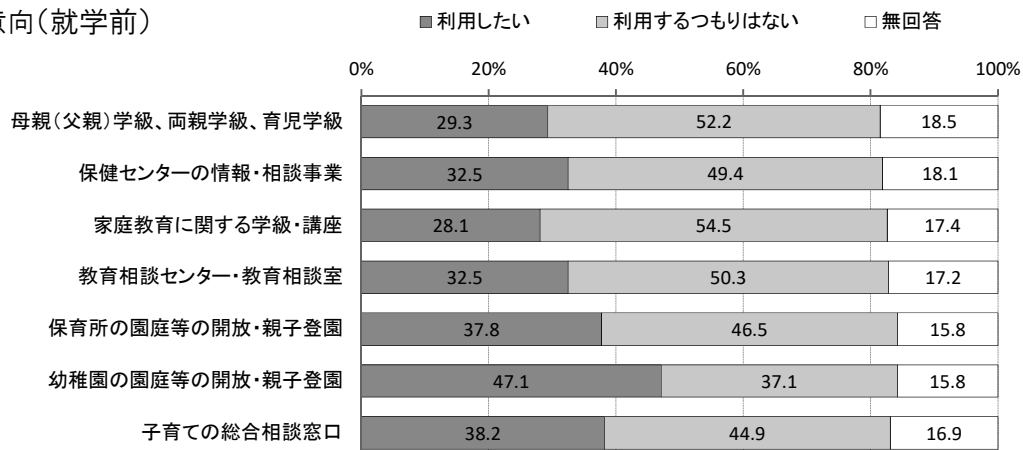
◆認知度(就学前)



◆利用経験(就学前)



◆利用意向(就学前)

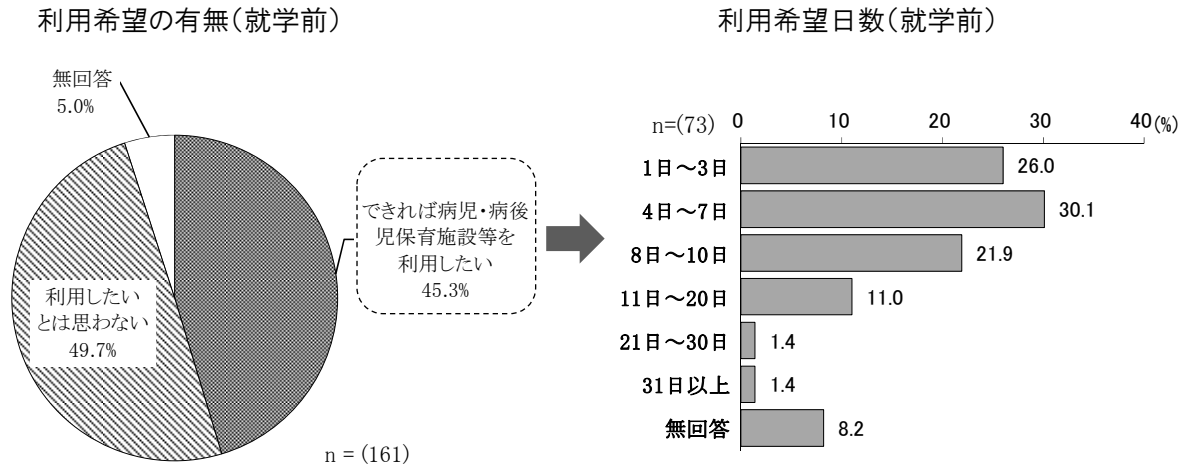


(5) 子どもの病気の際の対応

① 病児・病後児のための保育施設等を利用希望と希望日数

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は45.3%、「利用したいとは思わない」は49.7%となっています。

なお、利用したい人の利用希望日数は、「4日～7日」が30.1%と最も多くなっています。

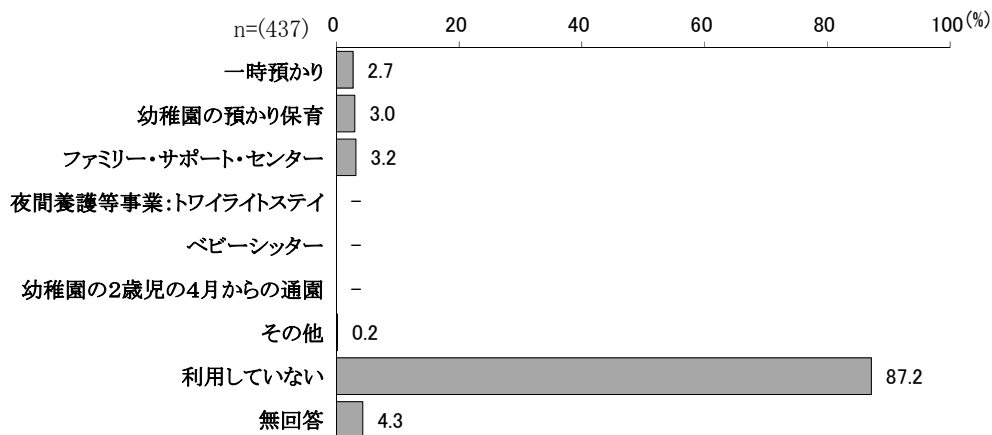


(6) 子どもの不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

① 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の仕事等の目的で不定期的に利用している事業

利用している事業では、「ファミリー・サポート・センター」「幼稚園の預かり保育」「一時預かり」が1割未満となっています。なお、「利用していない」は87.2%を占めています。

私用、親の通院、不定期の仕事等の目的で不定期的に利用している事業〔複数回答〕(就学前)



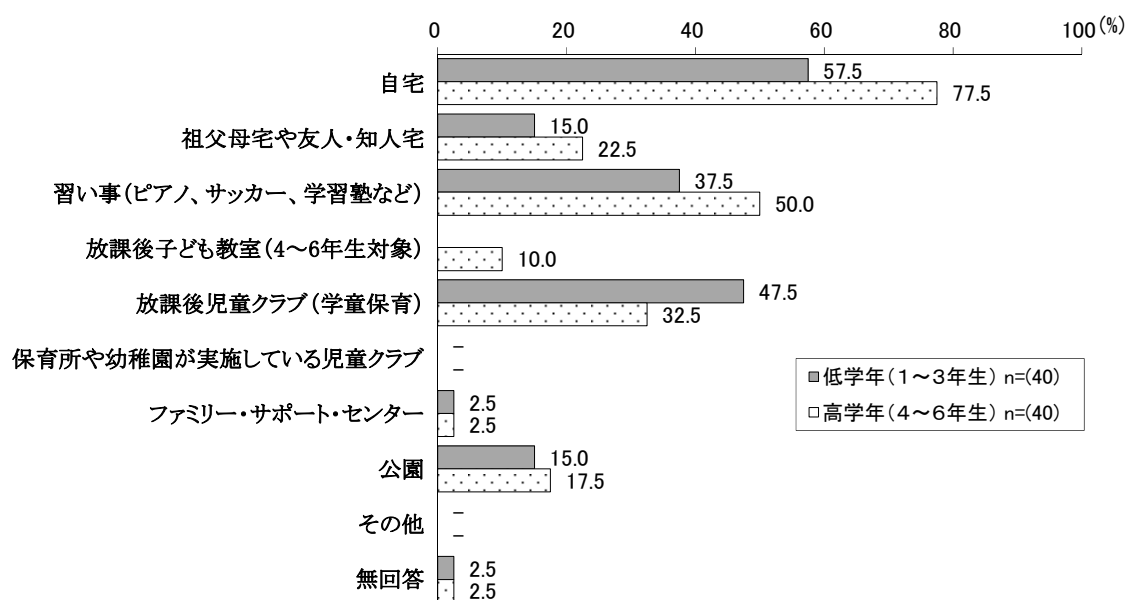
(7)放課後の過ごし方

①小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校低学年（１～３年生）のうちでは、「自宅」が 57.5%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 47.5%、「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が 37.5%となっています。

小学校高学年（４～６年生）になったときも「自宅」が 77.5%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が 50.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 32.5%となっており、低学年でも高学年でも保護者が希望する放課後の過ごし方の上位項目は同様となっています。

小学校就学後の放課後の過ごし方(就学前)



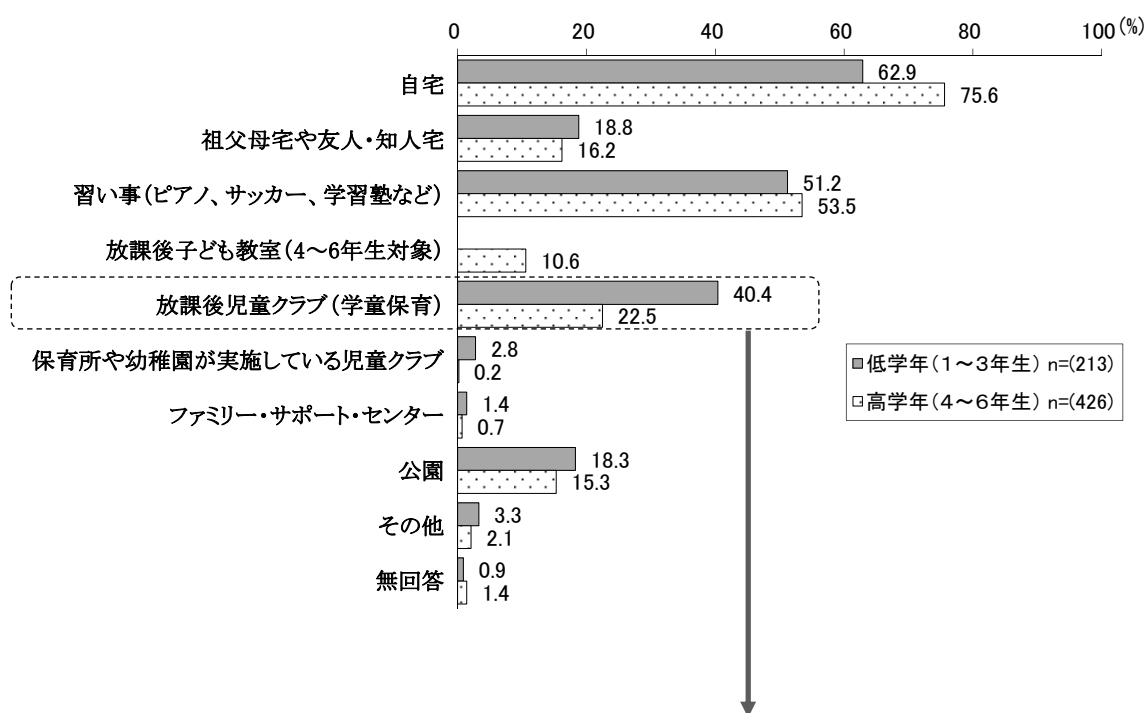
②希望する放課後の過ごし方

小学校低学年（１～３年生）のうちでは「自宅」が 62.9%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が 51.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」40.4%となっています。

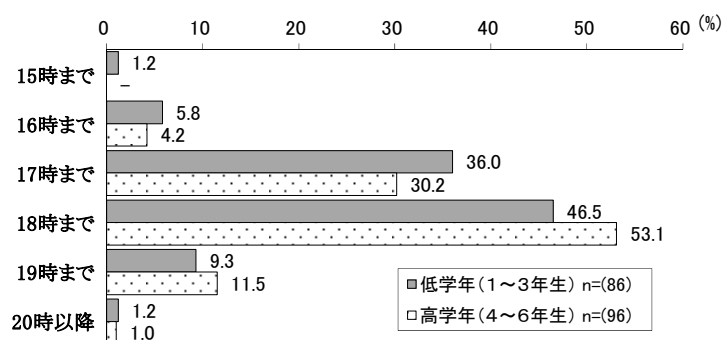
小学校高学年（４～６年生）では「自宅」が 75.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が 53.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 22.5%となっています。

放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望終了時間は、「18時まで」が低学年で46.5%、高学年で53.1%と最も多く、次いで「17時まで」がそれぞれ3割台でとなっています。

希望する放課後の過ごし方（小学生）



放課後児童クラブ【学童保育】の利用希望時間（小学生）

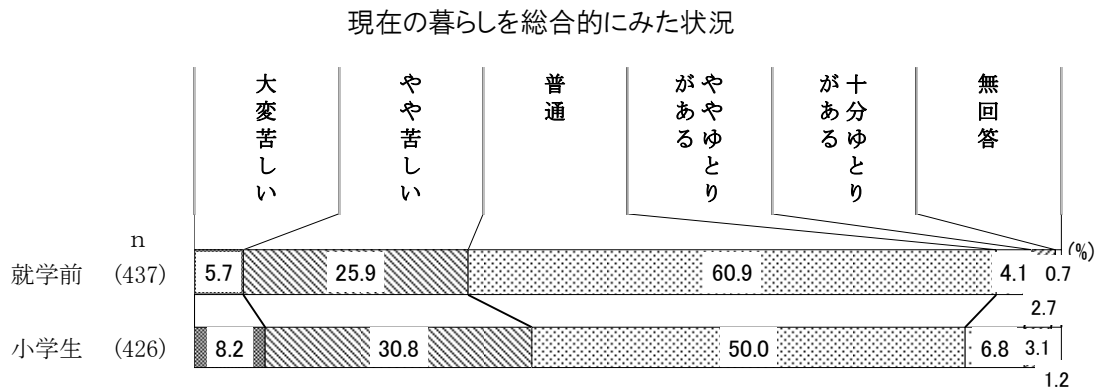


(8)子どもの生活や家庭のこと

①現在の暮らしを総合的にみた状況

就学前児童がいる世帯のうち 31.6%で『苦しい』（「大変苦しい」と「やや苦しい」の計）という回答となっています。一方、『ゆとりがある』（「十分ゆとりがある」と「ややゆとりがある」の計）は1割未満となっています。

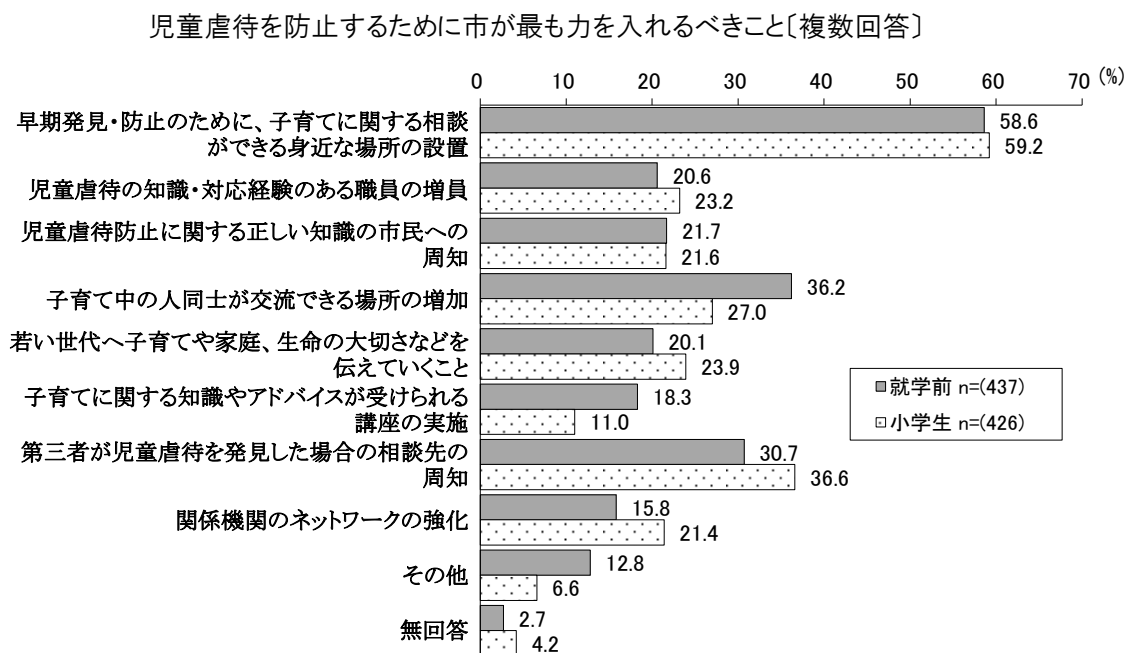
小学生がいる世帯のうち 39.0%で『苦しい』という回答となっており、就学前世帯よりも7.4ポイント高くなっています。一方、『ゆとりがある』は就学前世帯と同様に1割未満となっています。



(9)児童虐待への過剰な行為・対応

①児童虐待を防止するために市が最も力を入れるべきこと

就学前、小学生ともに「早期発見・防止のために、子育てに関する相談ができる身近な場所の設置」が約6割と最も多くとなっています。また、「第三者が児童虐待を発見した場合の相談先の周知」は就学前、小学生ともに3割を超えています。

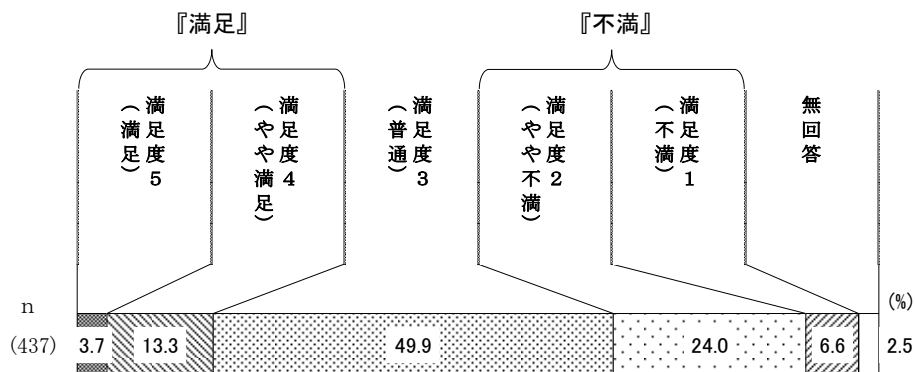


(10)子育ての環境や支援

①地域における子育ての環境や支援への満足度

住まいの地域における子育て環境や支援への満足度は、『満足』（「満足度4」と「満足度5」の計）が 17.0%、『不満』（「満足度1」と「満足度2」の計）が 30.6%となっており、『不満』の割合が『満足』を上回っています。

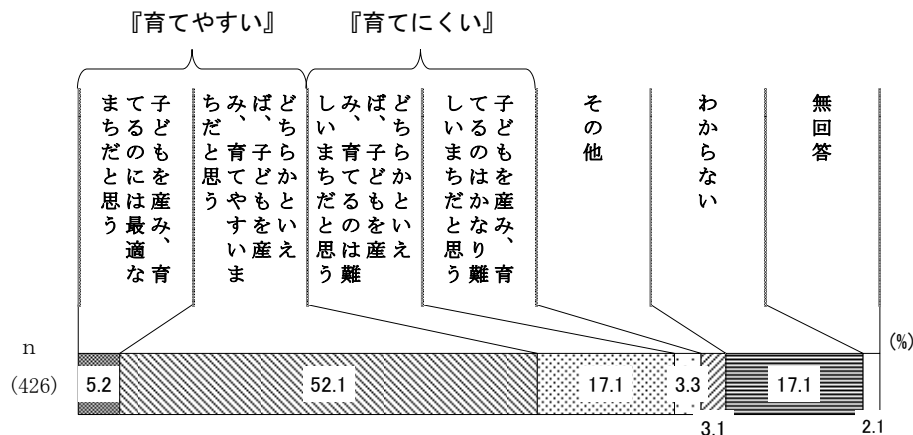
地域における子育ての環境や支援の満足度(就学前)



②市の子育てのしやすさへの評価

古河市の現状を総合的に判断した場合、「子どもを産み、育てるのには最適なまちだと思う」は 5.2%とわずかですが、「どちらかといえば、子どもを産み、育てやすいまちだと思う」の 52.1%をあわせた『育てやすい』は 57.3%となっています。一方、『育てにくい』（「どちらかといえば、子どもを産み、育てるのは難しいまちだと思う」と「子どもを産み、育てるのはかなり難しいまちだと思う」の計）は 20.4%となっており、『育てやすい』が『育てにくい』を上回っています。

市の子育てのしやすさへの評価(小学生)



3 子ども・子育て支援事業計画（第1期）の検証

第1期事業計画につきまして、次の事業について実績を基に検証し、評価を行いました。

1. 教育・保育・地域型保育

（1）1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （計画値）①	2,072人	2,021人	1,929人	1,692人	1,656人
利用定員数 （実績値）②	2,181人	2,226人	2,236人	2,226人	2,060人
申込者数 （実績値）③	1,898人	1,842人	1,791人	1,745人	1,695人
過不足②-③	283人	384人	445人	481人	365人
実績に対する評価					
1号認定につきましては、平成27年度の計画当初から利用定員数が申込者数を上回っている状況であり、需要に対し供給が十分応えている状態です。 なお、入所者実績は、市内に住民登録がある子どもの入所者実績であるため、市外からの入園児がいることから、実際の過不足はもっと少ないことになります。また近年、認定こども園では、保育ニーズの高まりから、1号定員を減らし、2号定員を増やす傾向にあるため、定員数は減少傾向にあります。今後については、2号認定の需要も勘案しながら過不足の調整を行う必要があります。					

（2）2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （計画値）①	1,704人	1,662人	1,587人	1,408人 （中間見直し後）	1,404人 （中間見直し後）
利用定員数 （実績値）②	1,463人	1,448人	1,513人	1,575人	1,596人
申込者数 （実績値）③	1,332人	1,332人	1,374人	1,426人	1,459人
過不足②-③	131人	116人	139人	149人	137人
実績に対する評価					
2号認定につきましても、実績ベースで、供給（利用定員数）が需要（申込者数）を上回っており、平成27年度から待機児童の発生はありません。保育ニーズの高まりに対応するため、適宜民間保育園等の整備を進めたことで増え続けている申込者数に対応で					

きている状況です。なお、今後の需要については、少子化や女性就業率の高まりなどの要因が需要の増減に影響しますので、その動向に注視しながら、公立保育所運営ビジョンに基づく公立保育所の統廃合と並行し、既存の民間保育園、認定こども園の利用定員の増減の調整で必要な定員の確保に努める必要があります。

（３）３号認定【０～２歳児保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （計画値）①	1,219 人	1,175 人	1,144 人	1,049 人 （中間見直し後）	1,041 人 （中間見直し後）
利用定員数 （実績値）②	913 人	1,002 人	1,031 人	1,072 人	1,127 人
申込者数 （実績値）③	956 人	1,060 人	1,084 人	1,085 人	1,158 人
過不足②-③	▲43 人	▲58 人	▲53 人	▲13 人	▲31 人
実績に対する評価					
保育ニーズの高まりに対し、保育所、小規模保育施設等を整備し、定員数を増やしておりますが、需要の伸びに対し、施設整備が追いついていない点、必要な保育士が確保できていない状況が続いており、待機児童の解消には至っておりません。待機児童はすべて 0.1.2 歳児となっておりますので、今後は小規模保育施設等の整備や保育士の確保を推進し、早期の待機児童解消を目指す必要があります。					

※参考

待機児童数の推移（４月１日現在）				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
8 人	41 人	38 人	30 人	15 人

※待機児童数につきましては、国の保育所等利用待機児童数調査要領に従い報告をしておりますので、上記実績の過不足とは異なります。

2 地域子ども・子育て支援事業

各事業の実績に対する評価は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

市では母子保健型を実施し、妊娠届出時の面接やアンケートを基に、すべての妊産婦を対象に専門職による電話相談や訪問を実施し、要支援妊産婦の把握と支援に努めてきました。母子保健型は、特に妊娠期からの母子保健や育児に関する相談並びに関係機関との連携に強みがありますが、子育て期の相談支援の充実と地域連携を実施していく上では、併せて基本型の実施の検討を進める必要があります。

(2) 時間外保育事業

平成 27 年度以降新設した民間保育施設を含む、市内の私立幼稚園を除いたすべての保育施設（39 施設）において、標準保育時間（11 時間）外の延長保育を実施することで、施設数の増加とともに就労形態の多様化に伴う保育時間の延長の需要に対応してきました。今後も引き続き市内保育施設で実施し、就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応を図る必要があります。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

平成 27 年度から対象学年を 6 年生までに拡大し、継続的に待機児童が発生している児童クラブや老朽化した施設を優先し整備を実施してきました。就労等で昼間保護者がいない児童が放課後安心して生活できるよう平成 30 年度より民間事業者運営に委託し、民間のノウハウを活用し、より専門的な運営を図っています。今後も各クラブの児童数や利用の状況を把握しながら、整備を進める必要があります。（令和元年度末：外部委託 20 校、運営補助 3 校）

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に一時的に施設において養育を行うことは有効な支援となっています。市ではこれまで 2 歳以上児の受け入れ可能施設と委託契約を行っていましたが、令和元年度から 2 歳未満児の受け入れ可能施設とも委託契約し、支援体制の充実を図ってきました。引き続き、相談業務を通して、養育困難な家庭を把握し対応を図る必要があります。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

平成 27 年度からの 4 年間の訪問率は、約 98％であり、新生児期に訪問する件数が増え、より早期から支援を開始することで、産後うつの防止や育児不安の軽減に効果を上げています。今後も、未訪問者への対応とともに全戸訪問に努める必要があります。

（６）養育支援訪問事業

養育支援訪問実施件数は増減を繰り返していますが、特に妊娠中から支援が必要な特定妊婦は増加傾向にあります。事業の対象者は、保護者の養育能力や経済的な問題、虐待など様々な問題を抱えているため、今後も関係機関と連携を取りながら支援する必要があります。

（７）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者の交流の場を提供し、子育て等に関する相談、情報の提供、子育て支援に関する講習等を民間 7 か所、公立 3 か所で実施しています。施設数は中学校区に 1 施設以上あり十分な状況ではありますが、親子交流や遊び場の提供が主な事業となっており、今後は子育てに不安、悩みを持つ保護者の相談、援助等の機能の充実が必要です。

（８－１）一時預かり事業【幼稚園における預かり保育】

幼稚園の預かり保育は、幼稚園、認定こども園の教育認定（１号認定）の児童で、その幼稚園、認定こども園に在園している子どもが対象です。普段在園している幼稚園等で、教育時間外や夏休みなどの長期休暇期間にお預かりを実施しています。在園児が対象であり、市内すべての幼稚園等で実施していることから、今後も需要に応えられるよう引き続き実施していく必要があります。

（８－２）一時預かり事業【幼稚園在園児以外の預かり保育】

公・私立保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設等 15 か所で仕事や急病、私的事由により家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児の保育を実施しています。待機児童の受け皿になってしまっている側面もあり、利用件数も多い事業でありますので、引き続き多様な保育ニーズに対応できるよう実施する必要があります。

(9) 病児・病後児保育事業

市内2か所で体調不良児対応型の事業を実施していましたが、平成30年度に1か所新設の保育園で実施個所が増え、さらに、令和元年度に、新設の保育園に病児対応型、体調不良児対応型の施設が増えることにより、保護者の多様な保育ニーズに対応してきました。なお、病児対応型は、全国的に稼働率が低く、キャンセル率の高い事業であるため、稼働状況（ニーズ）を注視していく必要があります。

(10) 子育て援助活動支援事業

ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

市では、児童クラブが充実しており、本来の事業である相互支援サービスの就学児の利用実績はありませんが、引き続き、協力会員の確保に努め、サービスを継続して実施していく必要があります。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊娠届出、転入時に健康診査受診票を交付し、公費負担で14回の妊婦健康診査の費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。妊娠初期の届出は増加傾向にあり、妊娠初期より母子の健康管理と継続的な支援が必要な妊婦を把握し、支援につなぐことができるため、今後も同様に事業を継続していく必要があります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況を勘案して、各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用（1号認定の副食費分）、文房具等の購入に要する費用等について費用の一部を補助しました。低所得世帯の費用を補助する事業となりますので、引き続き事業を継続して実施していく必要があります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

実施事業なし。

必要に応じて事業実施の検討の必要があります。

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、より専門的な知識を得るための研修を毎年受講しています。また、協議会の構成メンバーに対してレベルアップをするための研修会を実施しています。今後、関係機関との連携はさらに重要になってくることが考えられるため、母子保健担当部署と協力しながら事業を継続していく必要があります。

1 基本理念

市では、これまで、すべての子どもが健やかに成長していくための環境づくりや、子どもを育てるすべての親と将来親になる世代が子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりを持った子育てができる環境づくりを地域全体で推進していくことを目指して、総合的に子ども・子育て支援を推進してきました。

今後も温かく子どもと子育て家庭を見守るまちであるよう、本計画においては、第1期計画の基本理念「笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが 健やかに育つまち「古河」」を基本として、子育て家庭だけでなく、学校や地域もともに子育てに関わり、その喜びを感じられるまちを目指すものとして、基本理念を定めます。

笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが
健やかに育つまち「古河」

2 基本的視点

今後進めていく様々な施策については、これまで古河市における子どもの育ちや子育て支援を推進する上で継承されてきた普遍的な考え方に加え、「子ども・子育て支援法」における考え方を踏まえて実施していく必要があることから、次の3つを計画の視点として掲げます。

1 子どもの最善の利益を実現する視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの幸せを第一に考え、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの健全な育成のための支援や子育て支援の充実を図ります。

2 子どもと子育て家庭を多面的に支援する視点

すべての子どもと子育て家庭のニーズに柔軟にきめ細かく対応できるように、各種保育サービスや子育て支援サービスの提供、子育てに関する各種相談や情報提供などを充実するとともに、ひとり親家庭や要保護児童など特に支援の必要な子どもや子育て家庭には個別のニーズに合わせた支援を行い、柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

3 地域全体で子ども・子育てを支援する視点

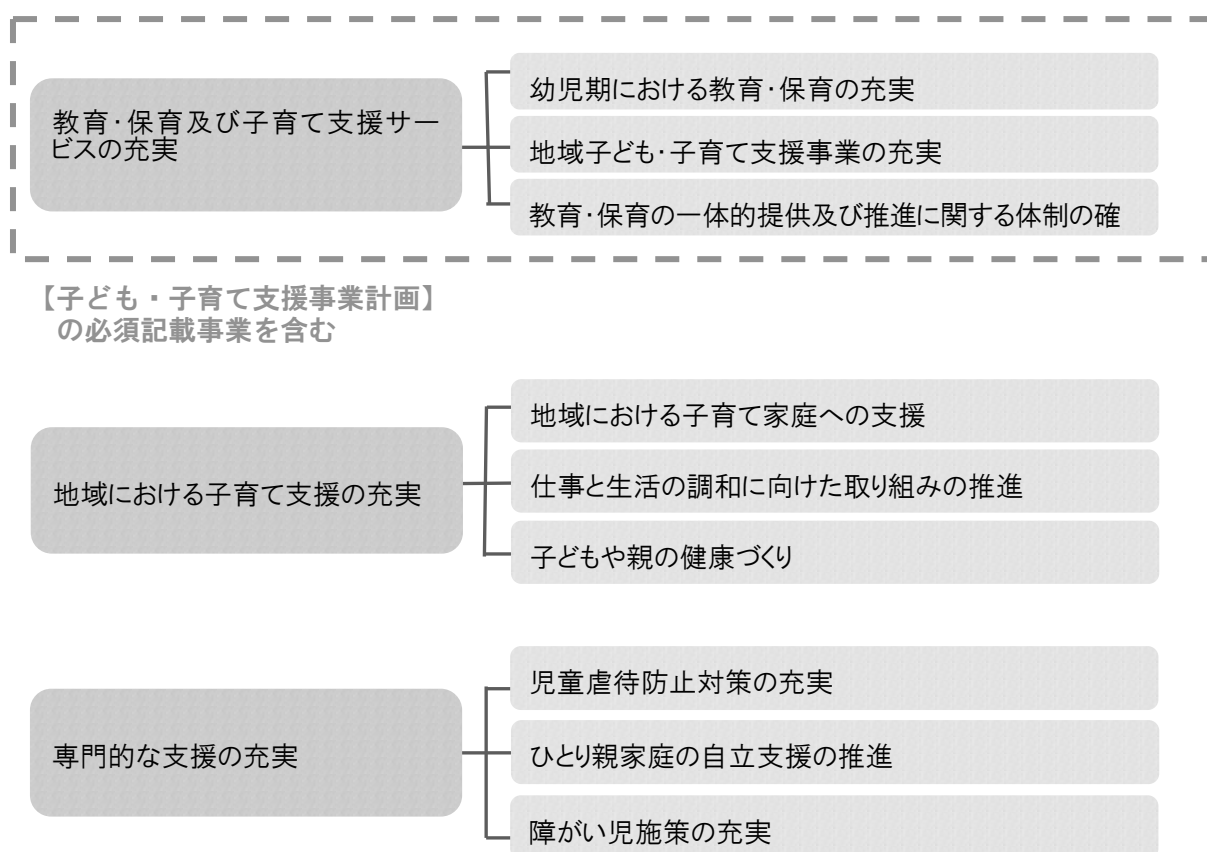
子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識の下に、家庭、地域、学校、行政など様々な機関がつねに連携を保ちつつ、相互の情報交換や子どもと子育てによりよい環境づくりに向けて協働で取り組む必要があります。子どもを取り巻くすべてのことがらについて関係機関が一体となって取り組む協働体制により、実効性のある計画の推進を目指します。

3 基本目標・施策の体系

この計画の推進にあたっては、これまで子ども・子育て支援の推進に向け取り組んできた「第1期子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を踏まえ、次の3つを基本目標とし、子ども・子育て支援新制度における子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

《基本目標》

《施策の方向》



1 教育・保育提供区域

(1)教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

基本指針に基づく教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

■目的および区域設定の考え方

地域特性を踏まえた区域設定を以下の条件を踏まえて設定します。

項目	内容
目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定。
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案。
具体的な区域のイメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて設定。
区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
区域設定	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定。

資料：基本指針

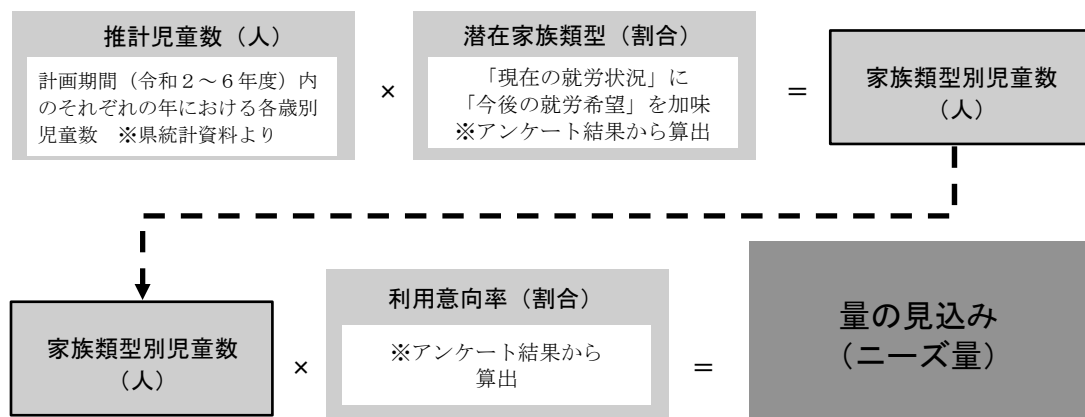


■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

項目	内容
各年度における教育・保育の <u>量の見込み</u> 並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の <u>確保の内容及びその実施時期</u>	1) 各年度における教育・保育の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。（<u>量の見込み</u>） 2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。（<u>確保内容および実施時期</u>）
各年度における地域子ども・子育て支援事業の <u>量の見込み</u> 並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の <u>確保の内容及びその実施時期</u>	1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。（<u>量の見込み</u>） 2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。（<u>確保内容および実施時期</u>）

資料：基本指針

■「量の見込み」の算出方法



※第1期計画期間の利用状況等を踏まえ、「量の見込み」を補正しています。

(2)教育・保育提供区域に求められること

○ニーズ量の確保

令和2年度から6年度までの年度ごとに、教育・保育施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の区域ごとのニーズ量を算出し、確保方策を定めます。

○教育・保育施設の確認（利用定員の設定）

教育・保育施設の確認申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利

用定員を定めた上で確認します。

○教育・保育施設の認可（地域型保育事業）

地域型保育事業の認可申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用定員を定めた上で認可します。

○市民の利用範囲

区域設定は区域内の市民の優先的な入所等を定めたり、区域外の市民の入所等を妨げたりするものではありません。

○事業ごとの区域設定

区域は、実態に応じて、提供する事業ごとに設定することができます。

(3)市の教育・保育提供区域の検討

地域区分の条件としては、地理的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案し、各地域に保育園と幼稚園が1カ所以上立地するよう教育・保育提供区域に設定することが理想です。

区域数によるメリット・デメリットを見ると、区域数を多くし狭い範囲で事業を実施する場合、一つの区域では利用する定員が余っているにもかかわらず、別の区域では定員を超えてしまうということが考えられます。利用する市民にとっては、教育・保育提供区域によって利用できる施設が限定されることはありませんが、施設を提供する際の考え方としては、区域ごとの必要利用定員を設定することになるため、確保方策をどのようにとるかが課題となります。

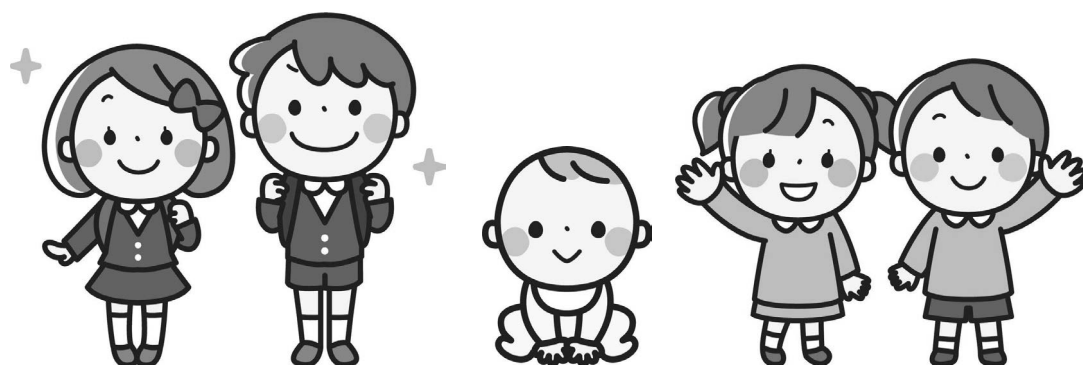
一方、区域を少なくし広い範囲で事業を展開する場合、利用者にとって日常の利用に適さない施設を含めた提供体制になることも考えられます。

■区域数によるメリット・デメリットについて

	区域数が多い＝区域あたりの範囲が狭い	区域数が少ない＝区域あたりの範囲が広い
メリット	・利用者の居住区域に必要な事業・施設が整備され、利便性が高まる。 ・狭い区域で需給バランスを図るため、利用者の居宅近くにさまざまな施設・事業が整備される。	・一時的な需要の増減等に対して、広域で調整がしやすい。 ・仕事の都合など、居住地区以外の施設・事業のニーズへの需給を区域内で見込める。 ・区域内にさまざまな施設・事業などが存在し、利用者の選択の幅が広がる
デメリット	・区域内で需給バランスを取るため、隣接区域の状況に関わらず、区域内の整備が必要。 ・児童数の増減やさまざまなニーズの増減について、区域内では対応できない場合がある。	・距離が遠いため、事業によっては区域内での利用が困難な場合が発生する可能性がある。 ・区域内にバランスよく施設・事業が配置されない場合がある。

■古河市における教育・保育提供区域について

利用者の視点に立つとともに、本市の人口規模・地形等や教育・保育を提供するための施設整備の状況を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業を除く事業については、引き続き、本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等、計画に位置付けることが適当であると考えられます。ただし、新規認可施設の設置については、待機児童の発生地域や民間施設の立地状況等を踏まえたうえで、公募制を導入して進めます。また、放課後児童健全育成事業については、小学校毎に事業を実施していることから、小学校区で区域を設定することとします。



2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方も含みます。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,745人	1,650人	1,611人	1,497人	1,366人	1,248人
② 確保方策 (認定子ども園、幼稚園)		1,975人	1,945人	1,835人	1,805人	1,775人
③ 過不足(②－①)		325人	334人	338人	439人	527人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方は含みません。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,449人	1,494人	1,517人	1,468人	1,394人	1,325人
② 確保方策 (保育園・認定こども園)		1,725人	1,695人	1,726人	1,741人	1,756人
③ 過不足(②－①)		231人	178人	258人	347人	431人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。0歳児と1～2歳児に分けて定めます。

■量の見込みと確保方策（全体）

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,189人	1,197人	1,152人	1,179人	1,206人	1,230人
② 確保 方策	総数		1,308人	1,328人	1,347人	1,366人	1,388人
	保育園・ 認定こども園		1,106人	1,081人	1,076人	1,076人	1,076人
	地域型保育 事業等		202人	247人	271人	290人	312人
③ 過不足(②－①)			111人	176人	168人	160人	158人

(注1) 確保方策の数値は定員数。地域型保育事業等には企業主導型・認可外保育施設を含む。

① 0歳児

■量の見込みと確保方策

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		249人	240人	244人	248人	252人	255人
② 確保 方策	総数		258人	266人	271人	277人	284人
	保育園・ 認定こども園		207人	202人	200人	200人	200人
	地域型保育 事業等		51人	64人	71人	77人	84人
③ 過不足(②－①)			18人	22人	23人	25人	29人

(注1) 確保方策の数値は定員数。地域型保育事業等には企業主導型・認可外保育施設を含む。

② 1～2歳児

■量の見込みと確保方策

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		940人	957人	908人	931人	954人	975人
② 確保 方策	総数		1,050人	1,062人	1,076人	1,089人	1,104人
	保育園・ 認定こども園		899人	879人	876人	876人	876人
	地域型保育 事業等		151人	183人	200人	213人	228人
③ 過不足(②－①)			93人	154人	145人	135人	129人

(注1) 確保方策の数値は定員数。地域型保育事業等には企業主導型・認可外保育施設を含む。

【確保方策の内容】

＜令和２年度＞

- 私立幼稚園１園の幼保連携型認定こども園への移行が予定されています。
- 認可外保育施設１園が小規模保育事業として認可を予定しています。
- 休止中の認可外保育施設が１園再開を予定しています。

＜令和３年度＞

- 小規模保育事業の新設が３園予定されています。
- 認可外保育施設１園が小規模保育事業(事業所内)として認可を予定しています。
- 家庭的保育事業（保育ママ）の新設が予定されています。

＜令和４年度＞

- 私立幼稚園１園の幼保連携型認定こども園への移行が予定されています。
- 小規模保育事業の新設を図ります。

＜令和５年度以降＞

- 小規模保育事業の新設を図ります。
- 家庭的保育事業の新設を図ります。

※各年度、認定こども園の１号定員を減し、２号定員を増する変更を見込んでいます。



3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

①利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

※事業内容の事例については、用語解説をご覧ください。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (窓口設置数)	1か所	1か所	1か所	3か所	3か所	3か所
確保方策 (窓口設置数)		1か所	1か所	3か所	3か所	3か所

令和4年4月開所を目標に子ども家庭総合支援センターを開設し、「基本型」「特定型」「母子保健型」の3類型を実施することで事業の充実を図る予定です。

②時間外保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日時以外の日及び時間帯において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,997人	6,456人	6,408人	6,353人	6,238人	6,132人
②確保方策		6,500人	6,500人	6,500人	6,500人	6,500人
③過不足 (②-①)		44人	92人	147人	262人	368人
状 況		充足	充足	充足	充足	充足

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	必要定員 総数	1,525人	1,649人	1,678人	1,710人	1,751人	1,791人
	低学年(1 ～3年生)	1,255人	1,358人	1,381人	1,408人	1,442人	1,474人
	高学年(4 ～6年生)	270人	291人	297人	302人	309人	317人
②確保方策	定員		1,689人	1,718人	1,750人	1,791人	1,831人
	施設数		42クラス	44クラス	45クラス	45クラス	45クラス
③ 過不足(②-①)			40人	40人	40人	40人	40人
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行う居場所づくりを進める事業です。

【放課後児童クラブの令和6年度までの整備計画】

令和6年までに、余裕教室や利用率を考慮しながら、3か所程度整備することを目指します。

【放課後子供教室の令和6年度までの整備計画】

市内すべての小学校において、利用を希望する児童に対して放課後子供教室を実施します。児童の自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立が図れるよう、体験活動や自主学習、遊びを行う居場所づくりを進めます。

④子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 30 年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		35 人日	42 人日	42 人日	42 人日	42 人日	42 人日
②確保方策	ショートステイ		63 人日	63 人日	63 人日	63 人日	63 人日
	実施箇所数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
③ 過不足(②-①)			21 人日	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成 30 年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	933 人	863 人	847 人	833 人	817 人	802 人
③ 確保方策	実施機関：市保健師、看護師（会計年度任用職員）、 助産師（委託）、健康づくり協力員					



⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	84人	70人	59人	49人	41人	34人
②確保方策	実施機関：市保健師					

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。今後整備をするにあたり、訪れやすさを考慮し、親子にとって身近な地域の拠点となるよう、充実していく必要があります。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,160人回	10,262人回	9,565人回	9,392人回	9,223人回	9,058人回
②確保方策	7か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

■市内の地域子育て支援拠点一覧（令和2年3月現在）

施設名	住 所
古河市立第三保育所 地域子育て支援センター	古河市中田 1619
古河市立第四保育所 地域子育て支援センター	古河市新久田 245-5
子育て支援センターわんぱく	古河市水海 2356（白梅保育園内）
子育て支援センターこぼと	古河市磯部 1648-1（こぼと保育園内）
子育て支援センターあさひ	古河市旭町 2-9-39（あさひ保育園内）
子育て支援センターげんきっず	古河市諸川 1779-3（諸川保育園内）
駅前子育て広場 駅前地域子育て支援センター	古河市本町 4-1-1（駅前子育て広場内）
子育て支援センター ひだまりの杜	古河市大山 1599-10
子育て支援センター ポコ・ア・ポコ	古河市尾崎 3521-9（認定こども園さんわ内）
子育て支援センター はなももカフェ	古河市仁連 853-1（はなもも保育園内）

⑧一時預かり事業

【幼稚園における預かり保育】

幼稚園の在園児（１号認定）を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 30 年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	教育ニーズ	57,131人日	55,614人日	54,300人日	50,457人日	46,029人日	42,065人日
②確保方策	認定こども園 幼稚園		55,650人日	54,500人日	51,200人日	47,100人日	43,300人日
	実施箇所数		19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
③ 過不足(②－①)			36人日	200人日	743人日	1,071人日	1,235人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

【幼稚園在園児以外の預かり保育】

○一時保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園等で、一時的に預かる事業です。

○ファミリー・サポート・センターによる一時預かり

子育ての援助を受けたい市民（利用会員）と子育ての援助を行いたい市民（協力会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 30 年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		10,505人日	9,490人日	8,635人日	8,190人日	7,759人日	7,348人日
②確保方策	保育園等		11,840人日	10,800人日	10,160人日	9,560人日	8,980人日
	実施箇所数		14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	ファミリー・サポ ート・センター		48人日	48人日	48人日	48人日	48人日
	実施箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
③ 過不足(②－①)			2,398人日	2,213人日	2,018人日	1,849人日	1,680人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

⑨病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 30 年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		311 人日	888 人日	888 人日	1,003 人日	1,003 人日	1,003 人日
②確保方策	体調不良児 対応型		564 人日	564 人日	564 人日	564 人日	564 人日
	実施箇所数		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	病児・病後 児対応型		324 人日	324 人日	439 人日	439 人日	439 人日
	実施箇所数		1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
③ 過不足(②-①)			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
状況			充足	充足	充足	充足	充足

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児のみ)

子育ての援助を受けたい市民(利用会員)と子育ての援助を行いたい市民(協力会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■確保方策

本市では、児童クラブが充実しており、ニーズを掘んでいないため、見込量を 0 とします。なお、現在の事業は一時預かりのみです。

⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,014 人回	9,738 人回	9,558 人回	9,400 人回	9,219 人回	9,050 人回
②確保方策	実施場所：受診医療機関他					

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設※等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

※【特定教育・保育施設】

市町村が施設型給付の対象として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■確保方策

市では、古河市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱に基づき、生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の利用に当たり必要とされる実費徴収額の一部に対し、国が定める補足給付に係る基準を上限として助成しています。保育料無償化後は、1号認定の副食費分につきましては、新制度幼稚園に移行していない幼稚園を利用している低所得世帯及び第3子以降の子どもが対象となりますが、引き続き、世帯の所得状況などを勘案しながら適切な支援に努めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■確保方策

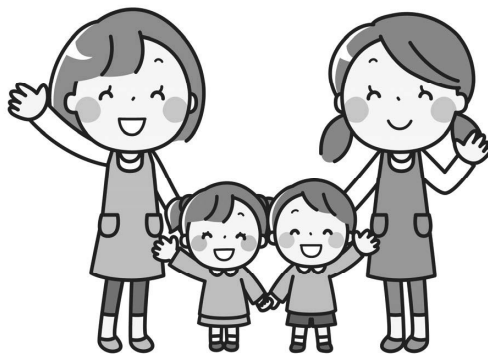
市では、新規参入事業者や私立認定こども園設置者の意見を勘案しながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

⑭子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るために、調整機関職員の専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修の受講やネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者（アドバイザー）による研修会開催を行うほか、ネットワーク関係機関の連携強化を行う事業です。

■確保方策

市では、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、より専門的な知識を得るための研修を市職員が毎年受講するとともに、協議会の構成メンバーに対しては、毎年開催する研修会に出席を要請し、レベルアップを図っています。関係機関との連携はさらに重要になることが考えられるため、母子保健担当部署と協力し事業を実施します。



4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

（1）認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。本市では、このような新制度の主旨を踏まえ、認定こども園の普及に取り組みます。女性就業率の上昇の傾向を考えると、今後さらなる保育ニーズの増大が見込まれるため、0歳児から受け入れ可能な認定こども園の整備への補助を行うなど、その普及を図ります。

（2）質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもにとって発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、私立保育所等の研修への補助を継続するなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

（3）認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進

小学校就学後に学校生活に慣れることができず、集団行動がとれない、授業中座ってられないなどの状態が続く「小1プロブレム」が全国的に問題となっており、就学前の教育・保育施設と小学校との連携が不可欠です。子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進し、子どもたちが小学校にうまく適応できるように、すべての子どもに関する幼稚園・保育所等と小学校との情報交換や、小学校の入学前相互訪問など教育・保育施設等と小学校との連携を推進していきます。

5 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て家庭への支援

① 幼児期における教育・保育の充実

教育・保育を必要とする子どもと保護者のニーズに応えるため、教育・保育サービスの提供体制を整え、質・量ともに需要に対応します。

※所管課等のカッコ書きは、計画策定時点の令和2年度以降の担当予定課です。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
保育事業の推進	保護者の就労又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を実施します。母親の就労等の増加により、保育施設への入所希望人数は年々増加傾向にあるため、保育所等の定員の増員を検討し、保育を必要とする児童の受入れ拡大を推進していきます。	待機児童の解消には至っていませんが、今後の児童数の減少を見据え、施設の整備のみを推進せず、保育士等の確保も推進しながら適切な保育量の確保を進めます。 また、同一労働同一賃金の実施に向けた対応と併せ、問題点を整理し、官民共に保育士が確保できる環境の構築に努めます。	子ども福祉課
保育サービスの質の向上	保育業務の目標及び基準を定め、業務を改善しながら保育サービスの質の向上を図ります。また、定期的にアンケート調査を行い、満足度の向上に努めます。	引き続き、目標や基準の設定、満足度調査の実施等により保育サービスの向上に努めます。 国や県と連携し、保育の質の向上のための研修の推進や指導監査を行います。	子ども福祉課
保育所の整備	入所児童の安全性の向上及び入所定員の拡充を目的として、市内公立・私立保育所(園)を対象に、老朽化した施設等の改築更新等を行います。	少子化を見据え、供給過多とならないよう、適切な保育量の確保を進めます。	子ども福祉課

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
子どものための教育・保育給付事業	教育・保育施設としての機能維持及び乳幼児に対する教育・保育と福祉の向上を図るため、教育・保育に直接必要な人件費や事務費及び施設の維持管理費並びに教育・保育に間接的に必要な管理費など、教育・保育施設給付費を支弁し、保育園の適正な運営と乳幼児に対する福祉の向上に努めます。	引き続き、教育・保育施設給付費を支弁し、また必要に応じて運営に関する助言と指導を行い、施設の適正な運営と乳幼児に対する福祉の向上に努めます。	子ども福祉課
0・1・2保育ルームの実施	市が0・1・2保育ルームとして認定した保育施設等において、3歳未満の乳幼児を保育し、年齢等の条件によって補助を行います。	保育の質の確保・向上を図るため、認可保育施設への移行を助言・指導します。	子ども福祉課

②子育て支援サービスの充実

地域の親子の交流の場の提供や、地域での子育て支援事業の推進など、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めます。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
延長保育事業の推進	保育所の標準保育時間（11時間）外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、開所時間を越えた保育を行います。	市内保育施設において延長保育事業の実施及び推進を行い、就労形態等の多様化に伴う保育ニーズに対応します。	子ども福祉課

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
病児・病後児保育事業の推進	疾病時や疾病回復期にある乳児・幼児又は小学校に就学している児童で、保護者の労働やその他の理由により家庭での保育に支障がある者について、適当な設備を備える施設等により保育を行います。保育所やその他の施設、病院又は診療所、民間施設との連携を活用して実施します。	病後児に対応する施設が不足しているため、民間もしくは公設での設置を検討します。	子ども福祉課
一時預かり事業の推進	仕事や急病、私的理由により家庭で保育できなくなったときに指定保育所で保育します。	引き続き、市内保育施設において、一時預かり事業を実施及び推進することで、多様な保育サービスの向上を図ります。	子ども福祉課
妊産婦一般健康診査受診票の交付	妊娠届出時や転入時に妊婦・産婦健康診査受診票を交付し、公費負担の受診票により、妊産婦の経済的負担の軽減を図ります。委託医療機関で14回までの妊婦健診と2回までの産婦健診を受けることができます。	妊婦健康診査に加え、産婦健康診査受診票の交付が始まり、健康状態の把握と、安全な妊娠・出産と育児のサポートのため、今後も妊産婦への事業の周知を図ります。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
家庭訪問支援事業(妊婦・乳児・幼児)	家庭訪問により、妊産婦・乳幼児等の健康相談、情報提供を行い、健康の保持増進を図ります。	育児不安や母乳相談等、育児の困り感を抱えている保護者からの相談が増えてきているため、早期に介入できるよう今後も努めます。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
休日保育の充実	保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等においても保育を必要とする保護者の需要に十分に対応できるように実施します。	引き続き、休日保育を実施し、ニーズに応じて実施施設の拡充等を検討します。	子ども福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育及び育児に関する多様な需要に対応することを目的として、会員同士による相互支援サービスの事業を充実します。	「協力会員」の確保に努め、相互支援サービスを継続して実施します。	子ども福祉課

③就学児童に関する支援の充実

保護者の仕事と子育ての両立支援及び児童の健全な育成を支援するために、放課後児童クラブの充実を図るとともに、児童が安全な環境で安心して遊び、生活することができる環境を守るために、児童クラブ等の整備、安全、防犯対策を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
放課後児童クラブの充実	昼間、家庭に保護者がいない児童が、放課後安心して生活できる環境を確保し、健全な育成を図ります。	民間事業者との協力関係を構築し、継続して事業を実施します。	子ども福祉課
放課後児童クラブの整備	老朽化した施設の改築や学校施設等の有効利用を図りつつ、増加する入会希望児童数に対応するために適正な定員を確保できる施設の充実を図ります。	今後も各クラブの児童数や利用率を注視し、必要な施設整備を進めます。	子ども福祉課
放課後児童クラブの防犯・防災対策の推進	放課後児童の遊びや生活の場を提供する安全・安心な施設として、防犯対策、不審者対策を図ります。	監視カメラの設置及び不審者対策訓練を実施することにより、児童クラブの防犯・防災対策を図ります。	子ども福祉課

④子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実

子育て家庭が必要とする情報が取得しやすいよう情報の一元化を進め、情報誌やホームページなどを充実させ効率的な情報提供を図るとともに、子育てについての相談、助言その他の援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。また、地域の親子の交流の場の提供や、地域での子育て支援事業の推進など、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
子育てガイドブックの作成	ガイドブックを作成し、子育てに関するあらゆる情報提供を行います。また、認可保育所、認定こども園、幼稚園など子育て支援施設のガイドブックを作成し、ホームページに掲載します。	ガイドブックの刷新・掲載に努めつつ、最新の制度等についての案内も随時掲載します。	子ども福祉課

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
インターネットによる情報提供の充実	子育て支援情報をホームページに掲載し、情報提供を行います。内容の充実と使いやすいホームページの作成に努めます。	ホームページの刷新に努めつつ、最新の制度等についての案内も随時更新します。	子ども福祉課
子育て広場	子育て中の親や子どもが気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換を行う場をつくります。	在園児外の方への育児講座、育児相談、リズム遊び等の遊びの提供サービスを実施します。	子ども福祉課
駅前・ネーブル子育て広場	子育て親子の交流及び語り合いの場を提供するとともに、子育て中の悩みや不安についての相談・子育てに関する情報の提供をします。	子育てに関する情報交換の場としての利用度は高いため、今後も事業を継続します。	子ども福祉課
母親クラブ等の推進	地域における児童の健全育成のため、地域活動を行う母親クラブの子育て支援事業を推進します。	茨城県では当初の目的を達成したとして補助金を廃止していることから、古河市においても他の子育て支援事業との優先順位の中で事業の実施を検討します。	子ども福祉課
地域子育て支援センター事業の充実	在宅で子育て中の親子の情報交換やふれあいの場を提供し、併せて保護者の子育ての不安や悩みの相談業務も実施します。	施設数については、子育て拠点として市内10施設となっています。地域分布的にも十分であり、交流、遊び場の提供が主な事業となっています。場の提供をきっかけに、子育てに不安、悩み等を持つ保護者の相談、援助等の活動に繋がれるよう努めます。	子ども福祉課
子育て学習講座の充実	子育ての学習をするとともに講座を通して保護者同士の交流を図ります。主に乳幼児の子どもがいる保護者同士が、日頃の子育てについて楽しみながら一緒に考える「参加型学習会」を多く取り入れて行います。	今後も中高生・乳幼児ふれあい交流事業や市民大学講座を行うほか、社会教育主事が保育園や幼稚園に訪問し、参加型学習会を行います。	生涯学習課

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
家庭教育学級の充実	親としての責任や子どもへの対応等を同じ学級の保護者と考えることで、心豊かな家庭のあり方について考える機会を提供します。地域によって家庭教育学級に対する考え方に違いがあるため、情報交換会や推進委員交流会を充実させます。	今後も家庭教育担当者説明会を行い、保護者同士の交流や情報交換を行う場を提供します。	生涯学習課
子ども夢交付金事業	子どもたちの感動を生み出すことにより夢と誇りを創出する諸活動を実施し、子どもたちの健全育成及び郷土愛の醸成を図る団体に対し、子ども夢交付金を交付します。	地域や青少年育成団体等の協力を得ながら更なる事業拡大を図ります。	生涯学習課
幼児と小学校児童との交流	年齢の異なる児童との交流を通して豊かな感性や好奇心、思考力を養うため、保育所と小学校との相互理解や連携を促進します。	各学校と幼稚園・保育園等との交流について、引き続き連携を図ります。	子ども福祉課
世代間交流事業の推進	核家族が増える中で地域とのつながりを密にした世代を超えての交流を促進するため、保育所入所児童が老人福祉施設慰問等をし、交流を図ります。	民間施設への当該補助金を継続し世代間交流事業の促進を行います。また、公立保育所については、老人福祉施設等との世代間交流を継続して行います。	子ども福祉課



(2)仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進

①働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進

仕事と子育てを両立することができるよう、働きやすい職場環境の整備に努めるとともにワーク・ライフ・バランスに関する事業所、市民、子育て家庭への意識啓発や両立支援を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
講演会・セミナー等の開催及び広報	男女共同参画に関する意識啓発を進めるためにセミナーや講演会を開催します。	意識啓発は継続して行う必要があります。今後も県や近隣市町村の動向を把握しながら、セミナーや講演会の開催及び啓発活動等を行います。	人権男女共同参画室
働き方の見直しに関する啓発	県が実施している仕事と家庭の両立応援事業や、子育て中の就職活動に対しての支援事業のPRパンフレット等により、サービス窓口の情報提供を行います。	引き続き、県などの関係各所と連携しながら、仕事と育児の両立を支援する取り組みについての情報収集・提供を行い、男女を問わず、就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方の見直しについて、普及・啓発に努めます。	商工政策課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	子育てをしている保護者が安心して仕事ができるよう、県などの関係機関と連携を図り、仕事と子育ての両立のための情報提供などを行います。	男女が共に仕事と育児を両立するために、継続して働き方の見直しや育児休業制度の導入促進を行います。	子ども福祉課



②仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
仕事と育児・介護の両立の支援	県が実施する「子育てママ再就職支援事業」やハローワーク古河のマザーズコーナー等のPRパンフレットにより、子育て中の就職活動を支援するサービス窓口の情報提供を行います。	ハローワーク等の関係機関と連携しながら、求人情報や各種セミナーの実施情報などの情報提供を行い、パートタイム就労を含めた、子育て中の多様な働き方を希望する方に対し情報周知に努めます。	商工政策課
産休・育休明け保育の推進	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援のため、産休・育休明け保育の実施を充実します。出産後の保育所入所については、保護者のニーズに答えるため、柔軟な対応をし、就労と子育ての両立を支援していきます。	待機児童対策及び施設経営の健全化も十分に考慮の上、制度の適正な実施に努めます。なお、制度改正を行う場合は、保護者に対する周知期間を十分に確保の上実施します。	子ども福祉課
事業所内保育施設の推進	保育需要が増加傾向にあることから、多様なニーズに対応できるよう、事業所内での保育施設の推進を図ります。また、適正な運営を図るための指導監査業務を充実していきます。	多様なニーズに対応できるよう、事業所内保育施設の実施相談に対応し、既存の保育施設については適正な運営が図られているか指導をします。	子ども福祉課
事業所等における育児休業制度の導入の促進	労働時間の短縮を図るとともに、事業所等と協力して育児休業を取得しやすい環境づくりや男性の育児取得のPRを図ります。	【人権男女共同参画室】男女が共に仕事と育児を両立するためには、継続して働き方の見直しや育児休業制度の導入促進を行っていく必要があります。今後も企業に対しワーク・ライフ・バランスや育児休業についての情報提供を行います。 【商工政策課】引き続き、働き方改革推進に向けた、県をはじめとした関係各所のキャンペーンの実施について周知・広報を行います。	人権男女共同参画室 商工政策課

(3)子どもや親の健康づくり

①子どもや親の健康の確保

母子保健サービスの充実や妊娠から出産にかかわる医療の充実など親子に関する健康支援の充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
母子健康手帳の交付	市内に住所を有し、かつ妊娠届出をした者に対し、妊娠・出産及び育児に関する母子の一貫した健康記録であるとともに、妊産婦、乳幼児に関する行政・保健・育児情報を提供する手帳を交付します。	妊娠中の健康管理と安全な出産にむけて、今後も早期届出の必要性について周知を図ります。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
予防接種	「予防接種法」に基づく予防接種を実施し、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上を図ります。接種状況を把握しながら接種率の向上を図っていきます。	感染症の発生及びまん延の予防のため、引き続き接種率の向上に向け周知し、未接種者への個別通知及び乳幼児健診時の勧奨等を図ります。	健康づくり課
乳幼児健康診査	発育や発達状況を確認し、疾病を早期発見することで、適切な指導・早期治療につなげ、乳幼児の健康保持や推進を図ります。	受診率向上に向けて周知を図るとともに、今後も未受診者の把握に努めます。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
乳児一般健康診査受診券の交付	市内に住所を有し、受診票交付申請書を提出した者に対し、委託医療機関で9～11か月の乳児健康診査を公費負担で受診できる受診票を交付します。	乳児の健康の保持増進、虐待の早期発見の一助となるよう、受診率向上に向けて周知を図ります。	健康づくり課 (子育て包括支援課)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
マタニティスクール	妊娠・出産を安心して迎え、産後の育児に役立つ準備教育をするとともに母親同士の親睦を深め、交友関係の礎とするために、妊婦を対象とした栄養や育児、出産に関する教室を実施します。	初産婦に限らず、支援が必要な妊婦が参加できるよう、今後も適切な時期に勧奨をします。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
いちごクラブ	マタニティスクールを受講した母と子を対象として、楽しい育児ができるよう母親同士の交流を図り、育児不安を軽減する機会を提供します。	参加者の増加により、母親同士の交流が図れ、楽しい育児ができる一助となるよう努めます。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
乳幼児健康相談	乳幼児とその保護者を対象として、安心して育児ができるよう身体計測、育児相談、栄養相談などを行い、すこやかな発育・発達を促します。	子育て中の保護者が気軽に利用できる相談の場として、今後も実施します。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
両親学級	妊娠届出をした夫婦を対象として、沐浴実習・妊婦体験等を行い、生命が宿った時から、子どもを産み育てるための家庭の中での父親の役割について考える機会をもつとともに、夫婦の絆を強め共に子育てをするという認識を高めます。	初産婦に限らず、支援が必要な人が参加できるよう、今後も適切な時期に勧奨し、パートナーの参加を促すためにも土日の開催を継続します。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
心の健康相談	心の悩み、対人関係がうまくいかない、ひきこもり、アルコール依存などの心の健康相談を月1回、精神科医師、保健師が実施します。	社会環境や家族構成の変化等の影響で相談内容も多様化しており、子育て世代や思春期に相談ニーズがあります。精神科医師による専門的な相談から医療につながるケースもあるため、今後も継続して実施します。	健康づくり課

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
健康づくり協力員事業	健康づくり協力員が身近な相談者として育児に関する情報提供を行います。	市民と行政との連携を図り、健康づくりを推進します。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
産後ケア事業・産前産後サポート事業	産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、安心して妊娠・出産・育児に取り組めるよう、産前からの母子への心身のケアや育児のサポートを実施し、負担の軽減を図ります。	妊娠・出産・育児について不安を抱える妊産婦は増加傾向にあるため、産科医療機関等の関係機関と連携しながら、早期支援に努めます。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
母子健康包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、妊産婦並びに乳幼児及びその保護者を対象に、必要な情報の提供と実情の把握を行い、関係機関と連携し、必要な支援と相談等を行います。	妊娠届時よりすべての妊産婦と関わりを持ち、妊娠・出産・育児に関する相談や健康全般についての相談に応じるとともに支援の必要な妊産婦を把握し、母子の健康を継続的に支援します。	健康づくり課 (子育て包括支援課)

②食育の推進

親に対して乳幼児から学齢期まで発達段階に応じた講座などの学習機会を提供するなど、食育を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
保育所給食の充実	保育所調理師による献立会議を開催し、栄養計算等により給食の充実を図ります。衛生面に配慮し、さらに子どもたちの喜ぶおいしい給食を提供して行けるように努めます。保護者参加による試食会や給食見本の提示など、保育所での食育指導を工夫していきます。	引き続き献立内容の検討や衛生面への配慮、食育指導等を実施します。	子ども福祉課

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
妊娠期の食育	妊娠中に妊婦自身の食生活を見直し、健やかに妊娠期から産後を過ごせるように、マタニティスクールで貧血予防の食事やバランスの良い食事の摂り方についての講話を実施します。	妊婦の貧血が増加傾向にあるため、マタニティスクールでの栄養講話と貧血予防を重点的に実施します。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
乳児期の食育	離乳時期の乳児と保護者に対して、離乳食教室で離乳食を進める際の注意点や月齢に応じた離乳食の与え方についての講話と個別相談を実施します。	離乳開始する際の不安や悩みを軽減でき、参加者同士の交流が図れるよう今後も継続して実施します。	健康づくり課 (子育て包括支援課)
食生活改善推進事業	食生活改善推進員が地域の人に健康づくりの案内役としてボランティア活動を行います。	子どもの食育や生活習慣病予防（高血圧）を中心に地区伝達講習会を実施します。また、行政と連携し、幅広い世代への食育活動を行います。	健康づくり課

③医療体制の充実

地域で安心してかけられる医療機関の充実や休日・急患などに対応する小児救急医療体制の確保など小児医療の充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
小児救急医療輪番制事業	休日や夜間における小児救急患者に対応するため、西南地方広域市町村圏の病院群が輪番制で小児科医等を配置し、救急医療を通年で実施します。	現状の診療時間を延長するなど、県及び関係機関との協議を進め、市民が安心して子育てできる体制となるよう努めます。	健康づくり課
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため治療費の一部助成を実施します。	不妊治療は子育て世代の経済的な負担となっているため、今後も国や県の動向を確認しながら、継続して実施します。	健康づくり課 (子育て包括支援課)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
医療機関との連携	古河医師会など関係機関と連携を図りながら、不足している産科や小児科の充実に努めます。	全国的に医師不足が問題であることから市だけでは解決できないため、県及び関係機関との連携を進め、市民が安心して産み育てることのできる環境の整備に努めます。	健康づくり課
医療福祉費支給制度・医療費助成制度 (子ども・妊産婦)	18歳までの子どもや妊産婦に対し、医療費の自己負担分を助成します。	県および近隣市町村の動向をふまえ今後も事業を実施します。	国保年金課

④思春期保健対策の充実

思春期の心身の健康を守るために、専門医や保健師による相談及び薬物乱用防止活動の充実を図ります。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
薬物乱用防止活動の充実	薬物乱用防止に関する情報提供、啓発を行うほか、市内の小中学校すべてにおいて、薬物乱用防止教育を実施します。	【指導課】全小中学校での実施が行われるように、未実施の学校には直接指導し、全校で実施できるよう努めます。 【健康づくり課】薬物乱用防止のための普及啓発活動に努めます。	指導課 健康づくり課

6 専門的な支援の充実

(1)障がい児支援の充実

教育・保育施設、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業等において、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進します。また、障がい児の早期発見・早期療育、発達障がい児および発達障がいの疑いのある方への発達年齢に応じた切れ目のない相談支援を実施します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
障がい児保育事業の充実	集団保育可能な発達の遅れのある児童を受け入れる保育事業であり、今後のさらなる充実を図ります。	現状では、公立保育所においての受入れも困難な状況があり、入所を不承諾とせざるを得ない現状があるため、民間保育施設が協力しやすい補助制度への改善に努めます。	子ども福祉課
障がい児に対する手当の支給	福祉の向上を目的として重度の障がいのある児童を養育している方に対し、障害児福祉手当、在宅心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの手当を支給します。	障がいのある児童の世帯には経済的支援が必要であり、引き続き手当の支給を実施します。	障がい福祉課
重度障がい児等支援事業	障がい児の日常生活がより円滑に行われるため、経済的負担を軽減し社会生活の促進と福祉の向上を図ることを目的として、重度障がい児等に対し、日常生活用具の給付や住宅改修費用の一部助成、通院等タクシー利用料金の助成、20 km以上の歯科治療施設通院にかかる費用の助成を行います。	障がいのある児童の世帯には経済的支援が必要であり、引き続き事業を実施します。	障がい福祉課

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
特別支援教育の充実	幼稚園、保育園（所）、小中学校の保護者が小中学校の特別支援学級への入級を希望した場合、就学相談や教育相談を行い、教育支援委員会の判定を受け、特別支援学級に入級し支援を行います。また、特別支援教育講演会や巡回相談を行い、特別な配慮を要する児童生徒に対して支援を行います。	今後、支援を必要とする児童生徒は増加していくことが予想されます。丁寧な就学相談、教育相談を実施し、一人一人のニーズに合った就学相談をすすめます。また、特別支援教育支援員の充実に努めます。	指導課
就学前児童を対象とした就学指導相談	就学前の特別な配慮を要する未就学児に対する就学相談に努め、その対応の仕方について指導助言を行います。また学校、保育所（園）、幼稚園、関係機関との連携を強化していきます。	保育所（園）、幼稚園等の就学前教育機関や児童発達支援センター、小中学校との連携を更にはかり、一人一人のニーズに応じた相談を実施します。	指導課
障がい児通所支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うための支援をします。	通所により、基本的な動作や集団への適応訓練を行うための支援をするとともに保護者や周囲の障がい理解への支援に取組み、二次障がいの予防に努めます。	障がい福祉課
短期入所支援（ショートステイ）	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある児童を障害者支援施設等で短期間保護し、入浴、排せつ、食事ほか、必要な介護を受けるための支援をします。緊急時だけでなく、介護者にとってのレスパイトサービスとしての役割も担います。	障がい児を一時的に介護できない状況の時でも、家族が安心して過ごせるよう、引き続き支援を行います。	障がい福祉課
障がい児の児童クラブへの受入れ	集団保育可能な発達の遅れのある児童の受入れを行います。保護者会運営の児童クラブについても受入れを推進します。	支援員への定期的な研修により知識の習得に努め、今後も受入れを行います。	子ども福祉課

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
特別支援教育推進事業の充実	障がいのある児童生徒の在籍する市内の小中学校からの配置要請に基づき、教育委員会で調査検討を行い、配置が適当と認めた学校に特別支援教育支援員を配置します。	継続的な巡回相談により、支援方法の改善、最適化を図った上で、必要と認められた場合は古河市特別支援教育支援員の配置を検討します。	指導課
相談支援の充実	市内の相談支援事業所に相談業務を委託し夜間・休日を含めた緊急時にも対応できる相談窓口を開設し、障がい児の相談支援体制の充実・強化を図ります。また、地域の相談支援のネットワークを構築するために、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと身近な地域の相談窓口としての役割を担う地域相談支援センターにおいて、相談支援の充実を図ります。	今後も緊急時、夜間や休日にも相談ができるよう基幹相談支援センターに委託することで地域で安心して暮らせるよう事業を継続し、相談支援体制の強化に努めます。	障がい福祉課
デイステイ事業	在宅の障がい児等を介護している家族等が、緊急的又は一時的に家庭での介護が困難になった場合に、当該障がい児等を預り、必要な身の回りの世話、援助等を提供します。	引き続きサービスを提供し、日曜日など他の事業所で実施されていない曜日に実施することで利用者の利便性を高めます。	障がい福祉課
発達相談	乳幼児健診や各種相談等において発達の遅れや偏りが疑われる乳幼児に対して、早期に療育や医療、適切な育児が行われるよう専門スタッフ（作業療法士、言語療法士、理学療法士、心理相談員、保健師等）による指導・相談、育児支援を行います。	保護者や保育者の発達に関する意識や関心の高まりもあり、相談件数も増えているため、引き続き事業を実施します。	健康づくり課 （子育て包括支援課）
児童発達支援事業	地域の療育の中核として、発達に偏りのある児童に対しての療育の充実、関係機関の連携及び質の向上を図ります。	いろいろな問題を抱える保護者への支援や増加する発達障がいについての相談に対応するため、地域の中核施設として相談機能の充実や、関係機関との連携を図ります。	健康づくり課 （子育て包括支援課） （児童発達支援センターぐるんぱ）

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する相談、子育て・生活支援、経済的支援を推進していきます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
高等職業訓練 促進給付金の 支給	母子・父子家庭の自立の促進を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格の取得を促進します。	今後、ひとり親の資格取得希望者が伸びることが見込まれることから、事業を継続します。	子ども福祉課
児童扶養手当 の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童の父又は母等に対し、生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ります。	引き続き、受給者の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ります。	子ども福祉課
医療福祉費支給制度 (ひとり親家庭)	18歳まで子どもを養育しているひとり親の母または父及びその子どもに対し、医療費の自己負担金を助成する制度です。	県および近隣市町村の動向をふまえ今後も事業を実施します。	国保年金課



(3) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など関係機関との連携強化に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
子ども家庭総合支援拠点の設置	子どもの権利を擁護するため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもやその家庭等への対応力を強化します。さらに、母子健康包括支援センターと連携し、子育てに関する資源のネットワーク化を進め、総合的な相談支援体制を構築します。	妊娠期から子育て期の個々の子どもたちの育ちに応じた、きめ細やかで切れ目のない支援体制の構築を推進するため、令和4年度の設置を目指します。	子ども福祉課
通告・相談等による児童虐待の早期発見と対応	あらゆる機会を利用して児童虐待の早期発見と早期通告を呼びかけるとともに、虐待通告に際しては、専門相談員を配置し、早期の対応に努めます。また、関係機関からの情報を集約し、有事の際は迅速な対応ができるような連携・連絡体制を構築します。	引き続き、児童虐待についての正確な知識の普及と、通告・相談の必要性を周知していきます。また、有事の際、マニュアルに沿った対応ができるように、関係機関に働きかけをしていきます。	子ども福祉課 (子育て包括支援課)
児童虐待防止ネットワークの強化	児童虐待、DV、高齢者虐待、障がい者虐待に対応する組織として「古河市虐待DV対策地域協議会」を設置・運営し、さまざまな会議などを通じて関係機関との連携及び情報の共有に努めます。また、虐待等の防止を目的とした広報・啓発活動を行うほか、研修会や講演会を実施します。	現在実施している、古河市虐待DV虐待地域協議会の会議について、関係機関だけでなく、主任児童員等、地域の方との連携も深められるよう、会議の持ち方を検討していきます。	子ども福祉課 (子育て包括支援課)

施策・事業名	概 要	今後の取組	所管課等
配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力被害者に対する相談に応じ、緊急的に避難が必要な女性、母子を一時保護し、現状打開もしくは自立を支援します。また、平成23年度策定のDV対策基本計画に基づき、さらなる支援体制の強化を図り、DV被害者の救済を実現します。母子生活支援施設、助産施設の入所利用により、施設での女性（児童）保護を実施します。	職員、相談員が、専門的な知識を得るための研修を積極的に受け、対象者の相談に応えられるように努めます。また、緊急時に安全を確保できる施設や宿泊先、避難先の確保に努めます。	子ども福祉課 （子育て包括支援課）
養育支援家庭訪問事業	養育支援を必要とする家庭に訪問し、具体的な養育に関する指導・助言を行い、養育上の問題の解決・軽減を図ります。	養育支援訪問に該当するケースは、保護者の養育能力や経済的な問題、虐待など様々な問題を抱えているため、今後も関係機関と連携しながら支援を継続します。	健康づくり課 子ども福祉課 （子育て包括支援課）
家庭児童相談の充実	子どもと子どもを取り巻く環境の中で起こるさまざまな問題に対し、職員と相談員が専門的な立場から相談に応じます。	専門的な知識を得るための研修への参加や、ケース検討を重ねることで、多様化する問題について、対応できるよう努めます。	子ども福祉課 （子育て包括支援課）
教員に対する児童虐待等の研修	外部講師による研修の他に、各研修会や訪問指導で虐待に関する事項にも触れ、研修を進めます。	養護教諭等を対象にした研修会を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	指導課

市では平成 30 年に「第 2 期古河市虐待・DV 対策基本計画」を策定しました。虐待・DV 対策を一体的に進めるため、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待への対応や施策を展開しています。

(『第2期古河市虐待・DV対策基本計画』における児童虐待に関する取組)

取組み	具体的な取組内容	目標	所管課等
受理・調査・方針決定・支援・評価・終結までのシステム化の確立	国が示している、県の児童相談所と市との間で共通に使用することができる児童虐待のアセスメントシートを活用します。	計画期間内（2018～2022 年度）に実施します。	子ども福祉課（子育て包括支援課）指導課
緊急時の安全確保体制、避難施設の確保、充実	児童のショートステイ事業（子育て短期支援事業）の利用が可能な新たな施設を確保します。	計画期間内（2018～2022 年度）に現状の 1 箇所から 2 箇所とします。	子ども福祉課（子育て包括支援課）
自立支援に向けての新たなサービスの充実	地域若者サポートステーション（注）や自立援助ホームなどの既存のサービスのほか、民間支援団体等とも連携を深め、義務教育の期間を過ぎた所属先の無い児童や、18 歳以上の年齢に達した人への自立に向けた生活支援の体制を整えます。	計画期間内（2018～2022 年度）に、新たなネットワークを構築します。	子ども福祉課（子育て包括支援課）
庁内での相談部門の相談・支援体制の強化	・児童虐待等の防止、早期発見、早期対応と、児童虐待対応の強化のために子ども家庭総合支援拠点と、専門職員の配置の充実を図ります。 ・妊産婦、乳幼児期からの切れ目ない相談支援や児童虐待の早期発見と予防のためにも、「母子健康包括支援センター」との連携について検討を進めます。 ・小・中学校での児童虐待等の防止、早期発見、早期対応・支援のために、専門職員の配置の充実を図ります。	計画期間内（2018～2022 年度）に実施します。	子ども福祉課 健康づくり課（子育て包括支援課）指導課

取組み	具体的な取組内容	目標	所管課等
民間支援団体等の設立支援・育成	児童福祉に携わる社会福祉法人等への呼びかけを手始めに、児童虐待防止の活動を含む、子どもへの支援活動を行う組織、団体の設立や育成に対して、可能な範囲で協力し組織化を目指します。	計画期間内（2018～2022年度）での組織化を目指します。	子ども福祉課（子育て包括支援課） 健康づくり課 指導課
庁内情報連携体制の見直し	既存のケースカンファレンスや市の虐待DV対策地域協議会の実務者会議において、児童虐待ケースのほか、特定妊婦、発達障がい児、対応困難ケース等のケース検討やサービス調整ができるよう、また、必要に応じて随時、他の関係課並びに関係機関の参加も求めることができるよう、柔軟性を持たせた会議運営とします。	計画期間内（2018～2022年度）での組織化を目指します。	子ども福祉課 健康づくり課（子育て包括支援課） 指導課

(注)：「地域若者サポートステーション」とは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている厚生労働省委託の支援機関のことをいいます。(通称：「サポステ」)

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

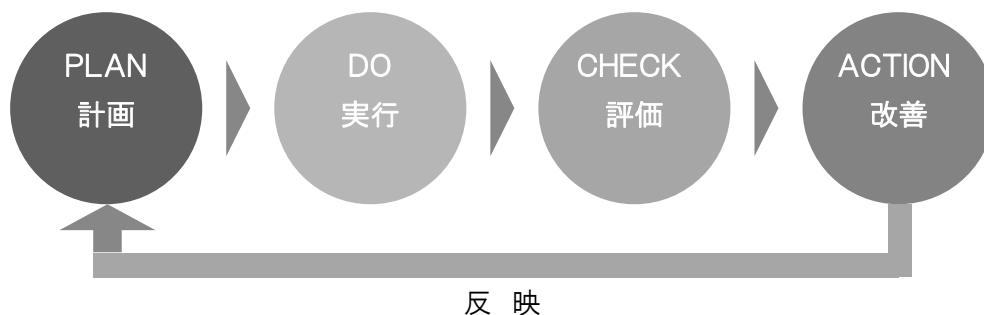
そのため、古河市子ども・子育て会議を計画の点検・評価する機関とします。

2 計画の進捗管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、以下の図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況や整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行います。

古河市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、取りまとめた結果については、ホームページ等を活用し市民に公表します。



1 策定までの過程

日程	会議、内容等
平成 31 年 1 月 10 日～ 1 月 28 日	子ども・子育てに関するニーズ調査
平成 31 年 3 月 11 日	平成 30 年度第 3 回古河市子ども・子育て会議 ・上辺見保育所の竣工・開所について ・子育て拠点施設西側における施設導入基本計画について ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 6 月 5 日	令和元年度第 1 回古河市子ども・子育て会議 ・第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査報告について ・古河市公立保育所運営ビジョンについて ・待機児童数について
令和元年 8 月 21 日	・古河市子ども・子育て会議委員へ古河市の子ども・子育て支援についてアンケート実施
令和元年 9 月 27 日	令和元年度第 2 回古河市子ども・子育て会議 ・第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」と骨子案について ・小規模保育施設等の参入意向について ・古河市の子ども・子育て支援についてアンケート回収
令和元年 12 月 26 日	令和元年度第 3 回古河市子ども・子育て会議 ・待機児童の状況について ・第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画「素案」について ・認定こども園・小規模保育事業への移行について【報告】 ・家庭的保育事業（保育ママ）の参入意向について
令和 2 年 1 月 7 日～ 1 月 27 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 13 日	令和元年度第 4 回古河市子ども・子育て会議 ・第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画「答申案」について ・令和 2 年度認可申請予定施設について ・パブリックコメントの結果について
令和 2 年 2 月 18 日	第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画「答申」

2 古河市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 32 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、古河市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理する。

2 前項に規定するもののほか、子ども・子育て会議は、市長の諮問に基づき、本市における子ども・子育て支援に関する施策について調査審議を行う。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住する保護者
- (2) 福祉、教育等に関する活動を行う団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募に応じた市民

2 委員の委嘱期間は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

（報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の定めるところによる。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、市長が招集する。

（古河市保育行政懇談会設置条例の廃止）

3 古河市保育行政懇談会設置条例（平成17年条例第98号）は、廃止する。

（古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

4 古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 古河市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	氏名	役職
市内に居住する保護者	古河市PTA 連絡協議会代表	江 原 誠	
	保育園・保育所 保護者会代表	山 本 幸 江	
	幼稚園 保護者会代表	粕 谷 直 樹	
福祉、教育等に関する活動 を行う団体の推薦を受けた 者	母親クラブ代表	舘 野 すぎ子	
	病院・保育設置 事業所代表	稲 見 裕 子	
	古河市健康づくり 協力員会代表	野 口 保 子	
	企業代表	橋 本 英 三	
	民生委員児童委員 代表	齋 藤 紀 子	副会長
	古河市心身障害児（者） 父母の会代表	大 高 滋	
	古河市子ども会 育成連合会代表	新 谷 和 世	
子ども・子育て支援法第7 条第1項に規定する子ども・ 子育て支援に関する事業に 従事する者	古河市私立幼稚園・ 認定こども園連合会代表	牧 川 剛	
	古河市民間保育園 協議会代表	工 藤 義 人	
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	教育委員代表	綾 部 恵 美	
	校長会代表	矢 嶋 正 之	
	青少年相談員（子ども・ 子育て会議前副会長）	楠 田 和 仁	会長
公募に応じた市民	公募	小 林 淳 子	

4 諮問

古 子 第 1183 号
令和元年 6 月 5 日

古河市子ども・子育て会議 会長 様

古河市長 針 谷 力

古河市子ども・子育て支援事業計画の諮問について

古河市子ども・子育て会議条例第 3 条の規定に基づき、下記について諮問いたします。

記

○諮問事項

子ども・子育て支援法第 6 1 条の規定に基づき、古河市が取り組む子育て支援事業の供給・整備や支援サービスを定める「第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

5 答申

令和 2 年 2 月 18 日

古河市長 針 谷 力 様

古河市子ども・子育て会議
会 長 楠 田 和 仁

第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和元年 6 月 5 日付古字第 1183 号で諮問のあった第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画について、本会議で慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当であることを認め、ここにその旨を答申します。

なお、審議の過程で出された意見については下記のとおり集約しましたので、本計画の策定及び計画推進にあたっては、これらについて十分に配慮されるよう求めます。

記

1. 保育施設では、官民を問わず保育士の確保が課題となっている。保育士の確保策について、さらに力を入れて推進されたい。
また、同一労働同一賃金の実現に向け、次年度から公立保育所の非正規職員については、会計年度任用職員制度が開始となる。その後、民間施設も対応が求められるが、公立保育所との賃金格差や人事評価システムの導入等の問題点を整理し、官民共に保育士が確保できる環境の構築に努められたい。
2. 子ども・子育て支援は、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、社会のあらゆる分野における全ての人が相互に協力して行うものであり、家庭内だけで完結するものではない。とりわけ、特別な問題や課題を抱える家庭においては、公的な支援が必要な場合がある。については、子ども家庭総合支援センターを設置し「基本型」「特定型」「母子保健型」の 3 類型を実施することにより、様々な相談や支援が一括してできる体制づくりを推進されたい。
3. 全国的に持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応した集約型の都市構造（コンパクトシティ）の形成が求められている。これにより、人口密度が低くなる地域も発生すると思われる。このような地域においても、国の動向を注視しながら、地域住民が保育を含む公共サービス等を引き続き受けられるよう配慮し、計画を推進されたい。
4. 放課後児童クラブの待機児童数についても、保育ニーズと同様に就業率の向上により増加している。今後の施設の老朽化や児童数の減少も考慮したうえで、計画的に整備をされたい。

6 用語解説

か 行

◆「確認」制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(子ども・子育て支援法(以下、法という。)第31条)

※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。

◆家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)

◆居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども、子育て世帯及び妊産婦を対象に、子育ての悩み相談や、児童虐待に関する情報収集、児童相談所・医療機関等との連絡調整などを担う拠点。市町村と東京23区では、平成28(2016)年の児童福祉法改正の際に設置が努力義務となった。

◆子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

◆子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)

さ 行

◆事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必

要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

◆次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、安心安全な環境で育っていけるよう、国を挙げて環境整備に努めるために平成15(2003)年に制定された法律。

◆施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)

◆市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を言い、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)

◆市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本市では、計画の策定等に関し、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くために設置し、事業計画の策定その他、計画の推進及び進行管理に関すること等を協議事項としている。

◆児童虐待

児童虐待は、大きく次の4つに分類される。①身体的虐待(なぐる、けるなど)、②育児放棄/ネグレクト(適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど)、③心理的虐待(言葉によるおどし、脅迫、無視など)、④性的虐待(性的いたずらな

ど)。

◆就学前児童

小学校に入学する前の児童のこと。

◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

た 行

◆地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)

◆地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)

◆地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)

◆特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

◆特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29、43条)

◆特別支援学級

障がいがあるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級のこと。

◆特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、虚弱・病弱者を対象に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を実施するとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立をはかるために必要な知識技能を授けることを目的とした教育施設。

な 行

◆認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ。設置主体の申請に基づき、都道府県知事が認可する。

は 行

◆保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)

【参考】認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育

の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

や 行

◆幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの教育・保育の利用料を無料とする制度。令和元(2019)年10月より実施。

◆幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。(認定こども園法第2条)

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

ら 行

◆利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業。先進事例に、千葉県松戸市の「子育てコーディネーター」や神奈川県横浜市の「保育コンシェルジュ」がある。松戸市や横浜市の事例では、地域子育て拠点に専門の職員を置き、子育ての悩み等の相談を受け付けるほか、保育所、幼稚園等の地域の保育資源の情報を集約し、情報提供や専門機関への紹介を行っている。

わ 行

◆ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

平成 31 年 1 月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、多くの方から自由記述の記載をいただきました。その内容は以下の通りです。

項目	件数
公園整備	44
保育所（園）	34
経済支援	27
医療体制	24
医療費の手続き	22
子どもが遊べる施設・場所の整備（屋内含む）	22
児童クラブ	20
支援センター	17
一時預かり、ファミサポ	14
児童館	14
情報提供	13
病児・病後児保育	12
子育てしやすいまちに向けた市の発展	11
行政への要望	10
相談体制	9
地域の環境	9
幼稚園	8
スクールゾーン	8
小学校	8
アンケート	6

項目	件数
商業施設の整備	6
集いの場	5
図書館の整備	5
待機児童	5
送迎	4
母子家庭	4
障害をもつ子どもへの対応	4
延長保育	3
教育	3
こども園	3
無償化	3
中学校	3
地域支援・交流	2
産前・産後ケア	2
教育・保育認定	2
子育て環境	2
児童虐待	2
ワーク・ライフ・バランス	2
働きやすい環境の整備	2
その他	11
特になし	8

(1)就学前児童調査

問 42 子育てについて、自由にご意見などをお書きください。

- 保育所に関しては先生方も一生懸命、感謝しかないです。上の子も下の子も本当に助かりました。その他は「施設」と呼べる子どものいる家庭向けの場所が事務的なものばかりで、休日はどうしても、古河市以外の施設へ遊びに行ってしまう。大きな商業施設の中などに、室内遊び場があると、助かります。子どもは体を動かして遊ばせないと、ストレスがたまって、親子で買い物に行くのもムリです。このアンケートが、どのように役立てられるのかわかりませんが、ショッピングモールを誘致して、その中に子育て支援の場（小学校6年生まで入れる）を作ってください。（下の子は利用できても、上の子はその間どうすればいいのでしょうか。）古河に引っ越して子育てしたくなる所にして下さい。（古河地区）
- 保育所入園が誰でも叶えられるように希望します。子育て中の母親が孤独とは、実際に母になって初めて知りました。母親の心のケアができる所があればいいなと思っています。市も色々努力されているとは思いますが、このままでは産み育てたいと考える人も減っていき、人口がどんどん減るのは明らかですので一層の充実を切に願います。（古河地区）
- わんぱくステーションみたいに子どもが預けられる所があるのがよかったのに、なくなったので預けなくなった時に困るようになった。子どもの祖父母は働いているので気軽に預けられないので一時預りは貴重だったのでまた一時預りを作ってほしい。（古河地区）
- 保育所の育児短時間制度をやめて欲しい。時間の融通を利かせて欲しい。医療の窓口負担を無しにして欲しい。一回払って還付されるのは非効率です。また600円未満だと申請しないと還付されないのも手間がかかります。（古河地区）
- 病児保育があると安心です。土日の小児科（輪番ではなく）夜間の小児科・予防接種を無料にしてほしい。乳児健診や支援センターetc…とてもありがたかったです。保育園、学童（上の子）もとても助かっています。（古河地区）
- 支援センターが有料であるためやや使いにくく、隣町の無料で参加できるセンターを利用していた。未就学児～小学生の兄弟が一緒に利用できる施設がない。学童保育も学区によって利用できるのに格差があるように思う。ファミサポの利用も考えているが、家から離れた場所にあり不便である。家庭によっては自

宅でシッターを希望する方もいるが、そのサービスも不足しているように思う。
(古河地区)

■土日に遊べる児童館が古河市にないので、隣町の児童館へ行っている。古河市も、平日の保育園開放、3歳までしか利用できない児童館だけでなく、4歳以上が平日、土日、祝日に遊べる場所があるといいなと思う。(古河地区)

■公園を増やしてほしい。(古河地区)

■インフルエンザの注射の補助がもう少しあると助かります。3人受けさせると大変です。小学生は、学校で集団接種だと、非常に助かります。予約も1カ月前など、なんとも利用しづらい。(古河地区)

■仕事のため自分(母親)が昼間に家にいることができず、また、祖父母も遠く、知人も近くにいないので、頼れるのは保育所か市役所になっています。今のところは、気になったら聞ける場所があるという安心感があるので、深く考えこみすぎることもなくやっていけています。いつも親切にいただいています。
(自らの勤務形態を変えるか、父親の意識改革をすることが一番の対策だと思うのですが難しいところなので、色々な制度に頼っていきたいです。)(古河地区)

■幼稚園に入る時期など、通知がないと、どこに入るべきなのか、時期や入園の申し込みなど日にちがまったくわからない。できれば、手紙などで通知してほしい。(古河地区)

■数年前ある保育園の前を通った時、昼食の時間、ずっと泣いている子どもに、先生が「いつまで泣いているの！さっさと食べなさいよ！」と大きな声で言っているのが聞こえました。先生も人間です。イライラもします。母親だってイライラします。でも外に預ける以上冷静に対応してくれる先生方じゃないと不安。子育ての環境と同時に先生方もケアをしてあげたほうが良いと思います。
(古河地区)

■古河市の方々はとても人の良い人が多いと日々感じております。それだけに、同じ目的や悩みのある人が集まれる場・時があれば良いのではないかと感じます。また、子どもの一時預かりに困ることが多少あります。良くしようとされているのはひしひしと感じておりますがよろしくお願いします。(古河地区)

■現在他市の小児科まで行く必要があるので病児保育室の設置を早急にお願いします。(古河地区)

- 気軽に行ける児童公園や児童館が少ないように感じる。特に公園は、以前住んでいた地域がとても充実していたので、少し残念です。(古河地区)
- 子どもが下校・降園後に安心して遊べる施設がもっと有れば良いと思います。古河に児童館があったら良いと思います。(古河地区)
- 外遊びのできる公園の整備、子ども達が利用しやすい図書館が欲しいと思います。駅東部区画整理地内に、その様な施設を整備して欲しいです。特色ある幼児教育を実施しPRして下さい。(古河地区)
- 現在通っている保育園の保育士さんは皆一生懸命子どもと向き合ってくれていることを実感しています。ですが、人手不足で大変な状況であることも同時にうかがえ、保育士さんたちの負担の軽減が、よりよい子どもたちの環境の充実になるのではないかと思います。保育士さんたちのより働きやすい環境づくりをお願いしたいです。(古河地区)
- 七小周辺には公園が少ないように感じます。室内で遊べる所も小さい子向けばかりで3才以上の子は満足に遊べる所がないです。ヤンチャ森なども年齢があがるにつれて他の小さい子達がいるので行きづらくなってしまいました。3〜6才や小学生向けのダイナミックな遊びができるような場所もできてほしいです。(古河地区)
- 公園の遊具等の劣化や破損がよく見られると思います。特に大きな公園（ネーブルパーク、公方公園等）です。来られる方が多いので仕方ないのかもしれませんが、子ども達の遊び場が危険な所ではいけないと思います。(古河地区)
- ママ友がほしいと思っていてもつくれない人でも参加できるような所があればいいのになと思う。ママ友同士では来場しないようにとか、グループがもうあるとこわくて近づけないです。(古河地区)
- オムツ替え台・スペースなどまだまだ未設置の所が多い。(古い施設など) 小さな子どもがいる目線で考えられていない面が多々ある。遊び場、公園が少ない。隣県に比べてもかなり劣っているように思う。教育に関わる職にある者や長年にわたるツケだと思う。(古河地区)
- 子どもは自分自身で環境を選択できない為、子ども自身が自発的に行えたり、意見を言えるような自由な場所があると良いと思う。虐待等については、絶対にあってはならないものだと思うので、もし万が一あった場合には、親元から離れても安心してすごせるような施設や心理学に精通した人員を確保することで、少しでも精神的、身体的な負担を減らしてあげられるように徹底していただきたい。(古河地区)

- 給食費について…隣町では第2子は半額、3子は無料とても良いと思いますので、古河でもやってほしい。医療費が無料になったのは、とても良いと思いました。「子ども食堂」などを市でもやってほしい。場所などがむずかしければ、飲食店などで、カレー100円！！など協力してもらって、子どもたちが孤食にならず、安く食べられる場所をつくってほしい。(古河地区)
- 待機児童をなくしてほしい。(古河地区)
- 母親にかたよっている育児や家事の負担を減らしてほしい。(古河地区)
- 遊具のある公園(小さな子でも安全に遊べる新しい遊具)や、図書館の設備(古めの本が多く感じる。子どもの読み聞かせスペースを作る、等)が整うと平日子どもとの時間がもっと充実するのでは？(古河地区)
- 職場のある市は病児、病後児保育施設があり、利用している同僚は多々おります。市内に出来る事を願っております。(古河地区)
- 子育て支援センターを利用したいが予約制が多く予約を入れられない。行ったとしてもすでにママグループができていて入りにくい。ママと子どもが楽しめる日プラスママだけが集中して何かできる日があればいいと思う。兄弟・姉妹がいる場合、利用できる場所が少ない。他市のような施設を作してほしい。(古河地区)
- 学童保育は3年生頃まで？6年生や中学生になってもあずけられる所場がほしい。共働きで、その間、とくに夏休みなんかだと心配で仕事に行っていられない気がする。せめて6年生まででも安心してあずけられる場所がほしい。夏休み期間もせめてあずけ場所がほしい。考えていただきたい。(古河地区)
- (1)病児保育があると子どもをもつ母親が働きやすく子育てしたいと思う環境に近づくと思います。働きたくても子どもの病気で実際に休みを取らなきゃならないと断念している方の話をきくと自分が働いている環境のありがたみを感じます。市の方で病児保育の支援があればと思います。(2)保育園での先生同士の連携がイマイチできていない時があり驚くことがあります。コミュニケーションをとることをご指導いただけたらとおもいます。(3)父親の子育てへの参加を促すような会があると家庭の中が豊かになると思います。参加がしやすい日や時間だとありがたいです。一回のみ参加OKなどがあるとありがたいです。(古河地区)
- 公園がもっと多くあると子ども達がのびのびと外で遊べるのではないかと思います。(古河地区)

- 子育て世帯へのさらなる資金的支援、優遇、充実をよろしくお願いいたします。
(古河地区)
- 子どもが遊べる施設（ヤンチャ森のような所）をもっと増やしてほしい。上の子が小学校に上がると利用できなくなってしまうので、下の子がほとんど利用できなかった。（古河地区）
- 小さい範囲の地域に公園をもう少し整備してほしい。歩いて散歩しながらちょっとした遊具で遊べる公園が利用できたらいいなと思います。子が小学生になったときの放課後のことが少し心配です。（働いている為）放課後安心して子を預けられる環境が整うといいと思います。（古河地区）
- “保育園に入れない”これが一番つらいです。育休が終わってしまうので…。子ども向け、赤ちゃん向けの絵本が図書館にもっと沢山あるとうれしいです。古河市（旧古河地区や旧総和地区）図書館はいくつかありますが、とても古くやぶれていたりすることもあります。（古河地区）
- アンケートの時期が悪いと思う。次の施設等、保育園希望の方はまだ結果もきていない時に面倒だと思う。質問の意図が読めない。何日どちらが休んだかをチェックしていたりはしない。（古河地区）
- 企業内での保育・学童など子を身近に感じ母としては寂しい思いを少しでも感じさせないよう、とり入れてほしい。今は働く女性が増え十分な子育てができていない。それでも働かなきゃいけない人は辛いと思います。もっと活気ある古河市であってほしい。そのためにいち早く働きやすい環境をととのえて頂きたい。働き方改革はそれからです。（古河地区）
- 公園が少ないので公園を作ってほしい。外灯が少ない。小児科をもっと増やしてほしい。（古河地区）
- 稼げば稼ぐほど保育料などが高くなるのはつらいです。お金が必要だから仕事をして稼がなくてはならないので、仕事をするのに保育園へ行かせるのは当たり前だと思うので料金の見直しをするべき。離婚をしていなくても別居などをして経済的に苦しい理由を考慮して学費の免除などよく考えてほしいです。（古河地区）
- 古河市にも商業施設があると便利です。（古河地区）
- 以前住んでいた市が、とても充実していたので、どうしても古河市の環境に物足りなさを感じます。子どもが学校へ行く通学路に関しても非常に道が狭く、また、交通量も多いので、まず道路をきちんと整備して頂き歩道を確保してもらいたいです。特に七軒町通り、下山町南交差点、大人でも危険を感じる場所

については早急に対処をお願いします。車道がきちんと広く、運転しやすい町であれば、自然に古河に新しく住む人が増えると考えます。新しく人が来るというのは、教育面でもとてもメリットがあると思います。今、新しい駅などを作るのではなく、道路を含めホールを作る等の街作りをきちんとして頂き、近隣の町に遅れをとらない様、しっかりと古河市の魅力をつくり上げて下さい。よろしくお願いします。(古河地区)

■第一子は第一希望のこども園に入園できましたが、2019 年度開始予定の幼児教育無償化により、認可保育施設への入園希望者が激増し、今後第二子を考えた場合、現在第一子が通っている園に入園できなくなってしまうのではないかと大変不安です。(古河地区)

■古河市で、子どもが産まれて、育って、良かったと思える街にして下さい。将来、子どもたちがこんなところにいたくないと出て行かないような街づくりをお願いします。(古河地区)

■古河市内に、子どもを連れて遊びに行ける場所がない。上の子と下の子の年の差があるので、中学生でも一緒に行ける児童館を建設して欲しい。(古河地区)

■フルタイムで働いたとしても月10万円くらいにしかならなくて、扶養手当が月5万円(満額)だとしても月15万円にしかならなくて、家賃で5万消えて残り10万円で、食費、光熱費、雑費等でほぼ消えて、子どもの将来のために貯金もしてあげられなくて、急な出費にも対応できず本当に困っています。市営住宅も母子家庭だからって優先されることもなく落ちました。せめて、住むところの一部補助金などがあると助かります。(公営住宅に住んでいない母子家庭は月5千円補助など。)新築のアパート、マンションばかりできて安いところを見つけるのが大変です。隣町には、3LDK52000円で住める家ができるみたいです。子育て世帯優先、所得基準あり、そんなものも古河市にもあると助かります。古河市の市営などは古いものばかりで贅沢いう訳ではありませんが、風呂釜用意とか、間取りも2DKが多くて、異性の兄妹だととても住みづらいです。現金支給は望まないのでもせめて公的な補助をお願いします。医療補助があっても、助かりますが病院にかからなければ意味ないし、衣・食・住でいったら「住」だと思うのでどうかお願いします。(古河地区)

■日中は会社に勤めているため、市役所からの電話にでられない。勤務後は遅く、土日は市役所が休みのため、折り返しで電話もできない。メールか、LINEみたいな連絡手段があってもよいのでは。(古河地区)

■他県より引っ越してきた(去年3月)のもあり、まだ知らないこともあるが、幼稚園や中学校での先生方や保護者との関わりが少なくないため、今のところ

不安はあまり感じない。(古河地区)

■他県から引っ越してきたが、支援センターが予約制なので行きづらい。駅前の遊び場の駐車場が少ない。保育園に入りづらい。(古河地区)

■大きな市なので、もっとできることや、他地域で行っている事以上の目新しい支援をしてもらえると嬉しいです。(古河地区)

■職場の託児施設に不信感を抱いていたため、現在利用している保育所に入所ができてとても安心して通わせています。しかし、親の都合で平日は長い時間家以外で過ごさせ、親子のスキンシップの時間があまりとれないことを心苦しく思っています。また、小学校就学後、短縮授業や長期休暇時間中の対応について仕事をしながら両立していけるのか、子どもに負担をかけるのではないかと心配しています。(古河地区)

■ネーブルパークで遊ぶ事は少なくなりましたが、まだ下の子は公園でたくさん遊びたい頃なので、ローラー滑り台がなくなってしまった為、ネーブルパークで遊びづらくなってしまいました。再設置はしてもらえないのでしょうか。また、仕事の関係で年末年始の学童保育も12月28日と1月4日も開いてもらえると助かるなあと思いました。(古河地区)

■近くに3歳未満の子どもが遊べる公園がないので公園を増やして欲しい。以前、駅前ひろばで一時預りがあったが、なくなってしまって預ける場所がなくなってしまった。(古河地区)

■現在、9才・6才・4才・1才と4人の子育てをしている。そろって利用できる施設があると良い(他県の役場併設の施設が良かった)。小、中規模の公園が地域にたくさんあると良い。保育付きのインターンシップのようなものがあると良いと思う。同居の親に子どもみてもらうことが多いが、助かっている反面、身体的、精神的、金銭的に負担をかけていると思う。親が同居しているから安心ではなく、お互いの負担軽減の為にも適度な保育施設の利用を希望する。(古河地区)

■私は、同じような境遇・早産であった方と情報交換や気持ちの共感などをしたかったです。保健師さんにも相談しましたが、忘れた頃にご連絡いただき、結局対面することができなかったことが残念でした。子育てに関する悩みは人それぞれだと思いますが、多数派ではなく少数派でも交流できるような講座や集まりなど發起いただけると嬉しいです。(古河地区)

- 公園が少ない。子育て支援センターは予約制とお金の支払で活用しにくい。(古河地区)
- 保育園待機になっているので、希望している人が、みんな入れるように増やしてほしいです。(古河地区)
- 子どもの予防接種（定期で受ける物ではなく任意のもの）の補助金があると嬉しい。妊娠中になってしまいますが、医療費の免除枠を広げてほしい。医療費の窓口支払をなくしてほしい。(古河地区)
- 小さい子（1才未満～3才くらい）の健診等が少ない。もっとひんぱんにあっていいと思う。他県ではもっと回数多く内容も充実していた。子どもの医療費の負担がなくなったのはよかったが、支払って戻ってくるのではなく最初から支払わなくていいようにしてほしい。他県ではそうになっていた。(古河地区)
- 現在は利用したことがありませんが、一時預かり等がもう少し気軽に利用できたらいいなと思います（予約が取りづらい、お仕事をされている方優先など聞いたことがあるので）。(古河地区)
- 病院の小児救急外来の場所を1ヶ所だけでなく、2ヶ所ぐらい設けてほしい（りん番制なのは仕方ないけれど、遠い場所で大変だった）。(古河地区)
- アンケート調査お疲れ様でした。このアンケートで環境をどう整備するかの方角性が決まってくると思うのですが、ぜひそれだけに満足せず、“子どもの育ち”にも着目していただきたいです。古河で子育てをされていて思うのは、母親はかなり孤独です。周りに迷惑をかけまいと必死です。いくら環境を整えようとしても、そこにいる“人”が子どもの育ちを芯から考えていかなければ、命の根っこは育れません。このような現状を変えようと私は今必死に仲間の母親と頑張っています。是非、形式的なものや数字などに捉われず、子どもの育ちを大切にしてください。(古河地区)
- 子育て世代が増えているのに保育園の定員が少ない。児童館がほしい。子育て情報やイベント等をアプリで共有している自治体があるので作ってほしい（予防接種、子育て世代向けのイベント情報などがまとまっているなど）。(古河地区)
- 待機児童をなくしてほしい。公園など、水道の設備はあるが蛇口がなく手を洗うことができない。駅前広場など、職員の方も一緒に子どもをみてほしい！（古河地区）
- 医療費の一時負担が煩わしく、入金されてもいつのものなのか分かりづらいので、完全無料にしてほしい。(古河地区)

- 古河市は子育てするにおいて大変良い環境だと思います。私は駅前子育て広場を毎日利用していますが、土・日・祝日も休みなく1日自由に利用できる為、大変助かっています。これからも多くの方に利用してもらえる様がんばって下さい。(古河地区)
- 室内の大型キッズパーク（無料）や、自転車で遊べる場所などの増加を希望します。また、高学年になっても放課後児童クラブがどの地区でも安心して受けられるといいと思います。また、国や市から子育て世帯への援助がもっと増えると非常に助かるのにといつも思います。(総和地区)
- すべての幼稚園や保育所にカメラを付けて、いつでも親が見られるようにしてほしい。プライバシーなどの問題もあると思うので、画像があまり鮮明に映らなくてもいいので、どんな動きをしているのかがわかる程度のもの（変なニュースが多いので、園内での生活が気になります。）。医療費無料の手続きが面倒なので何とかしてほしいです。600円未満の時や、県外の受診の時には窓口に行かなければならないこと。後日、口座に返金するなら、最初から助成していただきたいです。(総和地区)
- 子ども3人以上いる人に1年1回10万、3才まで貰えるのを復活してほしいです（税金も上がるので）。古河市に家を建てるともらえる制度があると助かる。小学生も入れて遊べる室内の施設がほしい（休日に子どもたちを遊ばせると助かる）。(総和地区)
- 保育料の無料制度を0才から対応してほしい。(総和地区)
- 多くの支援センターで100円などお金がかかるので他市へ行ってしまう。(総和地区)
- 保育所等では短時間の預かりをお願いできなかったことや、支援センターを多く利用している人が優先されているように感じる時があった。支援センターの集いも利用したいが、予約がとれなかったり人数が少なかったりに行く気持ちが下がってしまった。園庭開放、年齢が決まっていないと集まりくらいしか利用できない。公園で遊ぶのと変わらない内容になってしまい利用を控えるようになってしまった。(総和地区)
- 働くママ同士の交流の場があるといいと思います（保育園はお迎えの時間など違ってなかなか話す機会がない）。(総和地区)
- まだまだ子育てしづらかったりしますが、市でもいろいろ頑張っていていてくれると思うのでこれからも子育てしている人たちの声を取り入れていてもらいたいです。期待しています。(総和地区)

- 2年程前に引っ越して来たので、まだ知らないことがたくさんあり、今後も色々な情報を知りたいと思っています。以前住んでいた地域で無料の歯科検診があり、とてもよかったので、古河市にもあったらな…と思いました。(総和地区)
- 気軽に行ける公園やセンターが少ない。大きな公園より小さな遊具が少しあれば幼児は遊びやすい。大きな遊具は大きな子どももいるので小さな子どもは一緒に遊ばせられない。(総和地区)
- 上の子が今年から幼稚園に通い始めたのですが、就園前の幼稚園への訪問やプレなどをもう少し頻繁にしてもらえると、慣れるのが早くなると思う。週に一度は通える機会が欲しい(先生方との交流がほしい)。(総和地区)
- 子どもの通っている保育園は、保育料とは別に集金袋がありますが、施設設備費、施設充実費といった不明瞭な項目があります。何百円かの値上げが年々あり、現在月1万近く、保育料とは別に支払っています。幼稚園のような教育をしていただけたらと思って入れましたが、生活は苦しくなる一方です。異議申し立てなどをすると退園も検討するというような誓約書を書かされたり、保育時間も、通勤時間+園までの所要時間を書いた紙を渡され、付属の幼稚園の保育時間より(通常の)短い時間で書かれていたり…と。フルで働いていて、それなりの料金を支払っているのにすごく不公平だなと思っています。以前は土曜も出勤日が多く、保育園に預けたかったのですがその保育園は確か12時以降は2,500円がかかり(保育料とは別に)預けられず仕事を休まざるをえませんでした。現在はそのような事はなくなった様ですが…園によって特色があるのは承知して入っていますが、それにしてもお金の取りすぎだと思います。封筒の金額はその園独自のものなののでしょうか。もう少し一つ一つの園に目を向けていただき、保護者が預けやすく、適正な料金にしていただけると嬉しいと思います。保育士の休みを確実に取りたいとの事ですが、こちらも遊びで預けているわけではなく、仕事が終わったら急いでお迎えに行っているのが現状です。確かに保育士不足なのは分かりますが、働いている保育士さんもそういう事を承知の上働いていらっしゃると思います。書いていったらキリがないくらい不満はありますが…基本的に土曜は開園、延長は〇時と、保育園市内全て一緒にできるといいですね。(総和地区)
- 古河市は、出産祝い金や、子ども達が遊べる公園、室内遊び場など、子育てするにはとてもいい環境だと思います。ですが、上の子が来年4月から年長になり、長男は3歳、本人はとても幼稚園に行きたいといつも言っています。我が家も金銭的に裕福な訳ではないし、できれば長男も末っ子も、上の子と同じ幼稚園に行かせてあげられたら、下の子達も安心して通うことができると思い

ます。3人預けるとなれば、それなりにお金もかかってくるので、私もできる範囲で家族に協力したいと思っています。(総和地区)

■認定こども園でも、2号の枠がないため1号保育になっている。申請したものの、1号のまま。認定こども園への枠の増員をすすめてもらえないでしょうか？(総和地区)

■学童と保育所が別々の部門である事に疑問を感じます。下の子の育休中に学童が利用できないのは理解できるが、席は確保しておいてほしいです。2018年10月に復職予定で、保育所も内定もらっていたのに、学童に空きがなくて、復職も保育所も断念せざるを得ず、育休を延長しました。育休の延長理由が保育所でないので、給付金ももらえず…。学童と保育所は、兄弟がいる家庭では、一括りで考えるべき事だと思うので改善してほしいです。(総和地区)

■一時預かりの保育を1年間利用したことがありますが、料金が大変高かったと感じました。保育所申込のタイミングが少し遅れただけで入所できなく、泣く泣く一時預かりを利用しましたが、苦しかったです。入所審査など一時預かりを利用している人を優先できるシステムなどありますか。現在は学年もあがり利用することはありませんが、入所の基準などちょっと分かりにくいような気がしました。(総和地区)

■近所にもっと一時預かり等の施設が充実して欲しいと思った。他県と比べて古河市は小児科等も含め、子育て世代に必要な施設が少ないと思う。市役所でもこちらから質問しないと待機児童向けのサービスなど案内が無いのでどのようなサービスがあるのかも把握しきれていないので利用する事が出来ない。認知度を高めるよう努めて欲しい。(総和地区)

■待機児童が多く、保育園(0～3才)に入るのが難しい状況にあると思う。(希望の)病児保育もそなわっている延長保育も、さほどかからない施設が増えたと、もっと働きやすい環境になると思う。夜勤もあるため、夜間保育を行ってくれるところがあると非常に助かります。後、小さい子の保育料がとても高い！(総和地区)

■毎年同じことを教育するのではなく、学校教育が進化しているように幼児教育にも力を入れて欲しいです。(総和地区)

■医療費無料より児童手当等を増額してもらった方が助かるので増額してもらいたい。(総和地区)

■子育て広場(集まれる場所)が少ない。(総和地区)

■出産のため退職した人が、産後働きたいと思っても子どもを預ける場所がもう

少しあると良いと思います。就活中では保育園の枠に入るのは難しく、預け先が決まらないうちになかなか仕事が見つからないのでは…。(総和地区)

■医療費が無料になったのは嬉しいのですが、一回お金を払って後で振り込まれるのではなく、元から無料になってくれると良いです。薬だけの時も多く、600円未満の時が結構あるのですが、子どもを連れていちいち市役所に行き、手続きをするのは結構大変です。(総和地区)

■子どもの安全の為、防犯灯、カメラの設置(通学路)地域で子どもを守る仕組みを作って欲しい。古河市内での救急対応(西南では遠いです)が毎日出来ると安心して暮らせます。共働きの世帯への負担軽減となるサービス(例えば、夕食サービス、家事代行)生活品への補助。家族形態の変化により、親の負担が多く、行事の参加が負担。(総和地区)

■病児療育機関を増やしてほしい。(総和地区)

■子どもをのびのびと遊ばせられる場所が近所がない。とねミドリ館をもっと、子どもやその親が使いやすいようにしてほしい。少し遊具を設置する、ベンチを置く、子ども同士が集まりやすい環境にしてほしい。(総和地区)

■古河市の保育所に通っていますが、先生の対応も良いし日々沢山の経験をさせてもらっているし、子どもが常に成長しているのがわかります。保育料も所得で決まるので裕福ではない我が家には助かりますし、そのような施設があるのは、救いです。本当に保育所があって助かりました。働く事も出来るし、お友だちからの刺激も貰えるし感謝しかありません。ありがとうございます。(総和地区)

■子どもの定期健診時に、子どもや自分の心身状況について相談しても「様子をみて」「お医者さんに聞いて」ばかりで保健師があてにならなかった。1才半検診時、「言葉がまだ少ないようなので、半年後にどんな様子か電話で確認する」と言われ、携帯の番号を教えたのに半年後電話などこなかった。もう少し親身になってくれる保健師を増やした方がいいと思う。(総和地区)

■子どもに幼稚園などで集団生活を経験させたいなと思いました。(総和地区)

■現在幼稚園に通っていますが、年少の時1号で、途中から2号に申請を申し込んだら人数制限で2号になれなかった。1号と2号じゃ、働いている母はとても大変だなあと思った。特に、2号は預けられる日が沢山あるのに、1号はお休みですとか、そのたびに仕事を休まなければいけないから。2号になれなかったら、はじめから保育所とかにすれば良かったが、そこもあいてないとかで、結局、長期休みの際に1号は大変だなあと思ってる。2号という枠をもっと沢山あると良いのに、って思ってる。結局、仕事をセーブしなければいけない。

働いて稼ぎたいのに。(総和地区)

- 1～3歳児→遊具がない、あっても小学生向きの遊具が多い。遊具を増やしてほしいが利用できる公園が少ない。(総和地区)
- リフレッシュ目的での一時預かりを前々から利用したいと思っていたが、リフレッシュ目的での利用には引け目があり、なかなか利用まではいかなかった。やはり毎日の子育てで、しんどい時が度々ありイライラしてしまう時がある。少しの時間でも気軽に利用できるような感じであれば良いと思う。(初回無料クーポンなど) 託児所付きの図書館のようなものがあると良いと思う。子どもを預けている間はお茶を飲みながら本や雑誌が読める。おしゃべりしたい人と1人でゆっくりしたい人は分ける。育児相談もできると良い。子育てのストレスやイライラも虐待につながるのではないかと思います。(総和地区)
- 子どもの医療費がかからなくなったが、1度お金を払うのは、どうしてなのか。他の市区町村のように、窓口では、支払いなく、できないのか。(総和地区)
- 古河市内にある(お山のある公園)公園に遊具を増やしてほしい。(総和地区)
- 室内運動場があればなと思います。(総和地区)
- もう少し保育できる場所や環境が増えてほしいです。主に、こども園を増やしてほしい。(総和地区)
- 幼稚園、保育園によつての制度(決まり)が違いすぎる。例)発熱時37.5℃以上で連絡/38℃以上で連絡。仕事が祝日でもある場合の特別預かりが無い。働くお母さんの為の保育施設でもあるのに、園の都合で、休みが多い、結果仕事を休まなければならない。(総和地区)
- 公園や室内で遊べる場所が増えると嬉しいです。(総和地区)
- 子育て支援は、金銭面でももう少しあってもいいかなあと思う。子育てに関する費用の無償化等があったらすごく助かる。(総和地区)
- 仕事で1年間しか育児休暇とれないが、1才で入れる保育園が少ない。低年齢の保育園を充実してほしい。0才児でも安心・安全に遊べる屋内の施設または、別のスペースがあるといい。今ある施設は、歩いたり走れる2・3才児もいてキケン。(総和地区)
- 子どもを2人、3人一緒に連れて遊べる場所があるといい。遊具が大きい公園があると、もっと遊びやすいです。(総和地区)
- ネーブルパーク以外にも、戸外、戸内で子どもがのびのび遊べる無料の施設をつくって頂きたいです。子育ての支援は、幼稚園、保育園以外にも必要です。今の時代、商業施設が多く、公園も県外に遊びに行く事もあります。公園も増

やしてほしいと思います。他市は、公園もいろいろな遊具がありとても子どもたちも楽しそうでした。そういった新しい子どもたちの心をゆさぶるような公園、よろしくお願い致します。(総和地区)

■ネーブルパークヤンチャ森などでやっているパネルシアターやいろいろな行事はとても楽しくて、子どもも喜ぶと思います。昔からある季節の行事や遊びを小さい子にも伝えたり経験してもらい豊かな心を育んでもらいたいなと思います。(総和地区)

■0、1才児が遊べる所を増やしてほしい。幼稚園供設等の支援センターは、初めてだったり、ママ友がいないので、行きづらく、いつも家で遊んでいるので、大きな施設があったら嬉しいです。駅前とかでは、車の問題もあるので、行きづらい。今ある施設の一覧など、詳しく知れる本などほしいです。ほとんど知らない。(総和地区)

■市役所に聞きに行くと説明不足で分からない(何にしても)。(総和地区)

■仕事に復帰しても子どもの体調不良や保育園の行事の為に仕事を休まなくてはならない時があり、土日は子どもと一緒に過ごすので自分のための休みがない。子どもと一緒に過ごす時間は大切だが、息抜きや自分の用事の為に休みも必要だと思うので、パートナーや職場の上司にもそれを理解してもらいたい。(今は理解のある職場で恵まれています) 罪悪感なく休みをとって良いと思う。(総和地区)

■病児保育があったらいい。大きな公園をたくさんつくって欲しい。(総和地区)

■小学校の長期休業中に児童クラブを利用したいが枠が少なく入れない場合がある事が少し不満です。家庭の状況により、短期間しか働けず、通常の児童クラブは利用できない状況です。長期休業中の利用をしやすいしてほしいです。通っている小学校の児童クラブではなく他学校での利用は、友達もいない為、子どもにとってもストレスになるのではないかと思います。(総和地区)

■公立の保育園を減らさずにして欲しい。コンサート等ができる大きなホールがあると良い。(総和地区)

■児童手当をもう少し上げていただけたら家計的にも助かります。(総和地区)

■児童センターをもっと増やしてほしい。保育所で支援センターがあるのは知っていますが、予約が必要だと聞いています。もっと気軽に行ける施設があると嬉しいです。(総和地区)

■病院代無償になったのは嬉しいけど、一度支払いをしなければいけないのが面倒。他県は支払いなしでしたよ。他町はおむつ券があつてそれでおむつとかお

しり拭きとか購入できるそうです。隣町の方がお得。(総和地区)

■親子が共に楽しめる公園、レジャー施設を作ってほしい。古河には天候に左右されずに遊べる場所が無い。何をするにしても若者や実際に利用が必要な人の声を聞いてほしいと思う。(総和地区)

■環境や支援に関しては特にありませんが、地域の人達のマナーやモラルの低さは改善してほしいです。どうにかありませんかね？例えば乳幼児がいるのにチャイルドシートを使用していない人、小学校や中学校の敷地内で喫煙している父兄さんなど。毎日必ず見かけます。古河市に引っ越してきて、「特別マナーの悪い地域だな」と思います。この地域環境での子育ては大変不安です。(三和地区)

■3歳前から入園できたり、利用のため迎えが遅くなったりしても預ってくれる環境があります。夏・冬休みも同様理由で心配なく安心して働くことができます。小学校にあがる頃の放課後のことが心配でもあり満足度4にしました。(三和地区)

■中学生以下のインフルエンザ予防ワクチンの接種を無償化してほしい。(三和地区)

■産後に赤ちゃんと一緒に参加できる市の講座(ベビーマッサージやベビービクス)が充実すると良い。(三和地区)

■一時預かりの料金がもう少し安いと利用しやすい。(三和地区)

■子どもが遊べる室内施設(ヤンチャ森やわんぱくステーション)が旧古河、総和地区にしかないので、三和地区に作ってほしい。子育て支援センターも三和地区は少ないので、もっとあっても良いと思います。三和庁舎やふれスポあたりに、そういう所があったら便利でいいと思うのですが。(三和地区)

■扶養手当が少ないです。(三和地区)

■病児保育、病後児保育があるといいと思います。(三和地区)

■延長保育となって有料になる事に不満があります。基本的に保育してもらえる時間を長くしていただきたい。土、日、祝の預けもできるといいなと思います(仕事の日を為)。(三和地区)

■保育料が税金を少ししか納めない人の方が安いのは大いに不満。生活保護を含め、税金を少ししか納めない人へ給付することは納得いかない。※病気やケガは別、1人親世帯への給付も納得。死別ならわかるが離婚はその人達の問題なのでは…。(三和地区)

■3人以上を出産する人に対し30万もらえると期待していたが減額されショ

ックだった。多胎児に対してもう少し金銭的補助があるとうれしい。相談施設などの設置も大切だが家庭で過ごす時間が長いから家庭環境を良くする事を考えてほしい。医療費が無料になったのはすごく嬉しい。ただ600円以下の時領収書を市役所に持っていないといけないのはとても大変。後で口座に振り込まれるなら病院窓口で払わなくてもいいと思う。→子どもがたくさんいると病院で会計を待つのも大変です。(三和地区)

■なかなか保育園や幼稚園に入れないので、どうかしてほしいです。園を増やすなどしてほしいと思います。(三和地区)

■古河市は、母子家庭に優しい市ではない気がします。何も、期待はしていませんが、子ども達の事は、ちゃんと考えてあげて下さい。(三和地区)

■子育て支援の親子教室の回数を増してほしい。子どもが遊べる室内を作してほしい。(三和地区)

■屋外だけでなく、屋内でも遊べる施設、環境がもう少し増えると良い。医療費や教育費の支援を増やしていただきたい。(三和地区)

■収入面の不安がなければ保育所へ通わせる必要のない家庭も多いと思う。若い世帯はどうしても給料が低く生活が厳しい場合も多いので母親も働かざるを得ない。まずはきちんと働く父親の給料だけでも子育て期間(～年少)の生活ができる保障をしてあげれば良いのでしょ？給料と一緒に手当を支給するなどして家庭での保育を促せば保育士不足にもいいと思う。(三和地区)

■幼稚園や保育園がとても入りづらいと聞くのでどうか入れやすくして下さい。(三和地区)

■病児保育の拡充。(三和地区)

■子どもの保育を理由に会社に休み等を認めてもらっているが、子どもが成長し、手がかからなくなっても長時間勤務ができるか分からない。転職でキャリアを失いたくないので、会社で子育てが落ち着いた人の長時間勤務の促進をしてほしい。(三和地区)

■子どもの予防接種の任意接種への負担の減少。(三和地区)

■公園が近くにあってほしい。子育て支援センターも時間でお昼寝とかぶって行けなかったりするので、もう少し開放時間をのばして欲しい。児童館を建てて欲しい。(三和地区)

■1号認定の場合、小学3年生までを1人とカウントするのに2号、3号の場合幼稚園に通っている子だけしか、1人、2人ってカウントしてくれないので保育料が減らない。2号、3号も小学校3年生までを1人目、2人目とカウント

してほしいです。給料が上がっても税金と保育料が上がっちゃうので家計に余裕がなくなる。(三和地区)

■もっと子どもが欲しいのですが、金銭面や外出するのに不安があり、出産をためらってしまいます。3人以上を保育したいと思える制度や環境整備をお願いします。(三和地区)

■出産後、育児休暇中の一年の間の住民税の支払いが大変でした。産後、退職を余儀なくされた女性は収入源が減ってしまいます。世帯収入が減少してしまうので住民税も軽減して欲しいです。(三和地区)

■よく、ネーブルパークヤンチャ森、駅前子育て広場わんぱくステーションを利用させてもらっています。総和地区、古河地区にあるので、ぜひとも三和地区にも作っていただきたいです。三和地区に、ちょうど良い子育て広場がなく、いつも総和・古河方面まで車走らせています。実家も三和地区の為祖父母も気軽に子育て広場に足を運べると良いなあ、と思っております。よろしくお願いします。(三和地区)

■0、1、2歳児も保育料を無償化にしてほしい。(三和地区)

■古河市内で保育・子育て施設のある場所が三和地区は特に少ないと感じています。古河市で土・日・祝日保育・病児保育施設がほとんどない〔仕事のため利用したいです〕三和地区の保育園で病児保育ができるとの事だが前日予約と1日3名までは使いにくいのではと感じます。古河市で増やしていく事が希望です。他市では日曜保育は〇〇へ登録して下さいと案内があり、施設もあるので古河市でもあるといいなと思いました(日曜保育は仕事のため必要性を感じています)。(三和地区)

■医療費負担がなくなったのは良いが、なぜ一度支払うのか？口座への入金に掛かる金額を考えるとマル福手帳を見せれば支払いなしになる様な仕組みにすればいいのではと思う。幼稚園の奨励金について…満3才児の場合早生まれは同じ様に通っていても負担が大きい。同じ学年ならば一律に皆4月分から補助して欲しい。(三和地区)

■医療費を全額負担して欲しい。その場合窓口で支払いがないようにして欲しい。(後で申請等は面倒。)オムツやおしりふきなど消耗品が一番使用するし生活費の負担が大変なので毎月とは言わないが1000円でもいいから、地域で支援してもらえると、ありがたいし、また子どもを産みたいと思うと思います(少子化改善にも繋がるのでは)。(三和地区)

■古河市、国はシングルマザーにとっても良くしてもらっていると思います。まだ子どもが小さいので働く時間が短いのですが、正社員になりわずかでも納税す

るのが目標です。(三和地区)

■幼稚園、保育園が高い。パート代が保育料で消えてしまう。スーパー、ドラッグストアを増やしてほしい。買い物が不便。旧総和や旧古河には子どもが遊べるところがあるが、旧三和は、ほとんどない。公園や施設も増やしてほしい。(三和地区)

■信頼出来る医療機関が付近にない。子どもの医療費の窓口負担をなくしてほしい。子どもの遊び場が少ない(公園が少ない)。(三和地区)

■以前は3人目の子どもが生まれた際、30万円の支援金が支払われたのに、今はかなり減額されてしまったことが残念で仕方ない。このご時世に、子育て関連の支援金を打ち切るとか、ありえないと思った。支援金があるから…とあてにして子どもを生むわけではないけれど、家計の足しになるのは事実。行政にがっかりさせられました。だが、医療費が無償化されたのは助かります。(三和地区)

■今はまだ思いつきませんが、今後はより子育てのしやすい地域になりますようによろしくをお願いします。(三和地区)

■医療費無料化をしたのは知っているが、一度支払いをしたものが銀行口座に振り込まれると、非常に手間と無駄を感じる。最初から、医療機関で支払いが発生しないようにできないのか？他県や、他市町村で無理ならば、せめて古河市内の医療機関だけでもそうしてもらいたい。(三和地区)

■隣町と同じ様な支援は望めませんか？広い市に幼児が気軽に遊べる室内施設が少ないと思います。(私が知らないだけ？) 小学校低学年も一緒に入れない施設、休日利用出来ず正直微妙です。幼稚園、保育園が多い市内は良いでしょうが、外れの方は気軽に遊びに行けない。あと2ヶ所位作ってもらったら良い。だってネーブルパーク内の施設って人数制限があって友人が多いグループだと入れない。子どもが少ないからしょうがないでしょうけど。今の希望です。(三和地区)

■仕事もあり、早期に幼児教育を受けさせたいと思っても自宅近くには空きがなく、子育てしながら、働く環境です。一時サポートも、手続きや、前もっての予約が必要などで、預けられない為、利用していません。色々な面で不安なく子育てができたらいいなと思います。(三和地区)

■田舎すぎる、市が発展してほしい。幼・小・中・皆一緒せめて高校もっと増やす…子どもいない…人が増えない…。田舎の行事が大変、わざわざ子どもを預けてまで行かなくても良いと思う。(三和地区)

- 市内に子どもが遊べる施設のようなものを増やしてほしいです。他県にあります、「キッズランド」や「トコトコ」という施設を利用した事があり、子どもがとっても楽しめたからです。また、市内の子どもが遊べるスポットの一覧やパンフレットが市役所などに置いてあると便利だなと思います。(三和地区)
- 相談先が今の所、保育園の先生しかない。先生方も忙しいのでなかなか相談できない。支援をしてくれる所があるのなら、もっと情報を発信してほしい(三和地区)
- 環境について、公園がほしいです。隣町のような。0才～4才くらいの小さい子と、幼稚園、小学校の子どもが安全に遊べる場所が必要です。三和からネーブルパークは遠いですし、小さい公園でも子どもたちは楽しめると思います。こども園は先生方がとても信頼できるので、子育ての相談にのっていただく機会があればいいと思います。(現在園バス利用で先生と顔を合わせる時間が少ないため) 病児、病後児について、仕事を休めるなら、病気の際は子どもの看病は自分でしたい。0～3才くらいまでは、病気をしやすいので、できれば育児をとって、育児に専念したいが、小さい子どもといつも一緒にいると、育児のストレスがかかるので、もっと身近に悩みを話せる場所があったらいいと思います。さまざまな状況や価値観に対応することは難しいですが、子どもと母親(父親)が、それぞれのニーズに合った支援を選んで受けられるといいと思います。(三和地区)
- 生後半年程からの認定こども園だったため当時はかなり不安もあったが、本当に良く見て頂けて感謝しています。ありがとうございます。(三和地区)
- 遊具や水遊びができる公園が近くにあると嬉しい。小さい子(1才～)が遊べる公園(ハイハイの子がお兄ちゃんと遊べる公園)、歩いて行ける公園がない。(諸川にはアパートばかり。)(三和地区)
- 障害児を受け入れしてくれる(受け入れしてくれやすい)幼稚園を市役所で案内等してくれたら有り難いし、今後の不安も少し和らぐと思う。(三和地区)
- 急に仕事になった時、土曜日保育を申し込まないと預けられない。仕事に行けない→収入が減る→生活が厳しい。急に言うと言けられない。断られる。書類を毎月、会社に出して、毎週申し込みを書くのは大変。(三和地区)
- 今まで待ち時間の長い予約制ではない病院や午前中しか診察できない病院しか周りになかったのでインターネット予約ができて午後診察のある小児科クリニックができてすごく助かりました。(三和地区)
- 料金が高い。保育施設が少ないので増やしてほしい。(三和地区)

- 子育ての環境や教育に関して、三和は乏しいと思う。何かやるなら、車で30分かけて、(駅周辺まで出ていかないとな。または他市。)そういう面で不便を感じます。(三和地区)
- 三和地区にも、ヤンチャ森のような児童館を作ってほしいです。できればボールプールのあるところが良いです。男子トイレにオムツ替えできるところが無い事が多いので増やしてほしいです。(三和地区)
- スクールゾーンの安全確保(工事現場や工場のフェンス等)。スクールゾーンの車の安全確保(スピード)。スクールゾーンの歩道や一時停止の看板や警察の取締まり強化。(三和地区)
- 数年前に比べ、時間外保育(早朝、延長保育)の時間帯が短くなり、社員なのにフルで働けなくなってしまった。保育士さんたちの労働時間、人員不足が背景にあるようだが、ますます、働きづらくなってしまった。現在は、会社は無理言って短時間勤務制度を利用させてもらい、何かと、両立させようと必死である、会社でもいい顔されない。定時まで、最低でも働きたい。早朝、延長保育時間と、高額な延長料金をどうにかできないものか。(三和地区)
- 古河市は他の市町村に比べて、保育園に入園するのが、大変だと思いました。柔軟に対応してもらえると、子育てしやすい環境になると思います。(三和地区)
- 公園を増やす。水道水をきれいにして飲みやすいようにしてほしい。(三和地区)
- 三和地区にも子育て支援センターヤンチャ森ができてくれるとうれしいです。(三和地区)
- ふるさとの森公園は母子だけで行くには寂しいところがあるので安心して遊べるところではないです。(みんなで行く分には良いのですが)そうすると身近に遊べる公園が少し遠いです。三和にも小さい子が気軽に遊べる公園が欲しいです。(三和地区)
- 旧古河市、旧総和町にある子どもの遊び場等、子どもの支援施設が名崎地区にはまったくありません。子どもが少ないことは分かりますが、とても大変です。昔みたいに子ども達が交流する場が無くなってきている気がします。(三和地区)
- 子育て支援センターの情報やイベントの情報などがわかりやすくしてほしい。日中は子どもとふたりなので同年代の子と親たちと話せる場所の情報がほしいです。(どこでやっている・何才ぐらいの子がいるかなど)(三和地区)

(2)小学生調査

問 47 子育てについて、自由にご意見などをお書きください。

- 市の子育て環境よりも職場の子育て環境が最悪な環境なため、第一に職場の子育て環境を最適な環境にした上で市の子育て環境の支援事業に取り組んでもらいたいです。(古河地区)
- 子育てに金が掛かりすぎる上、不審者情報、事件が多い。社会全体が弱者に優先でない。(古河地区)
- 医療費無料と言いつつもなぜ窓口で払うのか？疑問です。小さな公園も少ないし、道も散歩も行きづらい。支援センターは予約・キャンセル等電話をしなくてはいけないし、100円とるし、今日どこかに行きたい日対応できない。大きなお店もなく、毎日がつまらない。大型店、贈りものを買える店がない。公立保育士さんは威圧的な人が多く正直そういう先生に当たったら…と思うと子どもを預けるのがこわい。(でもお金のためには働きたい) 根本的な所から見直さないといけないと思う。市長様、私たち他県から引っ越してきた者たちがいい所だよーと自慢できる古河市に是非して下さい。切に願います。(古河地区)
- 大きな公園ではなく気軽に行ける公園がほしい。公園があっても草が生えていてとても遊べる環境ではない公園がある。3人目の子どもが上の子の年齢によって保育料が無料になるのに歳の離れた兄弟だと満額保育料がかかるのが納得いきません。歳が離れていても子育てにかかるお金は変わらないです。(古河地区)
- 小学校のペーパーレス化を進めてほしい。小学校の少人数クラスを全学年で行ってほしい。(古河地区)
- 医療費無料になったとはいえ、一旦払ったり、¥600未満だと申請するなど面倒なことが多い。小学生の遊べるところがない。公園も少なく子ども同士が大人の介入なしに、でも大人の目は届くというような良い遊び場がない。(古河地区)
- 発達障害、自閉症等のお子さんへの認知、理解がすすむことを望みます。(古河地区)
- 子育てサロンがもっと増えて、親同士がもっとコミュニケーションの場を作れる施設があるといいと思います。(古河地区)

- 公園など遊べる場所（遊具）が少ない。医療費を無料にしてほしい。保育料が高い（延長保育代が高い）。学童の入所人数が少ない。高学年も、入れるようにしてほしい。小学校での、学級閉鎖（インフル）での、学童禁止は、やめてほしい。雪が降る（降った）くらいで学校や保育園の登校時間の変更をしないでほしい。そんな雪が降らないのに。（古河地区）
- 近所に子どもが少なく、子ども会も自治会では無くなったそう。交流したいと思うが土日の行事になかなか参加できないのもっと気軽に集まれる所があったらいいなと思う。（古河地区）
- 子どものインフルエンザ注射について、土日でも注射できる機関を設けて欲しい。いつもなかなか予約が取れず、在庫がなくなり、注射できない。（古河地区）
- 今年度は担任の先生に恵まれ毎日楽しく学校に通っています。先生方も人員不足で大変だなとPTA学年委員長として思いました。先生達をサポートして頂ける様に市など考えて下さい。登下校がとても心配です。特に登校時は交通量が多く立哨をしていると後ろからあおられます。事故も増えています。警察などの見廻りをもっと増やして欲しいです。（3小学区）（古河地区）
- 上の子と下の子は10才の年の差があります。感じることは、児童手当が上の子が無くなりかなり厳しくなったこと。あてにしているわけではないが、あるかないかで大きい。医療費の（福）も高校卒業後なくなるのでまた、大変になる。大学にもお金がかかるので、下の子の貯えまでなくなる。同じようなことをしてあげられない様な気がする。税金もたくさんとられるし、130万パートで働いてもたいして残らない。子育てというより子どもは、本当にお金がかかります。（だから、1人っ子が多いのでは。）（古河地区）
- 保育所（第一・第五）が、閉所すると聞きました。通勤しやすく、また小学校へ子どもが入学するために近くの保育所に通所している親御さんもいらっしゃると思います。上辺見保育所を大きくすることですが、通勤と逆に送迎することになる親御さんが発生すると思うと不便です。（古河地区）
- 子どもにかかるお金がかかるので、市役所に申請に行っても、こちらの市では、以前県外に住んでいた時と同じ状況でも却下されたりで、負担するお金がかかり、生活が苦しいです。埼玉県に住んでいましたが、子どもにかかるお金の援助がとても手厚かったです。給食費の免除も、扶養手当の申請も、兄弟が一緒に同居している理由で申請がおりない事はありませんでした。本当に大変な思いをしている人はたくさんいると思います。市としても、もう少し考えるべきだと思います。子どもを育てていくのが、本当に大変です。（古河地区）

- 児童クラブの職員の質を上げてもらいたい。(古河地区)
- 以前に他市に住んでおりましたが、子育てそのものの支援よりも、公共料金が古河市は高く、結果、子育ての金銭的な影響があるかも知れない。また、子連れで遊べる施設が少ない事、公共交通機関が脆弱であり、住み難い町である。一言で言うとなまらない町である、将来的には、転居を考えている。もっと税金を有効活用して頂きたい。(古河地区)
- 子育てといえ、今の時代、何よりお金がかかります。お金を稼ぐ為には子どもと一緒にいる時間を削ることになり、もっと、子どもにお金がかからない様にしてもらえることで、もっと子どもを育てやすい環境になるのかな？と思います。お金をばらまくのではなく、お金がかからない様にしてほしいです。(古河地区)
- 年末年始等に、近所の小児科が交代で診療を行ってもらえたらありがたいと思います。(古河地区)
- 駅の近くなので道が細く、自転車に寄せたりするのが危ないと感じる時があります。学校以外に子ども達が思いっきり遊べる広場がないのが、増やしてもらえたら嬉しいです。(古河地区)
- 子どもが小6の第二学期から二次障害になり母の私と子どもは途方に暮れる毎日、外国人が一人ぼっちの子育て、子どもは病気により自殺の念も脳裏にうかんだときも有り苦しんでいる毎日です。自分が倒れたら家庭はどうなるかわかりません。特別構成な家にも特別なケアできる行政もあってほしい。(古河地区)
- 医療費の助成について見直しをして頂きたい。医療費が無料になったものの、一部支給申請があり煩雑である。他町のように、窓口での支払なしに統一できないものか。(古河地区)
- 子どもの救急外来の受け入れできる病院をしっかりと用意してほしい。遠すぎる所ばかり。(古河地区)
- 公園が少なく、他町の方まで行っていた。図書館の駐車場が使いづらく、行く回数が減ってしまった。はなもも体育館の利用料金が高く、他の市、町で借りている。(古河地区)
- 我が子は小学生になり手も掛からなくなりましたが初めての子育ては想像以上に大変で、産前、後はホルモンバランスも乱れ自分の夫以外協力者がいない場合とても大変でした。子どもを沢山産み育てる環境やサポートが国レベルで低いので子どもを産み育てる環境を整え国レベルでサポート力を入れていっ

て欲しい。男性の方、父親になったら1日母親やってみて下さい。どれだけ大変か経験して感じてみて下さいね。(古河地区)

■平成20年度より変化有り。現在は、住みやすい、育てやすい、古河市だと思います。今後の発展、向上に頑張ってくださいませ。(古河地区)

■発達障害の子どもがいます。将来自立できるよう療育施設を増やしてほしいです。相談窓口を増やしてほしいです。ホールを建設して頂きたいです。文化に触れさせたいです。児童館があればいいと思います。働いてない子どもの交流の場がほしいです。(古河地区)

■古河市には児童館がないので、小さいお子さん(未就学児)を気軽に遊ばせる場所が少ないと思う。大きくなくて良いので、小さいホールがあるといいと思う。子ども達のサークル活動を発表する場所がない。下の子が知的障害児だが、近所に放課後デイサービスが少ないので、もう少し増えるといいと思う。障害児の一時預かりも充実すればとても助かります。(古河地区)

■児童手当てには所得制限が(ほぼ)ないのに、なぜ母子家庭の児童扶養手当には所得制限があるのでしょうか。手当てを全額もらうと月約8万位の収入。で手当てが約4万。この金額で、どう生活できますか？子育てを優先したらお金がない。お金を優先すれば、子どもと一緒に時間がない。また、親(祖父母)(65才未満)と一緒に住むと「生計を立てているのは祖父」とみなされ、扶養手当てはもらえず、これによって給食費免除等も受けられず、両親そろっている家と同じだけ払わなくてはなりません。親と住んでいると、家賃や光熱費等は払わなくても、その他自分たちにかかるものは全て自分でまかっています。子どもと2人で暮らすには、お金も時間も難しい面がたくさんあるので、親と住んでいるのに、これではとても住みづらいです。どうか、母子(ひとり)家庭に優しいまちになる様、改善を宜しくお願い致します。(古河地区)

■子どもがいる家庭への手当てなどを手厚くして欲しい(子どもが多い・3人以上)。(古河地区)

■第三子の給付金？が減ったのはショックでした。他市や町などと比べると、支援が少ないと思います。改善していただきたいです。(古河地区)

■父親の一人親で古河市に引っ越して来ましたが、気軽に相談出来る方が居なくこの先が不安です。(古河地区)

■転勤して古河に来ました。古河・小児科が少ない、病院が少ない。課外活動やイベントが少ない。子育て広場が少ない。大きなショッピングモールがない。映画館がない。子育て世代、20～40代には、住みにくく、生活しづらいです。(古河地区)

- 色々な手続きを休みとって自分で行かなければできない＝お給料が減る。時給がとても安いので1日休むだけでも負担が生活にかかる。(古河地区)
- 公園など子どもの遊ぶ場所が少ない、公園が遠い。大きな公園があったとしても遊具が少なすぎる、楽しくない。雨が降った時など室内で遊べる施設があればいいと思う(小学生でも満足できるような、民間等でも)。学校が老朽化しすぎ。医療費の無償化は助かりますが、一度医療機関に支払うのを無くしてほしい。600円以下の場合は市役所に申請に行くのは大変なので改善してほしい。(古河地区)
- 子どもの予防接種などを全て無料にしてもらいたい(水疱瘡やおたふく風邪なども)。(古河地区)
- 現在第二子の育休中のため、第一子(小学生)や家事へも余裕をもって対応することができるが仕事復帰後の時間配分がやや心配である。また第一子が学童に再び入れるか、第二子の保育園入園についても、不安がある。(古河地区)
- 子育て支援が手厚く必要なのはやはり子どもが小学校低学年くらいまでかなと思います。それ以降は子どももしっかりしてくるので。(古河地区)
- 親の負担を限りなく0(ゼロ)にしてほしい。おはしセット、上履き、体操服などを、学校で、または本人に洗ってもらい親は負担ゼロ。浄水器の設置、水筒持参無し。備品の心配、えんぴつ、けしゴムなどの筆記用具、ノートなどの消耗品、上履き、体そう服など学校で使うものは全て学校で用意していただきたい。親は、掛かったお金を払うだけ。(古河地区)
- 父子家庭に対する支援強化・手当等の情報周知・民生委員に会った事が無い。(古河地区)
- 長男が今年から支援級になります。学校の先生の勧めで入級になりましたが、長男はお友達と一緒にいたいと言っています。できれば他の子達と一緒にしたいのですが、なぜ普通級と支援級とクラスの在席を別にするのか？支援級に籍を入れないとなぜ手厚い支援を受けられないのか？よくわかりません。普通級で手厚い支援は難しいのでしょうか？健常者と障害者で分ける世の中。みんな同じ人間なのに…。(古河地区)
- 毎日、ランドセルが重くて、学校に行くのを渋ることがある。学校まで40分近く歩くので、必要のない教科書とかを学校に置いておきたい。古河公方公園が近いのだが、もう少し遊具があると、いいなと思う。(古河地区)
- 子育ての環境は比較的整っていると思うが、産院が少なく、妊娠中の不安はあった。妊婦の交流の場がもう少しあると、子育てもスムーズに入っていけると

思う。(古河地区)

- 児童館のような、親が働いていても、安心して子どもが遊べる場所があるとい
います。(古河地区)
- 小学生になると遊べる場所が少ない。他市のキッズランドのような有料でもい
いので安心して遊べる場所を増やしてほしい。児童館を作ることは難しいので
しょうか？夜間の小児救急で他市に行くようにと言われるのがすごく困る。高
齢者ばかりではなく子どもにも力を入れてほしいです。(古河地区)
- 上の子が生まれた時、私が生まれ育った地域では既に子どもの医療費は無料
でした。古河市が無料になったのは、それから5年以上も経ってからです。遅
すぎます。古河市は茨城県の中でも他県と近い地域である為、実際ママさん達も
近隣の県出身の方が多く、私もそのうちの1人ですが、それ故他県の子育て情
報も入りやすく、話の中でも古河市の状況とよく比較します。アンケートには
子育てしやすい町に丸を付けましたが、それは人間関係の事のみであり、古河
市に来てからいろいろな環境に満足出来た事はありません。とある市では子ど
もの医療費は18才まで無料です。近隣の県や市の子育て情報にアンテナを張
り、いち早く取り入れ、早く子育てしやすい町になってほしいです。(古河地
区)
- 家に車が無い事もあり、病院や公共施設等に、ぐるりん号を走らせてほしい。
古河から他市に行くのに不便である。子どもが他市のメディカルセンターに入
院した時交通手段が大変だった。小児科夜間が少ない。(古河地区)
- 安全に遊べる公園が近くにほしい。(古河地区)
- 子どもの入園前、なかなか相談できる人もおらず、電話相談に1度だけかけた
ことがありました。でも、電話に出た方(女性)はすごく冷たく感じました。
まるで「そんなことでいちいち電話してこないで」といわんばかり…。結局、
余計に嫌な気持ちになりました。今も学校などから“相談先”の様なプリント
をもらってきますが…本当に相談にのってもらえる機関なののでしょうか？し
っかり、話をきいてくれる場所、人がいるといいなあとも今でも思います。(古
河地区)
- 小、中学校で使用する物など、購入する物が多く出費が多く感じます。学校な
どで貸し出しなどがあれば、今後あまり使用しない物などは貸し出しなどを利
用できたら良いと思った事がある(彫刻刀や、中学生の柔道着など…)。(古河
地区)
- 子どもの遊ぶ公園やミュージアム等の施設を増やしてほしい。(古河地区)

- 公園が少ない。保育の資格がなくても、保育の経験がなくても（ハードルが高い）、保育のお手伝いを希望する方は積極的に参加できるようになるとよい。児童虐待の実例「こんな子は虐待の可能性が高い」という例が分からないので、いざ遭遇しても気づかない。こんな時どうする？という冊子があってもよい。通報することを躊躇わない工夫もいると思う。（古河地区）
- 休日、夜間の病院が少なく、いざという時に時間がかかりすぎる。（古河地区）
- 土、日、夜間診療の病院が少ない。遊べる公園や施設を増やしてほしい。（総和地区）
- 都内から古河に引っ越してきて、歩行者よりも車が優先な町だと思いました。都内は横断歩道で待っていても車は止まってくれましたが、古河は止まってくれません。スピードも出しているので、通学路も狭く心配です。車の通りが安全な通学路が、もっとあるのに危険な道を行くのが、不思議です。（総和地区）
- 娘の住む地域では子どもが少なく、近所の友達を作るのに時間がかかった。公園で遊んでいる子はめったに見かけない。屋内で遊ぶ施設が近くにあると、最近の子には良いのではないかと思います。小学校の給食について、旧古河は校舎で作るが総和、三和は給食センターで作っている事が、親だけでなく子どもも納得していない。給食は学校生活での楽しみのようです。（総和地区）
- 児童クラブで、仕事をしていなくても、預けられるようにしてほしい（急な用事や、親の体調不良の時だけでいいので、月に1、2回程度）。（総和地区）
- 小学生が雨の日などに自由に遊びに行ける場所児童館（児童センター）があればいいと思います。図書館も近くにあったらいいのにとおもいます。（総和地区）
- 子どもが自由に使用できる児童館の遊び場があると、安心して遊びに行かせられると思います。（総和地区）
- 病院の窓口を支払うのをなしにして欲しい。返金みたいで面倒だと思います。病気の子の診察など会計の待ち時間すら大変なので。3人目の子育て給付金の10万円もいつの間にか無くなってしまったので3人以上産もうと思う人が少なくなるのでは？と思います。お友達が4人目のお祝い金もらえなくなった～！って何人か聞くので…。（総和地区）
- 児童館がほしいです。（総和地区）
- 小学校入学前に療育に通っていることがありましたが、小学校との連携が全く取れていないと感じました。小学校の特別学級も必要ないのに行かされたり、必要な子が行っていないかったりで、「書類が提出されているかどうか」に従っ

ているだけと感じました。入学してみないと、その子がどう変わるか分からないことは多いので、現場での柔軟な対応と密な連絡（市、学校、親の）が必要だと感じたのを今でも覚えています。（総和地区）

■昔ながらの近所づきあいがあり、子どもをかわいがってくれる近所のおじいさんおばあさんに助けられています。それに甘えて暮らしていますが、その分行政のサポートは足りないと感じます。今は留守番できますが、未就学で留守番させられない時は本当に大変でした。民間の家事育児代行サービスも域外で頼めませんでした。児童クラブ→常に満員のため、疲れていても横になれない。自由度が低く子ども達の不満が大きいです。預かってもらうのだから感謝はしていますが、本当に最低限度のサービスしかないと思います。場所と人数の拡充を願います。今度児童クラブへ行っている子たちにアンケートを取ってもらったと思います。子どもタクシーがあったらいいと思います。都市部で行われているサービスで、タクシー会社の人が習い事まで送ってくれるサービスです。もしくは、あいあい号に子どもも乗れるようにしてほしい。（総和地区）

■夜間救急、休日診療が無くて困る。せめて電話相談は365日24時間対応してほしい。（総和地区）

■近年、救急外来で5千円取られる様になり、子どもの具合が悪い時に受診を躊躇おうかと思う事がありました。結局は受診するのですが負担が多いと感じます。大人は別として子どもは後日返金制などにしていただければ、もっとためらう事なく受診出来る様になると有難い。安心出来ると思います。（総和地区）

■古河市は、様々なイベント、祭りがありますが、どれも混雑しているだけで、行きたいと思いません。子どもを連れて行っても、子ども向けの所はほんの少しで、楽しめません。それよりも、日頃、子ども達が遊べる公園の遊具を増やして下さい。小学生が遊べるアスレチックが全くない。小さな子が遊べる公園の遊具も少ない。広い広場はたくさんあるが、遊具が少ない。何年も前から、アンケートなどで書いてきましたが、改善されることはないまま、子どもは8才になりました。イベントが多いが、医療費が無料だけでは、住みたいまちにはなれません。学校の児童クラブも、夏休みのみ利用していますが、毎年市役所に届けを出しに行くのを、改善してほしいです。職場が変わらなければ、職場の紙は不要に思います。（総和地区）

■子育て世代の親にとっても、子どもにとっても住みやすい町にして下さい。（総和地区）

■地域にある公園施設を充実させて欲しい。（総和地区）

■おじいちゃんやおばあちゃんに育児を手伝ってもらえないので病気にならな

いように気をつけています。自分が病気になってしまうと、家がまわらなくなってしまう。インフルエンザの予防接種も必ず受けているが、毎年、お金がかかってしまう。(総和地区)

■母子家庭なのですが、受けられる制度等の説明が少ない。子どもの学校で同級生の同じ母子家庭の方などの方が詳しく教えてくれる。市役所の方の対応も正直冷たく感じます。好きで母子家庭になった訳でもないのに、支援を受けているこっちが悪い様に感じてしまう。違反をしている人が居て、厳しくしているようですが、本当に支援が必要としている人に配慮していただけると助かります。塾なども、通わせたい気持ちはあるのですが、生活に余裕がなく、断念してしまう。市で運営するなどして安く通えると助かります。(総和地区)

■子どもの具合が悪いとき、夜間受け入れてくれる病院がなかった。他市に行けと相談窓口に言われたが、吐き続ける子を市外に連れて行くのはムリだと思う。24H受け入れてくれる病院を市内に作ってほしい。夜間、休日が心配になって住みづらい。(総和地区)

■普段の下校時、ボランティアの方々が見守ってくださり、ありがたく思います。より安全に、子ども達が登下校できる様に取り組んでいただきたいです。(危険な場所に縁石を作る等) よろしくお願いたします。(総和地区)

■児童クラブに入れなければ仕事も見つけられない(総和地区)

■児童クラブの対応の仕方をもっと考えてほしい。本当に必要な人に児童クラブ(土曜日)、など利用してほしい。1年生の早帰り(入学してすぐ)保護者が迎えに行くのは、仕事を持っているときついで、どうかにかしてほしい。夏休みなど長期休みは預り(特別に)してほしい。(総和地区)

■子ども会はいらない。地区によって会費が違ったり、入ってる子に対して、平等ではない。(総和地区)

■平成30年4月から、子どもの医療費が無料になり、大変ありがたく思っています。ただ、一旦窓口(病院)で支払わなければならない、また600円未満のときなどに市役所で申請が必要となり、不便に思います。申請の必要性を知らなかったり、申請を面倒に思ったり、と完全に無料化とは言えない状況だと思います。病院での一時的な支払いも不要となるよう、改善して欲しいです。(総和地区)

■現在職についている友達が就労時間の短さから児童クラブの入所を断られてしまいました。(他の学校区で)春休みなどの休みの度に申請を出すのは手間だし、学校がある時に子どもの急な体調不良で預けたいと願っていたのに入れず、友達は困っています。もう少し働く母親の立場に寄り添った考え方をして

頂けたらと思います。(総和地区)

- 忙しいと、横のつながりが少ないと思います。もっと、気楽に交流出来る場が欲しいです。(総和地区)
- 子どもの医療費があとから戻ってくるなら、他市などの様に最初から無料にして欲しい。児童クラブに入れる人数をふやして欲しい(夏休みや冬休みなどだけでも)。(総和地区)
- 子育てしやすい環境だと思います。発達が遅れている子の子育てに関しては情報が得にくく、残念に思います。学校に相談員(専門知識があり他校の事例、中学進学に向けて現状をわかっている方)が常勤しているといいなと思います。(総和地区)
- 片親で、仕事をみっちりしなければならぬので、中学校に関する情報を細かくかいてある物が欲しかった。3年前に古河に移り、中学校もどこが良いかわからなかった。(総和地区)
- 子どもに習い事などでいろいろな経験をしてもらい、好きなことをみつけてほしいが家から子どもだけでいける範囲に習い事の場所がなく、すべて習い事は親が送迎できるかどうかで決まってしまう、やりたくてもやらせてあげられない現状もある。(総和地区)
- 雨の日や寒い日など悪天候でも子どもが遊べる児童館などが市内にあると良いと思う(悪天候時は結局ゲームばかりになってしまうため)。(総和地区)
- 登下校時ランドセルが重すぎる。教科書などは学校においておいてもいいのでしょうか? 子どもでも首の痛み肩の痛みが出てしまうのが心配である。夏休みなど長い休みの時に1度持ちかえり親がチェックする事をオススメします。ベストだと私は思います。(総和地区)
- 進学に対しての補助制度があったとしたら、わかりやすくしてほしい。書類とか、わかりにくい。(総和地区)
- もう少し子どもとの時間をつくりたいが、仕事から帰ってくると子どものことが後回しになってしまう現状です。もう少し子どもの話に耳を傾けてあげたいし、子どもと過ごす時間を楽しみたいな…と思っている毎日です。(総和地区)
- 母子手当ての上限を少し超えただけで打切られるのは厳しい。きちんと働いて打切られるのと調整して手当てを受けられる差を考えてほしい。母子手当てと市営住宅の上限値が近いので、手当てを打ち切られて、家賃も上がると、子どもへかけたい教育費を削らなくてはならないのが現状。(総和地区)

- 女沼に住んでいますが、近くに公園がなく、遊ぶ場所がなくて困っている。高学年になれば、子どもだけでも自転車に乗って、ある程度遠い公園に行けるが、低学年や、3・4年生のうちは近場で遊ぶしかできないので、無いので、困っている。中学校に入学する際、制服や、自転車、など、お金がかかる（まとめて、お金がでてしまう）。なので、制服の購入金額などの補助をしてもらいたい。それが、不可能であれば、制服の価格を下げてもらいたい。15才まで医療費が、無料になったが、ムダに病院にかかる人もいるので、無料は反対です。その分のお金を、給食費を安くするとか、子ども全員が恩恵を受けられるようにして頂きたいです。（総和地区）
- 保育園の負担が3人目でも年が離れていたため割引がなかった。年が離れていても市で割引の対象にするべき！人数が増えるほど子どもにお金がかかる！このままでは子どもを産みたくない！（三和地区）
- 子どもが、1人で習い事へ行ったりできる環境であれば親の負担が少なくてよいが、どこへ行くも送迎が必要な点を、改善してほしい（街の外灯や子どもがあいあい号のようなものを1人で利用できるなど）。放課後子ども教室も共働きでは、親が迎えに行けず利用できない。（三和地区）
- 室内で小学生も遊べるような施設があるといいです。（三和地区）
- 近所に公園が無い（歩いていける）。通学路の途中に危険な道幅の所が有り、歩道が無い。（三和地区）
- ひとり親なのでいろいろとアドバイスをしてもらいたい。（三和地区）
- 兄2人は健常者なので小学校など、普通に子育てできますが弟は障害児で預けられる障害施設は古河市に2つしかありません。なので、すぐに施設はいっぱいになってしまいます。仕事を辞めるしかないのかとも何度も考えましたが、自営業の為なんとかお店に障害児の子と一緒に仕事をしている状態です。できたら施設を増やしていただけると、もっと子育てしやすい環境になります。よろしくおねがいいたします。（三和地区）
- 小学生が放課後、遊べる場所が少ない為、なかなか遊びに行かせる事が出来ない所以他市のように児童館を運営してほしい。小さな子どもが遊べる所はありますが、小学生が遊べる所が少ないです。公園も正直、子どもだけで遊ばせるのは心配です。他市の子どもたちは、気軽に児童館へ行き、友だちと宿題をやったり遊んだりして児童館には職員もいて安心なので素晴らしいなと思いました。夏休みなどの長期休みもずっと家にいるより気軽に友だちと遊べて良いと思います。（三和地区）
- サークルなどは、既に親同士がかたまったりして入りにくいイメージがある。

だったら地域や近所に見守りや相談できる人がいればいいと思う。今は近所でも人間関係が薄いと思う。昔のように気軽に声かけやどこの人などわかるような関係だったらいいなと思う。生活は苦しい時もあるが、みんな老後がとても不安だと思う。子育てでかかる金額はしかたないと思うので、子育てにける補助金があるなら、私達が老後をむかえた時、少しはゆとりあるように、子育てより老後に安心できる補助をまわしていただきたい。(三和地区)

■家にいない保護者(仕事などで)が増えたので、子どもだけで自由に遊びに行ける家が少なくなった気がします。習い事や、予定のある子が多いので、子どもたちだけで遊ぶことが少なくなった感じがします。勉強ができないと生きていくのに難しいので、もう少し勉強ができなくても生きていける世界だったらと思う時があります。(三和地区)

■古河市内は街灯も少なく、冬など暗くなるのが早い時季には何かと不安を感じる。市内の街中に防犯カメラ等の設置は検討しないのですか？学校から不審者情報のメールが届くと仕方ありません。隣町の様に、子どもや子育て世帯が住みやすいところが変わってくれる事を願っています。病院の窓口支払いの負担も無しにしてくれると、大変助かります。(三和地区)

■外で遊べる公園などが近くにない。(三和地区)

■市でいろいろ活動があったり、サークルがあっても働いているので、参加できるスケジュールがありません。子育て中であれば平日昼間に参加できるわけではないのです。児童クラブも学校(学区)ごとに通える学年に違いがあります。6年生まで行ける所もあれば、うちは3年になる時に入れなくなりました。4月1日春休み中に、今日から預けられないとなったら困りました。数日前まで2年生だった女の子を残して仕事に行けませんし。子育てしやすい環境を整えている間にうちの子育ては進んでいるのです。早く助けてくださいと思うばかりです。(三和地区)

■駅から遠い場所だからかもしれないが、子育てに関して相談する場所など、預けられる場所がない。旧三和町の方は、総和まで行かないとファミリーサポートセンターがないことが不便である。(三和地区)

■子どもを産んで大きくなるまでには沢山の人の関わる事が出来て煩わしい事も中にはあるけど、親として人として、今まで知らなかった事も経験させてもらえる人生になるので、子育てではなく、親育てをしてくれる子どもに感謝です。それとこのアンケートはいまいち的を得ない質問ばかりでした。(三和地区)

■お金がないから働く→子どもとの時間が少なくなる。頑張って働いて、子ども

との時間がなくなって…母子手当でももらえず、税金をたくさん引かれる。なるべく、子どもという時間をふやせるようにしたいが、なかなかうまくいかない。(三和地区)

- 小学校以降も、放課後デイサービスなどの支援を受けたい。(三和地区)
- 住んでいる場所の近くにスーパーや、子ども達の学業用品、服など買いに行ける場所が少なすぎる。家の近くに商業施設が欲しい。(三和地区)
- 地域的に子どもが少なく、高学年になってもお友達との行き来に不安を覚えます(交通状況、人の目等…)。学校の周りは良いが2kmも離れると色々な面で不安です。住まいが遠い所まで行き届く子育て支援があると助かります。(三和地区)
- 他の地域で生活をしたことがないので比べる対象がありませんが、もう少し子どもの多い家庭に利益があると少子化対策になり、生活も楽になると思います。また、出産費用も高額ですし、学費も無償化とはなっていないので出費が多いので生活費の負担が大きいのが実際のところです。(三和地区)
- 子どもの医療費が無料になったのはとてもありがたいが、手続きが必要な場合とそうでない場合があり分かりづらい。(三和地区)
- 気軽に散歩しながら遊べる公園が少なく、安全に1人でもいける塾もないので学習面も心配。モンスターペアレントも多く、先生達も大変だと思うけど、もう少し学習レベルが市全体で上がるとうれしい。古河市内でも差があると思う。習いごとや塾も、市中心部に偏りがある気がする。もっと近くに、買い物ができるデパートや駅ビル、交通機関の増加をしてくれると助かる。子どもがいながら他県に行くことも多く、大変。可能なら、医療費はタダじゃなくてもいいから、役所に600円以下の届けを出しに行かなくても戻るようにしてほしいです。(三和地区)
- 学校の給食の内容がみすばらしい。各家庭に負担(給食費)をかけても構わないので、もっと充実させてほしい。(三和地区)
- 子育て中にかかる費用の負担軽減を強く望みます(保育料など)。(三和地区)
- 医療費は0円にしてほしい。通院している人だけでも。病気の軽さで支援があまりないのはどうかと思う。インフルエンザワクチンなど、子どもが多いと高くてもやらない人がいるから小学校で学級閉鎖や、予防していても移ってしまう。3人目から0円や、昔みたいに学校で希望する人だけでも0円で予防接種をして欲しい。家族で打ったら何万円もなくなる。(三和地区)
- 「自然多くのびのびと」というのは、すごくすごく良いし、親としてはこのよ

うな環境が好きだけど、学校帰り又は遊びの帰りは、街灯が少ない。交通量も少ないような所なので心配が付きにくい。駅付近のようにならずとも、少しでも近いような環境なら、人の目があるので安心。もっと、学校と交流がもてたら、先生にも色々と様子が聞けるし、心配不安な事も聞いてもらえるのと思う。
(三和地区)

■スポーツ少年団が仕事もしている親にとって負担。(送り迎え、休日がつぶれる。費用がかかる。)だが、子どもがやりたい以上、仕方がないと諦めている。
(三和地区)

■子育ては色々大変な事が多いけれども、相談出来る機会などを上手に利用して、今後も頑張っていきたいと思う。(三和地区)

■特に不満もなく、快適に過ごさせて頂いています。(三和地区)

■現代の人は昔と違い、インターネットを利用します。市役所や児相などに電話をしたいと思える人は少ないです。昔と同じやり方を続けるのではなく、時代にあった相談のやり方をとって下さい。時代はまちがいなく進んでいますが、市役所のやり方は昔から変わっていません。お金で援助することばかりに目がいつてしまいますが、毎日相談したいことがあるけれど、誰に聞いていいのかどこに相談していいのか分からない人が多いです。LINEなどスマホを利用した相談ができるシステムの構築が今求められていると思います。(三和地区)

古河市子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和2年3月
企画・編集 茨城県古河市
〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248
T E L 0280(92)3111(代表)
U R L <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>



令和2年3月
古河市